

参議院文教委員会會議録第十八号

昭和四十八年七月十日(火曜日)
午前十時三十一分開会

委員の異動

七月九日

辞任

塩見 俊二君

補欠選任

鹿島 俊雄君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

永野 鎮雄君

久保田 藤麿君
楠 正俊君

宮之原 貞光君
安永 英雄君

委員

金井 元彦君

志村 愛子君

大松 博文君

中村 登美君

濱田 幸雄君

二木 謙吾君

宮崎 正雄君

小林 武君

鈴木 美枝子君

松永 忠二君

内田 善利君

矢追 秀彦君

萩原 幽香子君

加藤 進君

国務大臣

文部大臣

奥野 誠亮君

政府委員

文部大臣官房長 井内慶次郎君
文部省初等中等
教育局長 岩間英太郎君
文部省大学学術
局長 木田 宏君

事務局側

常任委員会専門
員 渡辺 猛君

説明員

人事院事務総局
任用局長 茨木 広君

参考人

日本聾話学校長 大嶋 功君

本日の会議に付した案件

○教育職員免許法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(永野鎮雄君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。昨七月九日、塩見俊二君が委員を辞任され、その補欠として鹿島俊雄君が選任されました。

○委員長(永野鎮雄君) 教育職員免許法等の一部を改正する法律案を議題とし、前回に引き続いて質疑を行います。

本日は、参考人として、日本聾話学校長、大嶋功君が出席されております。

大嶋参考人におかれましては、御多忙中にもかかわらず本委員会に御出席くださいますこと、ありがとうございます。

それでは、質疑のある方は御発言願います。

○萩原幽香子君 質問に先立ち、参考人に一言お礼申し上げます。

本日は、まことに忙しいところお運びいただき、ほんとうにありがとうございます。どうぞよろしく御指導のほどお願いいたします。

きょうは、大臣をはじめ委員の皆様方にろう学校幼稚園の生徒さんになっていただけて私は授業をさせていただくつもりでたくさん資料を集めたわけですが、時間がございませぬのでそれはまたの機会にいたします。けれども、せっかくベテランの参考人においでを願っておりますので、大臣にちょっと生徒になっていただけて、参考人、先生でちょっと授業をしていただきたいと存じます。

○参考人(大嶋功君) たいへん大役を仰せつけられました。大臣に生徒になっていただくということでございしますが、これは私も申します生徒と申しますのは耳の聞こえない子供でございしますから、大臣に生徒になっていただくだけではできません。ただ年齢をお下げ願うというだけではできないわけですが、私の申し上げることが耳からは完全におわかりにならないというようなこととお考えを願いたいと存ずるわけでございします。したがって、たいへんこれも恐縮なことではございますが、大臣は、生徒は教師のほうをいつも見ていることによって授業ができますものでございしますから、恐縮でございますが、こちらのほうをこちら願いたいでございします。それで、かりにこの生徒が初めてろう学校に入ってきたというような場合を想定いたします。そういう子供に、まあいろいろのことがございしますけれども、ことばをどういうふうにして初めつかんでいくかというふうなことをいたしてみたいと思うわけでございします。

それで、先日私どものクラスは動物園へまいりました。そこでいろいろの動物を子供たちが見たわけでございます。その中でいろいろのことが話し合われていたわけですが、いまここにいます生徒はキリンにたいへん興味を持った。それで教師であります私は、その子の興味を取り上げて、そしてこの子供にことばの初歩の概念を持っていくようにと思ひまして、こんなものを用意をいたしましたわけでございます。(図示) 初め子供はキリンなんていうことばを知らません。サルも見たでございまして、クマも見たでございまして、う。ところがそのキリンの首の長いところに非常に興味を引かれたと見えて、これのしぐさをしたりなんかして私に申します。そこで私はこれを取り上げて、「そう、キリンがいたね」というふうなことから始めます。そしてそういう場合に、これはキリンというのだというふうな名前を教えます。子供はなかなかそういうことでもって名前を覚えるなんていう興味は持っておりません。ただ、このところがこんなに長いということ、これはミニチュアでございしますけれども、ですから私の背ぐらいでございしますけれども、実際は非常に大きい、高いところにあるということが前提になるので、子供が、非常に高いというところで手まねをしたりなんかをして表現すると思うのでございします。で、私は、「そうだね、ずいぶんこれは高いね。のっぽだね。」というふうなことを申します。そうすると、「のっぽ」ということはがかりに子供に最初にとらえられていたといいたしますと、子供は自分があらわしたいということばと対応して、その「のっぽ」というふうなもの、口の形というふうなもの、あるいは補聴器を通しての耳から入る音の断片というふうなもので、ああこういうのは何かそういうことを言うのだなというふうに感じてまいります。そこで、い

いろいろなことをやってまいりますと、その子が「のっぽ」みたいなことを申します。まあ「のっぽ」というふうに言ったといたします。そうすると、ここで「のっぽ」で通り過ぎてよろしいのでございませうけれども、これをもう少し「のっぽ」というものに近い音にさせたいと私が思ったといたしますと、それを子供に伝えるためにいろいろなしぐさ、事をするわけでございませうが、まあ第一「のっぽ」というのをそでない「のっぽ」というのだというのは口の形でもって見分けようとするばある程度見分けられるわけでございませう。そういうふうなことをよく話しまして、そして、言ってごらんということでございませう。大臣おそれ入りますが「のっぽ」とおっしゃらないで「のっぽ」みたいなことをちょっとおっしゃっていただければ……。

まあ、そういうふうなときには私は「のっぽ」とか「のっぽ」といいたしますと、「のっぽ」というふうなところはあまり動きません。(教材を使う)ところが「のっぽ」というふうに申しますと、これがぼつというふうに動きますので、子供にそれをやらせる。そういうふうなことをいいたしますと子供がどうやら「のっぽ」というふうな音はこういうふうなものだということを自分の筋肉の感覚なんかで理解をしてくる。そんなふうなことで、これが一つの手がかりになってまいります。そして自分がこれをあらわしたいときに「のっぽ、のっぽ」というふうなことでこれをあらわしていく。そんなふうなことから教師がいろいろのくふうをして子供にこの初歩の観念を与えていくというふうなことをするわけでございませう。

どうもありがとうございます。

○萩原幽香子君 ありがとうございます。

大臣、このろう学校の先生の御苦労がどんなものか、大體お察しがついたのではなからうかと思ひます。

○政府委員(岩間英太郎君) 盲・ろう・養護学校の対象の数は、私のほうで一応推定はいたしておりますけれども、まだ確定はものではございませうが、一応一七千六百八十八という数字を考えておるわけでございませう。これは特に三歳児——五歳児の中で幼稚園に就学させることが適当であるというところで、若干障害児の数よりはしぼられておるわけでございませうけれども、一応の推定はただいま申し上げた数字でございませう。

○萩原幽香子君 それは大體就学率にいたしますとどれくらいでございませうか。

○政府委員(岩間英太郎君) ただいま幼稚園に就学いたしております子供の数は大體二千五百名程度でございまして、先ほどの一七千名ばかりのうちでは一四〇〇程度の数になります。

○萩原幽香子君 たいへん就学率は悪いようでございますけれども、今後これに対してどのような計画をお持ちになっておられますか、承りたいと存じます。

○政府委員(岩間英太郎君) ここに大嶋先生が参考人としてお出かけでございませうけれども、特に、ろう教育につきましても幼児から訓練をするということが教育上適切であるというふうな判断に立ちまして、私どもは、ろう学校に幼稚園を設置するということにいままで力を注いでまいりました。しかし最近では、ほかの障害児に對し合があるというふうにも言われておりますし、こういう問題につきましても、ただいま特殊教育の総合研究所で検討をお願いしているわけでございませうけれども、ろう学校につきましても、現在九十八の学校におきまして二千名の子供たちが幼稚園の教育を受けているという現状でございませう。

○萩原幽香子君 中教審の答申によりまして、昭和四十七年度を初年度とする特殊教育拡充整備計画というものを策定しておりますね。それについて承りたいと存じます。

○政府委員(岩間英太郎君) 私どもは、中教審の答申を受けてまして、十年間で盲学校、ろう学校、養護学校につきましても、これは義務教育——義務制を完了したいというふうな計画を一応立てておいたわけでございませうが、私どものほうの河野政務次官あたりの強い御意見がございまして、これを七年間で完成するようにしたかどうかというふうなお話でございまして、大臣もたびたび本委員会におきましても御答弁申し上げておりますように、その計画に基づきまして五十四年度から養護学校につきましても義務制を施行したいというふうなことで、ただいま私も大臣の御指示を受けましてその準備を進めている段階でございませう。十年計画を七年計画に縮めたということでございますから、実質的にはあと五年で何とか義務教育までもっていかなければいかぬ、まあそういうふうな状態になっております。

○萩原幽香子君 そうしますと、その七年済んだときに、大體該当幼児の何パーセントぐらいが収容可能になるのございませうか。

○政府委員(岩間英太郎君) ちょっと先ほど質問を取り違えたかもしれませんが、私どもが申し上げておりますのは、小学部、中学部を中心にした義務教育の問題でございまして、幼稚園につきましても、その義務教育にするということがどうしても先行するものでございませうから、私ども先ほど申し上げましたように、ろう学校につきましても、これは確かにその必要が非常に強いということでは、ろう学校につきましても何となく子供を全部収容できるようにしてまいりたいと考えておりますけれども、ほかの部門につきましても、やはり幼児段階で適当な教育を施すということが効果があらうというふうな段階でございまして、特殊教育の総合研究所でもその成果につきましても、特別に検討を進めていただくということで、大體私どもは五〇%ぐらいまでを目標にして進めているような次第でございませう。

○萩原幽香子君 いま局長がおっしゃいました、どうも幼稚園でやることは効果があらうだとい

うことでございましたね。ありそうだなというお考えは、まことに私にだけだないと思うのでございませう。はっきりあるわけでございませうね。それで、後期の計画が終了したときに五〇%、十年かかってやっと半分ということなんでございませう。

そこで、参考人にお尋ねをいたしますけれども、小学校、中学校と、いわゆるろう学校に入りまして子供、幼稚園から終了してまいりましたのと、いきなり小学部に入りまして子供とはどのように差がございませうか、それをはっきり承りたいと存じます。

○参考人(大嶋功君) 岩間局長も、ろう学校については十分にそれをお認めになっていらっしやるというところでございまして、したがって、私はろう学校でございませうので、あれかと思ひます。

ここに一つ、こんな生徒が書いたものをちょっと持ってきて参りました。これは小学部の一年生が書いたのを、壁に張ってあったのをひよっと持ってきたわけでございませう。先ほど大臣に生徒になつていただきました、ごく初歩のことを申しましたのですが、かりにいまの子供が六歳であつたといいたしますと、小学校一年の年齢でございませう。この子はごく小さいときから教育を受けた子供でございませう。この子が、これは、やはりどこかへ行つたときのことを絵にかき、またそれを文に書いたものでございませう。この文をちょっと読ませていただきますと、「七月八かきようはとしゆきくんとみんなでしたきりすすめめをのびききくんとおもしろかった。おはあさんがすすめめのところへいって大きなおみやげもらつてあけてみると、いんなおはげがかくれていた。おじいさんははるなつあきふゆになるまでずーとチェン」——これはすすめめの名前だと思ひますが、「をさかしにいた。山火事ですすすのおやががけてきましした。たいへんだ、たいへんだ」火事とみえたのは山の木のはのまっかなもみじだったのです。えびづかかずひろ」と、まあそういうふうなものを、

六歳の子供が自分で絵をかくたり何かすることが出来る。これが教育を受けずにはじめて六歳になりますと、大体こういうことはできないというやうなことがよくわかりかと思うのでございませう。で、教育を受けなかつた子供がどういふやうであるかということにつきましては、ちょうど私どものほうの学校ではそういうやうな子供がおりませんものから、ここに適當なものを持つてくるのができませんでしたので、先ほどのやうなことから御想像を願ひまして、そういう同じ年齢になるのに教育を受けると受けないとで非常な違いであるということ、したがって、その後の成果が非常に変わつてまいります。こういう子供が小学部を終わりますと、あるいは小学部のうちに普通の小学校に移ることが適當である子供もたくさん出てまいりますし、また中学へまいるときに普通の中学へ移るとか、あるいは中学を卒業するときは大体の子供が普通高校へ入つてまいるというやうなことができてまいるわけでございませうが、六歳で初めて入るとか、あるいは四、五歳にいたしましてもおくれ入つてまいりますと、なかなかそういうやうなことにまいります。したがって、子供の持つた力を十分に伸ばすということのために、ぜひとも早くから教育をするということが少なくとももう学校では大切でございませう。おそらく他の障害児においてもそういうことがいろいろな形で言えることであらうかと思うのでございませう。

○萩原幽香子君 知的にも興味を持ち始め、伸びる時期に、耳に障害があるために、親もどうしてよいかわからない、子供同士の遊び仲間にも入れない、こういうやうな形で疎外されていく幼児たち、また、そんな子供を持つ親たちのことを考えますと、十年という長い計画の上に対象児の半数しか収容できないというのは、どうしても手直しをしていただく必要があるのではないだろうか、そういうふうなことを考えてございませうが、これはいかがでございませう。

○政府委員(岩間英太郎君) 先ほども申し上げて

おりますように、ろう学校の幼稚部というのは現在九十八で、二千人が対象になっておりまして、大体ほかのものに比べますともう非常に高い就学率でございませう。私どものほうは、これは予算措置等によりまして一日も早くろう学校の場合には幼稚部というものを普及していきたいということをやつておりますから、一応十年計画とは別に、一日も早くということをやつてまいりたいといふふうに考えております。

○萩原幽香子君 普通児の幼児教育計画を考えてみますと、昭和五十六年度末までに入園を希望します四、五歳児のすべてが就園できる計画でございませう。それに対して特殊教育では五〇%しか就園できないというのは、教育の機会均等ということからいってどうもおかしいやうな感じがするのでございませうが、大臣、その点はいかがでございませうか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 幼稚部のほうは義務教育でございませうし、義務教育の部分とそうでない部分と分けて考えなければいけないだらうと思うのでございませうけれども、いづれにしましても、希望者の全員を収容できるように施設を整備していくこと、これはもう当然大切なことだと思ひますし、そういう方向で努力すべきものだと考えております。

○萩原幽香子君 いや、普通児の場合でございませうね、私がいまさっき申しましたのは、普通児の場合には五十六年に四、五歳児が希望します者は全員入れるようになってゐると。にもかかわらず、特殊教育いわゆる障害児の場合は五〇%というのには教育の機会均等の面からおかしいのではございませうかと、こういうお尋ねをしたわけなんです。ございませうか。それで、もう一回、大臣いかがでございませうか。

○国務大臣(奥野誠亮君) いろいろな事情で幼稚部に通えないという人は別にいたしまして、通う希望がある、しかし施設が不十分だという意味で入れないということはいへん都合なことだと思ひますので、私としてはぜひ計画をよく調べま

してぜひ希望者の全員が収容できるように持つていくべきだ、こう思つております。

○萩原幽香子君 それじや普通児と同じ取り扱いをということではございませうか。

で、ろうの場合におきましては、難聴であることがわかるのは専門医なら生後十日、学校の先生でも、満一歳になればわかるということではございませうが、それはいかがでございませう。また、その時期を逸しますと、あとになったらなるほど幾ら集中的にやつてもその効果は薄いということなんでございませうが、その点はいかがでございませうか。

○政府委員(岩間英太郎君) ろうの子供たちにつきましては、ただいま御指摘のとおりだと思ひます。私どもも、かねてから耳の不自由な方々は早期に教育をしなければ舌が固まつてしまつて完全な発音もできないというやうなことを聞かされております。そこで、いま御説明申し上げましたやうに、これは一般の幼稚園に通われる子供さん以上でございませう。一方々々については私どもとしても手を差し伸べる必要があると。したがひまして、ただいま大臣が申されましたやうに、そういう方々が漏れなく早期の教育を受けられますやうにできるだけの努力をしたいということに進んでゐるわけではございませう。

○萩原幽香子君 参考人の御意見をちょうだいしたいと思ひるのでございませうが、早期発見の方法あるいは効果、あるいは処理、そうしたもののあわせで伺ひたいと存じますが、外国などで適切な例がございませうしたらお聞かせをいたしたいと存じます。

○参考人(大嶋功君) 外国の適切な例ということがつけ加えられておりますが、むしろ外国で行なつておりますけれども、日本ではまだ行なわれていないということが多いわけでございませうので、外国の例をお話を申し上げることがいいかと思ひます。実は私、今日そのことの非常によくあらわれております十分くらいの一六ミリのカラーフィルムを持つて伺ひたいと思つたわけでござい

ますが、暗幕その他のことからここではそういうものが使えないというやうなお話でございませう、たいへん残念でございませう。で、その内容をかいつまんで申し上げたいのでございませう。

そのフィルムはアメリカのデンバーのコロラド大学の医学部の病院でとりましたものでございませうが、アメリカの大学の産院で子供を産みました母親が三日ほどその病院にいらんだそうでございませう。その三日の間に、そこで取り扱つた子供の耳が悪くないかどうかということを検出するやり方でございませう。これはきわめて簡単なやり方で、ある適當な音を出す小さな器械がございまして、生まれたばかりの赤ちゃんが寝台の上に寝ており、

まずそこでその音を聞かせます。そうすると、その音が聞こえる場合には、それに対する反応をいたします。ある子供はこゝ身を縮めるか、あるいは目を開くとか、あるいは泣いてゐるものが泣きやむとか、そういうそれぞれの反応を示すわけでございませう。その反応を示す者は耳が聞こえてゐると考えてよろしいので問題から除きます。その反応を示さない者があつたとき、これは怪しいということになります。それをさらに精密に検査するのでございませう。その検査には約一カ月、二カ月、三カ月くらいを要する場合が多いのでございませうが、いろいろの角度からその子供についての検査をいたします。そしていよいよこの子供の聴覚に障害があるということになってまいりますと、それはさつそくに教育をする必要があるといふことで、その方面のクリニシャンの手に渡ります。そこでクリニシャンがその子供並びに親たちに対する教育を施しまして、それによつて子供が成長いたしましたときにどんなやうな状態になるかというやうなことがフィルムにもあらわれてゐるのでございませう。で、その場合に子供の聴力そのものの損失状況が問題でございませうが、そのフィルムに出ておりますところなどは、非常に悪い聴力の子供でかなり、ほとんど普通と同じやうにしゃべるやうな程度になつてゐる状況がござ

います。まあそういうようなことでございまして、これはデンバーの大学ばかりでございせん。ロサンゼルスにおいても行なわれておりますし、イギリスにおいても行なわれております。フランスにおいても行なわれております。でございます。

このやり方は、もちろん一つの方法でございすけれども、きわめて簡単にできる方法でございまして、何とか日本でもこのことが行なわれるようにということをお願いしているわけでございす。で、そういうことができるとでございすので子供の運命がきまるわけでございすので、私もはぜひともこの方法が日本で何らかの形で取り入れられ、広められてまいりますことを願ってやまないのでございす。けれども、これには現実にはいろいろな隘路があるようでございす。

そこでさらに私どもが願いますことは、保健所で保健婦が新生児の訪問をいたしますときに、その子供の耳はどうかということを親に気づかせるといふことをしてもらいたいわけでございす。で、先ほどの御質問にもございすように、十日もすればわかるということでございますが、これはほんとうにわかつかうと思つてかかりますならばわかることとございす。けれども、どの親も子供が生まれたときにしやこの子の耳が悪いであらうかというように考えることはございせん。私どものようにこういふことに携つております者は、もうまづ先にそのことが心配になるのでございすけれども、一般にはそういうことが考えられませんでしたに見過されてしまひます。もし各家庭が生れた子供について聴力はどうかといふことを考えさせるならば、そのことは発見し得ることとございすので、これなどはさらに簡便な方法であらうかと思つてございす。そういう方法をぜひとも日本で取り入れていきたいといふことと、それから先ほど申しましたこのフィルムを何らかの機会に大臣はじめ御列席の皆様方に見ていただきたいと衷心から願つ次第でございす。

○萩原幽香子君 大臣、いかがでございすか。そういうフィルムを一べん見せていただくこともよろしいのではなからうかと思ひます。ぜひまた何かの機会にお願ひをいたしたいと思ひます。

そこで、先ほど子供を生んだお母さんが自分の子供が耳が悪いかどうかといふ疑いをまず持たないといふことでございす。で、まず早く発見するためには、この子供はどこかに障害があるんではないかといふ疑いを持つと、そういうことが私はいへん大切なことだと思つてございす。ですから、そういうことをお母さんたちに教育をする。いまから子供を産むお母さんたちにそういうことの教育をするといふことについて、どういふやり方をすれば、どういふ場で、どういふ方法でやればよろしいとお考えでございす。どうか、大臣、いかがでございす。

○国務大臣(奥野誠亮君) 身障者の問題につきましては、厚生省関係におきまして相談事業などもやつておるわけでございす。また、文部省関係におきましては学校もあることでございす。で、その学校においてどういふやうな、相談相手になるかあるいはどういふ教育をやつていくとか、十分な研究を続けていかなければならぬと思ひます。同時に、また文部省内にも新たにそういう研究、調査をするシステムを発足させるというところでいま準備にかかつているところでございす。

○萩原幽香子君 これは大臣、私思ふんですけれども、社会教育の分野でも、こういうお母さんたちの教育といふことは、考えさせる場といふものがつくれるんじゃないかと思つてございす。が、妊婦のお母さんたちのいわゆる赤ちゃんを育てる、生むといふことについての教育、そういうやうな分野があつてもよろしいのではございせんか。若妻グループとか、そういう中でこつたやうな子供を生むといふことについての教育、そういうものを考えていただいてもよろしいんじゃないでしょうか。これは厚生省が一番の關係になるかもしれませんが、教育の場でもこつた

うことはやれる問題ではないだらうかといふふうにおもひますが、その点はいかがでございす。

○国務大臣(奥野誠亮君) お話の問題は社会教育の問題としては、妊産婦の方とかあるいは子供を産まれた方々に、はがきでいろいろな照復をしたりしていることは御承知いただいていると思ひますけれども、そういう照復の中に、いまおつたやうな事項もひとつ取り上げるというのには考えてみるべき課題ではないだらうかといふふうに思ひますので、よく検討させていただきます。

○萩原幽香子君 先ほど参考人のお話もございしたように、障害児は三歳から始めてもうすでおおそいという感じがするわけでございす。そこで私が訪問いたしました高等ろう学校では、幼稚部就学前の一歳から三歳までの子供の教育相談をやつておられるわけでございす。障害児の家庭においての扱いと、お母さんたちに具体的な指導をされているといふことでございす。私はそれを承りまして非常な御努力だと思ひ、その善意に敬意を表したわけでございすけれども、そのところがその先生方に対しては、別に何の手当もないといふことでございまして、まことに一部の先生の善意に甘えるといふかっこうになつております。こういう点について文部省はどのようにお考えでございす。

○政府委員(岩間英太郎君) 確かに先生が御指摘のやうな就学前の子供に對しまして、いろいろな学校が地域住民に對するサービスといふやうな形でやつておられると思ひます。私も、やはり学校がそういうふうな地域の方々に對しまして、いろいろお世話をするといふことは、これはけつこいなことだといふふうな考えをおるわけでございす。そういうふうな需要がありました場合には、できるだけそういうふうなことを広げてまいりたいといふふうに考えるわけでございす。これは手当とか、そういう待遇の形でやれるかどうか、実態等もまだはつきりいたしておりませんので、

今後検討してみたいと思ひますけれども、そういうやうな地域社会の中心的な機能を果たすといふことは、これまたこういうやうな種類の学校につきましましては当然のことといふふうに考えまして、皆さんがそういう仕事に携わつていただくという意味で、特殊教育に御関係のある先生の待遇というものを、全般的に引き上げていくという方向でいま私どもいろいろ努力をしているといふやうな段階でございす。特別に分けて処遇をしなければならぬかどうか、これはまた今後の課題として研究させていただきます。

○萩原幽香子君 今後の課題として研究していただいてけつこうでございすけれども、そういうのは善意だけでは解決できないのじゃないかといふ感じが私は強つたわけでございす。そこで、そういう点ひとつお願いをしたいと思ひます。それから、これは私のところに届けられました横須賀市のろう学校の女の先生からでございす。この先生のお話、はがきによりまして、「非常に最近の障害児教育の複雑性の中で、現場の教師は、一そう骨身にこたえるやうな勤務をしているわけでございす。教育予算は乏しく、教具教材は児童生徒の頭打ちですから、何もかも不足の中で毎日の実践を迫られ、一方、普通市販の教具教材では、その能力に合わないものが多く、毎日毎日おそくまで、果ては家庭まで持ち帰つて自費で製作を余儀なくされております。子らを前にして私たちは紙と鉛筆、黒板だけでは何もできない授業をしている私たちに對して、文部省はどういふふうにお考えになつていらつしやるのだらうか。」こういうことが私たちの手元に届いております。ですからこゝへたくさんお借りしてまいりましたのも、これはみんな先生方の手づくりの教材、教具といふことになるわけでございす。しかも、そういうものがやはり先生たちの自費でまかなわれているといふことについては、よほどお考えをいただかないといふけないではないだらうか、そういう感じがします。

そこで、文部省にお尋ねをするわけですけれども

○政府委員(岩間英太郎君) ただいま私どもが考えております教材費はかなり弾力的な運用ができるようになっております。ここでもお話に出ておりますように、大学の場合にもいろいろ経費がございますので、校費というふうな非常に弾力的な運用ができるような仕組みになっておりますけれども、また実際の運営費につきましては、これは各都道府県の教育委員会でごめんどうを見ていただかなければならない問題がございます。いずれにいたしまして、ただいま御指摘になりましたように、私どもも努力はしているつもりでございますけれども、まだ学校の先生方にかんがりの負担をかけておるといふ点は私どもも考えまして、今後特殊教育につきましてのいろんな施設、設備の關係の充実につきましては、さらに力を入れて努力をしてまいりたいと思っております。

○政府委員(岩間英太郎君) 定数の問題につきましても、主としてこれは学級編制の改善といったふうなやり方で定数の拡充をしているわけでございます。

○萩原隆香子君 私が見せていただいたのは、大
体八人から十人ぐらいおられるようでございます
ね。ですから、これはたいへんな御努力だと考え
たわけなんです。私たちのような一斉授業しか、
普通の耳も聞こえ、目も見えてといったような子
供を相手にして教育してまいりました者から見ま
した場合に、これはたいへんなことだという感じ
をしみじみ持って帰ったわけでございます。です
から、いま三・三人とか三・四人とかいうこと
でございすけれども、実際的にはそんなにはなっ
ていないんじゃないかということも考えられます
ので、どうぞひとつ今後その先生方が、十分そう
いう子供たちに満足した教育ができますようにお
計らいをいただきたいと思います。

そこで、障害児が普通児以上に早期教育が必要であるというのなら、普通児以上に手厚い早期教

○国務大臣(奥野誠亮君) 先ほど米繰り返し申し上げておりますように、希望をされている方々につきましては、全部収容できるように施設の整備を急いでいかなきゃならない大切な問題だと、文化国家にふさわしい施設の整備に努力をしたいと、こう存じております。

○国務大臣(興野誠亮君) 施設の充実をはかるといふことではないかと、こう考えるわけでございますけれども、施設をふやす、学級をふやす、それに応じて先生を整備していくということになろうかと、こう存じております。

○参考人(太嶋功君) 施設の充実をしていただきますこと、ぜひとも必要でございますが、先ほど御質問の中にございましたような、三歳にならない子供たちの教育相談というふうなものが行なわれておりますのは、さなきだに手一ぱいで、幼稚

部の教育をしております先生たちが、あるいは土曜日の午後であるとか、あるいは水曜日の午後であるとかというときに、それより小さい年齢の子供を連れて来る親たちの指導をしているわけでございます。これはやはりそういうふうなことが当然なざるべきものという前提に立つて教員の配置というふうなものが行なわれていないからであるとは私は考えるのでございまして、先ほども申しましたように、特に耳の不自由な子供につきましては、三歳ですでおそいということがはっきりとしたしておりますので、これはぜひとも国の施策としてお取り上げを願つて、私にはよくわかりませんが、たとえば学校教育法の条文の改

○萩原幽香子君　いまの参考人の御意見に對しまして文部省はどのようにお考えでございましょうか。三歳からというのを、その状況に應じては零歳からでもといったように変えていく、そしてだれもがそういうような形で教育が早く受けられる、そういうようなことに對してどのようにお考える、それが第一点でございまして、先ほど教育相談をやられていることは、当然それほどの学校でも行なわれているということを前提にして、いわゆる教員の配置というものを考えてほしい、こういう御意見でございますが、その二点についてどのようにお考えか承りたいと存じます。

○政府委員（岩間英太郎君） 御案内のとおり、私どもがお預かりしております子供さんは三歳から十八歳まででございます。特殊教育の場合に、全般的に申しまして、十八歳まででこれとおしまいだということ、そういう方々を社会に出してしまふことにつきまして、私どもも非常に限界を感じているような点がございます。特にそういう障害を持っておられる方につきましては、これは生涯全般を通じて適切な施策を行なうということが必要なわけでございますけれども、私どもの守備範囲というのとは三歳から十八歳までということでございまして、この問題をどうするかという点につきましては、これは厚生省等とも密接な関係があるわけでございますから、そういうところとも御相談を進めていくという点でございます。

かし、現実問題として、ゼロ歳から三歳未満の方々は私どものほうでお引き受けするのが適当であるのかどうか、その点についてはさらにまた検討をしていかなければいけないんじゃないかと思ひます。これは一つは制度上の問題でござい

ます。もう一つは、医療と教育との関係、その境界、そういうような点があると思ひます。両方それぞれ適切な役割りを果たしまして、障害を持たれる方々の一生をどういうふうにごめんどうを見ていくのか、そういうものを総合的に考えるというのがやはり国全体としては必要なんじゃないかというふうな気がいたしております。

○萩原幽香子君 いま、参考人のおっしゃいましたのは、第一点は、学校教育法の中では局長さんがおっしゃったようにたわわれている、それをもう少し幅を広げていただけないかというところをおっしゃったわけでございませう。それから第二点は、そういうことは当然ろう学校ではやらなきゃならないというのを前提にして定員の問題をお考えいただきたい、こういう二点でございませう。局長さんの御答弁、ちょっと私お尋ねと違ふような感じがするんでございませうけれども、いかがでございませうか。

○政府委員(岩間英太郎君) 先ほど申し上げましたように、学校が地域の中心施設といたしまして、そういうサービスはプラスアルファとしてやる、現在やっておりますという点は、これは現実問題としてあるわけでございませう。また、そういうふうなことは社会的に意味のあることだといふふうに考えておられるわけでございませう。しかし、これは制度上そういう仕事を学校がやるんだ、それに対する人員の配置も国のほうではつきりやるんだというところになります、これは厚生省との関係がどうしても現実問題として出てまいります。そういう子供さんたちは、厚生省のほうで、そういう段階は自分たちのほうで預かるというところになりました場合には、これは厚生省でやるということになるわけでございまして、そういうふう

うな接点と申しますか、境界点の問題が、まだ厚生省との間で、保育所と幼稚園の関係でございませうとか、いろいろ課題として残っているわけでございませう。特殊教育もその一つでございまして、これは大臣から御指示がございまして、私も課長段階で厚生省と話しを進めている問題が特殊教育につきましてもあるわけでございませう。その一環としまして、少し時間をいただいで検討してみたいというところを申し上げたわけでございませう。

○萩原幽香子君 どうもいまの御答弁、私、冷たいように思ひます。プラスアルファとしてやっていると、プラスアルファとして考えるとおっしゃるんですけれども、実際その子供が、その人が一生、早くそういう障害を克服して、ほんとうに社会人として働けるということ、そういうことを考えたときに、これは厚生省のかまえて、これは文部省のかまえてといったようなものでなくて、教育を早期にやるということから考えれば、当然文部省が主体になって、プラスアルファではない、当然やるべきことをやっているのかかわらず、それに対する定員がないんだということを考えていただかなきゃならない、こういうことをいま参考人のおっしゃっているわけですね。私も、全くそのとおりだと思ひます。それに対して、いまそういうことをやっているのは、プラスアルファとして認めているんだ、そういうことは評価するんだ、こういう言い方は、局長さん、少々私は障害者の方たちに対して冷たい言い方ではないかというふうにも思ひます。いかがでございませうか。そして、もしそれが厚生省との話し合いとおっしゃるなら、こういうものはもう第一に厚生省とのしっかりした話し合いを煮詰めていただかないと、どこでどうやるのかということをきめていただくかないと、これは厚生省の側から言ったら教育だから文部省だ、そして文部省の側は、これはどうもその範囲を越すから厚生省だといったような、押しくらまじゅうをやっていたらいいんだ、この人たちの解決は一体だれがしてくださることになるんですか。これをもう一回はつきり、

大臣から承りたいと存じます。

○国務大臣(奥野誠亮君) 身障者全体の福祉のこと、これはやはり厚生省の所管だと思います。しかし教育のことを預かっているところで、当然そこへもいろいろ相談にいらっしゃること、これはもうたくさん例はあると思ひますので、十分そういうことにも対応できるように私たちのほうでも親切な扱いをしていく。したがってまた、定員を考へる場合にも、当然そういう問題が起るといふことを頭に置きながら定員の充実ははかっているという配慮は必要だろう、こう存じます。

○萩原幽香子君 あまりいまの御答弁は私納得もできませんし、うれしい答弁でもございませうけれども、とにかくに生涯ここでこういう教育を受けたためにああよかったというように喜んで社会復帰をしたがら、一般の人と同じように暮らしていけるように考へるということ、これは私は教育の本筋ではないかしらという感じがいたします。どうも厚生省と文部省の関係、厚生省と労働省の関係、いろいろなところで谷間に泣く人ができ過ぎているという感じがするわけでございませうが、この点どうぞ私がいま申し上げましたこと、大嶋参考人からおっしゃったこと、十分大臣も初等中等局長さんも銘記をして今後の問題をお考えいただきたいと存じます。

次いで、教員の問題について伺いをいたします。障害児の学校の教師は免許法三条三項によりますと、基礎免と称する普通の免許状と盲・ろう・養護学校の免許状が必要になっております。ところが現在ではその基礎免だけでやっていらっしゃる方も多いようございませうから、基礎免だけの人、両方所有している人、それぞれの数と割合についてお示しをいただきたいと存じます。

○政府委員(木田宏君) 現在、盲・ろう・養護学校で勤務をしております本務教員数は一万二千三百人でございまして、そのうち、基礎免のはかに特殊教育の諸学校の教員免許状を持っております

のは六千三百八十人でございませう。比率で申しますと大体五二％に当たることにならうかと思ひます。

○萩原幽香子君 それはいつの統計でございませうか。それはまた盲学校、ろう学校、養護学校に分けていただきたまはうと、どういうことになりませうか。

○政府委員(木田宏君) これは四十五年の五月一日現在で調べたものでございまして、盲学校、ろう学校、養護学校に区分をいたしますと、盲学校につきましましては本務教員が二千六百八十名、基礎免のほかに特殊教育の免許状を持っております者が千五百二十九名、五七％でございませう。ろう学校につきましましては、本務教員数が四千三百三十七名でございまして、特殊教育の免許状を持っております者が二千六百名、六〇％でございませう。養護学校につきましましては本務教員五千三百名のうち、免許状を持っております者が二千二百四十名でございまして、四二％という比率になっております。

○萩原幽香子君 それでは、四十七年度新規採用になった教員についてその数と割合をお伺いいたします。

○政府委員(木田宏君) 四十七年度特殊教育の諸学校に就任いたしました者は全体合わせまして約六百名でございまして、教員養成大学の学部卒業生三百、一般大学、短期大学等が他の残り三百でございませう。このうち特殊教育の免許状を持っております者がどのくらいかというのは、県によりましてかなり採用の方針が違っておりますので、概数から申しますと、先ほど申し上げましたような、大体特殊教育の免許状を持っております者が約半数ではなからうかというふうにご考へる次第でございませう。県によりまして特殊教育の盲、ろう、養護学校に採用いたしますにつきましまして、全部特殊教育の免許状を所有しておる者でなければならぬという人事方針をとっておりますところが一、二あるわけでございませうが、大部分の県によりましては必ずしもそれを要請しておりませんために、採用者の中で免許状を持っております者がかなり少な

い県もございまして、総数の中の比率はやはり同じ程度に、半分ぐらいというふうな推定をいたしております。

○萩原幽香子君　そうしたら、四十七年度の新規採用については、先ほどの盲学校、ろう学校、養護学校のように、基礎免と特殊教育の免許というものの二つに割りふりはわからない、こういうことでございしますか。

○政府委員(木田宏君)　さようでございします。新規採用と申しますけれども、盲、ろう、養護学校に就職をいたします教員は、小学校教員等から転任する者もかなりございまして、そういう関係で、その盲、ろう、養護学校の立場から見れば、新規採用ではございまして、教員としては他の学校の勤務経験を持っておる者が間々あるという場合もかなりあるわけでございします。したがって、それらの教員につきましてこの免許状の種別を単年度ごとに調べておるわけにまいりませんので、採用者六百名という数に対しての内訳の比率は、全体の本務教員の中の比率と大体類似しておるものと、こういうふうな御説明を申し上げておる次第でございします。

○萩原幽香子君　そういう受けとめ方でございしますから、どれだけ特殊教育関係の教員が、この場で不足しているのかということがわかりただけなのではございせんか。それでは私もちょっと納得いたしかねると思うのです。四十五年にはろう学校では何%、それから盲学校では何%、そして養護学校では何%というふうにならんと出ているわけでございしますね。ですから、出そうと思えば出せるわけではございしません。そういうことが抜けているというところに、私は特殊教育に対する配慮の薄さというものを感ずるわけでございします。

先ほどの御答弁のように、養護教育なんかでは、四十五年でございしますね、四二%しか養護学校の免許を持っていない。ろう学校でも六〇%、盲学校でも五七%と、こういうわけでございします。そういうふうな基礎免のみで教えていられる方が

非常に多いわけではございすけれども、現在、特殊教育関係の教員の養成というものはどのようになっておりますのか、承わりたいと存じます。

○政府委員(木田宏君)　現在、特殊教育の教員養成につきましては、養護学校の教員養成課程は、四十七都道府県にありまして各国立の教員養成大学にはすべて設けられておりまして、入学定員は合わせて九百六十名というところになっております。言語障害児教育につきましては四課程八十名、肢体不自由児教育につきましては三課程六十名、それから、病弱、虚弱児童につきましては一課程二十名で、養護学校の関係が以上合せて五十六課程千二百二十名でございします。

なお、このほか、盲学校の教員養成課程は、二大学に入学定員で三十名、ろう学校の教員養成課程は、六大学に合せて九十九名の養成定員をかかえておるわけでございします。これが正規の教員養成の課程でございまして、大体全部合せて千二百四十名ほどの入学定員がございします。このほか、特殊教育の特別専攻科というのを四十八年度から創設をいたしております。三大学に就業年限一年で九十人ほど養成するというところをいたしております。

なお、現在各府県の人事管理上、小中学校の教員との交流その他のこともございしますものでございしますから、そうした職員が特殊教育の資格を持ち得るよう資格付与の講習その他の措置は別途講じているところでございします。

○萩原幽香子君　大学では、小、中、高用の普通免許状所有者が特殊教育科目を何単位取ればどういうふうになる、それから基礎免で採用された人についてはどういうふうなものになる、あるいはそのほかに、臨時養成課程というふうなものがある、そこではどうなるのか、そういうことをはっきり私はお聞きをしているわけでございしますね。教育関係、いわゆる特殊教育関係の教員の養成というところでございしますから、そういうふうにはっきりとお答えをいただきたい、こう思っています。

○政府委員(木田宏君)　先ほど申し上げましたように、大学におきましては正規の養成課程を、養護学校につきまして五十六課程、盲学校について二課程、ろう学校について六課程設置をいたしまして、合せて千二百五十名近い養成をいたしておるわけでございします。この養成につきましては、基礎免に對しまして特殊教育の十単位プラスいたしましたものが二級普通免許状を取り得るわけにございします。なお、このほかお話がございまして、現在この資格付与講習で資格を取っております者が毎年大体千四百人ほどのほっております。次第でございします。

○萩原幽香子君　臨時養成課程といったようなものがあるんじゃないかとございせんか。

○政府委員(木田宏君)　いまお尋ねがございしましたように、国立大学に臨時の資格付与事業として設けられております半年または一年の課程がございします。養護学校につきましては、主としてこれは養護学校の関係でございすけれども、言語障害児の教育のために四大学、肢体不自由児のために三大学、病弱、虚弱の教育につきまして一大学、情緒障害児のために一大学、養護教育一般のために三大学という大学で、人数は合計いたしまして二百四十名ほどになります。臨時の授業もこのほかに行なっております。

○萩原幽香子君　参考人にお伺いいたしますけれども、特殊教育教員養成について何か御意見がございしましたら承りたいと存じます。

○参考人(大嶋功君)　いま御説明がございしましたような各大学で教員養成が行なわれておりますこととございしますが、私は、私の範囲の聴覚障害の教員のことについて日ごろ感じておりますことを申し上げます。

教員養成大学で行なわれております周到な教育にもかかわらず、その課程を経た者でろう学校に就職する者がきわめて少ない状況でございまして、ろう学校では正規の養成を経た教員を得ることが非常に困難な状況でございします。それと同時に、またいま行なわれております教員養成には、これは一般の教員免許法の問題でございまして、けれども、この特殊教育の教育をいたします教師にとつて実習が非常に少ないのでございします。で、諸外国で行なわれております有効な教員養成の方法には非常に多くの実習が行なわれております。で、実習を十分にいたしまして初めてその他の教育が身になるものでございまして、そういうことが現在の教員養成の組織においてはきわめて不十分に行なわれておりませんことが、この教育養成の最も根本的な欠陥であると思うのでございします。したがって、その養成機関を経た者が教壇に立ちましたときに、そこで自分は何をするのであるかということが十分に、ほんとうに身についておられません。したがって、この教育をいたすにあたって十分な確信を持つことが困難でございします。先ほどのお話の中に、基礎免のみで教育をしている者が多いということもございまして、このことも非常に大きな問題でございします。が、たとえ基礎免以上のものを持っておりま教員におきましても、実習が不足しておりますことによつて非常に教師としての力を持つことができないという状況、これをぜひ改めていただきたいと思うわけでございします。したがって、外国で行なわれておりますように、正規の普通の教員免許状を持った者が一年ないし二年、大学院の程度の養成機関で十分な実習を伴って養成されるというふうな制度をぜひともおつくりを願いたいと思うわけでございします。

○萩原幽香子君　いま、お聞き及びいたして大体おわかり願ったと思ひますけれども、そこで実習不足ということとございしますが、この特定免許の中に実習というのはどういうように取り入れられていくわけでございしますか。

○政府委員(木田宏君)　基礎免にプラスいたします十単位の特設教育の単位数を修得するという

ことを現在課しているわけでございますが、その中で二単位が教育実習に充てられておる次第でございます。

○萩原幽香子君 参考人にお尋ねしますが、その二単位というのは少ないというふうにお考えなんでしょうか。

○参考人(大嶋功君) 非常に少ないと思うのでございます。有効な教員養成と私どもが考えます場合には、単位の数にして私どものくらいということをお申すことが困難でございますけれども、一年間の養成のうちでその半分の期間は実習に費やすというのが諸外国で行なわれております優秀な教員養成の方法でございます。たとえば、もちろんろろ教育のことでございますけれども、アメリカのクラークろう学校というところは非常に優秀な教員養成機関を持っております。この教員養成を受ける学生も寄宿に住まっております。この利点を利用してまして、講義を普通の学校が、ろろ学校が始まる前のときに行ない、また学校が終わってから行なう。そして学校の授業が行なわれておりますときにはそれぞれの教室に配属して、ある時期は観察をし、ある時期は実習を行なうというところで一年間をフルに実習に使っている状況でございます。またニューヨークにございますレキシントンろう学校、申し落としましたが、先ほどのクラークろう学校はスミス女子大学及びマサチューセッツ大学と提携をいたしまして教員免許の付与をいたしております。それからニューヨークのレキシントンろう学校は同じくコロンビア大学の教員養成科と提携をいたしまして同じような方法で教育をいたしております。また、セントルイスにございます中央ろう学校という学校は同じくセントルイスにございますワシントン大学と提携をいたしまして同様の教育をいたしております。また、アメリカの首府ワシントンにございますギャロデットろう学校は、これはろろ者の大学でございますが、そこに教員養成機関がございまして、その大学独自の教育をいたしておりますが、これも

また方法におきましては全く同じような実習を重んじたやり方をいたしております。またイギリスのマンチェスター大学には特別な教員養成機関がございまして、これも同じように十分な実習を伴った養成をいたしております。

○萩原幽香子君 いまの御説明で十分だと思えますけれども、いわゆる特殊教育においては、実習というものが非常に大事になるということでございます。その点でもう少し各大学においてのその単位の問題とか、そういう実習の割り振りの問題なんかを考え直していただくことはいかがでございますか。

○政府委員(木田宏君) 今日の免許制度全体におきまして実習の位置づけ等から勘案いたしまして、特殊教育のための教科を基礎免のほかにプラスして十単位を取ります際に、その単位の中にはろろ教育でありますならば、そのろろ教育全体とか、言語指導の理論と実際とか、ろろの心理あるいは聴覚、音声、生理等の専門科目と合わせまして、そのろろの教育実習といふものを考えるわけでございまして、法律にありまます十単位の中を二単位以上実習に充てるということは今日の法体制のもとでは無理が多いのではないかとこのように思っております。いま御指摘がございましたように、充実した実習を特殊教育のためには必要とするという御意見もとてもな点もございまして、私どもも先ほど御説明申し上げましたように、特殊教育の特別専攻科というのを修業年限一年の単位で設けておるわけでございますが、大学におきまして正規の課程としてこうした教育に取り組みます場合には、実習等の運用もプラス一年の期間の中で考えていくことができるといふふうに思っております。

○萩原幽香子君 まあ、制度とか法とかいふものは、その実態に即さなければならぬ、そういうことを考えるわけでございますね。いま参考人がおっしゃいましたように、非常に実習が足りないというところを現場の声としておっしゃっているわけでございますから、これは十分お取り上げにな

る必要があるのではなからうかというふうに思いますね。大臣、これはいかがでございますか。

○国務大臣(奥野誠亮君) たいへん大切なことだと思えます。いまも局長からお答えをしておりますように、また大学に付属学校としてろろろろ学校を持っておりますところもございまして、一そうそういう方面の努力をするようにいたしたいと思えます。

○萩原幽香子君 次いで別表第七の現職教育についてお伺いをいたします。現在この制度によって二級免、一級免を取得する者は年間どれくらいでございますか。

○政府委員(木田宏君) 別表第七の現職教育によつて免許状を取っております者は、約千五百名かと推定しております。

○萩原幽香子君 別々にいかがでございますか、二級免、一級免おのの。

○政府委員(木田宏君) 盲・ろう・養護学校別に申し上げますと、盲学校の一級が十五、二級が六十六、計八十一、ろう学校が一級三十六、二級百三十三、計百六十九、養護学校が一級九十一、二級百三十五、計二百二十六、合わせまして一級が百四十二、二級が千三百三十一、合わせまして千四百七十三という数字でございます。

○萩原幽香子君 この制度で二級免を取ろうとしたしますと、最も順調にいつて三年、そういうことになると、最もうまくいけば三年、その間は免許なしで教える、こういう状態でございましょう。それも先ほど御答弁いただいたように、ずいぶん多い人が無免許でございまして、そうすると三年間の間というのは非常に教えるほうも不安定な状態というところになるのではないかと思います。しかもこの現職教育の制度というものは現場の先生の声を聞きますと、あんまり役に立っていないというところがございますね。そこで現状の現職教育のあり方について再検討する必要があるのではないかと考えるわけでございまして、その点は文部省いかがでございますか。

○政府委員(木田宏君) いま、現職教育で単位を

取りましますのは、小中学校の先生が小中学校の教員としての勤務を重ねながら三年間に特殊教育の六単位を取ることにしまして、特殊教育の資格が正規の免許資格として取れるという性質のものでございます。もちろん、盲・ろう・養護学校に勤務してさらにこういう単位を取るといふこともあり得るわけでございますが、特殊教育の学校に勤務する以前にそうした心がけを持って事前に単位の取得をするという制度が認められておるわけでございます。

なお、現職教育のあり方その他につきましてはいろいろと現在の運営がすべて十分という点でないというところもあるかと思っておりますが、毎年こうした資格付与の事業につきましては予算で補助もいたしまして千数百名の教員が現職教育での資格を取っておりますわけでございまして、いろいろと改善すべき点は御注意を受けて関係者とも改善につとめたいというふうに考えます。

○萩原幽香子君 単位を取ることでももちろん必要でございますけれども、実際の授業をします上役立つ現職教育でなければ私には意味がない、こういうふうにかけるわけでございまして、そこでは先ほどおっしゃいましたように、六単位を取るとか、それについて予算の裏づけを考えていらっしゃる、いろいろお話があるわけでございまして、一べんその現場の先生たちに現職教育についての意見を聴取される、アンケートでも何でもけっこうでございますけれども、そういうことをおやりになるということも必要ではございませんか。だからそういうことについていままではおやりになったことがあるかどうか承りたいと存じます。

○政府委員(木田宏君) 今日までのところ各県の事業に対しての補助という形をとっておりますので、そうした実情まで十分に把握できていない点があるようにございまして、今後実施の主体であります県の当局者と十分連絡を密にして実情の把握につとめたいと思えます。

○萩原幽香子君 県の教育委員会といういろいろお話

ブがあるということがいま御意見の中に出てきた特殊教育の勤務者の立場から見ると何だかなぬるい現職教育になっているんじゃないかというふうな御批判の出るゆえんではなからうかというふうに考えるのでございます。ある程度その場に入って真剣に——真剣になると言うことはがちょっと適切でないかもしれませんが、その事態に直面をする人とそうでない先の話として勉強していますときとの間にある程度の気持ちの上での開きがあるということは一般的に避けられないことであらうかと思う次第でございます。それにいたしましても、実際に勤務してみたらどうにもあまりピントの合っていないというような現職教育であれば是正しなきゃならぬことは当然なんでございますから、そういう御批判の声を聞きました機会に、県の当事者にも注意を促しまして、意味のあるものに改善する努力というものはつとめていきたいと思っております。

○政府委員(木田宏君) 先ほどもちょっと御答弁申し上げましたように、今日、大学で正規に教員養成課程として養成される教員は二百五十一人、

ならば、一般の学校の経験を持っているということもまた必要だという意味で、人事配置を全体的に考え、そういうことが、結局、特殊教育の免許状を持っている者につきましても、他の小学校への勤務を考える、若干の経験者の中から特殊教育のほうへの教師を採用していこうと、こういうような人事体制になっておるのではなからうかと、

しましたように、この教員養成における養成の方法と非常に深い関係を持っていると思うのでございます。したがって、この養成がほんとうに十分な実習を伴って、そこで教育を受けた者は喜んでろう学校に就職をする自信を持つことができるような教育が行なわれますならば、そのことはなくなると思うのでございます。したがって、この間

実はわが国においてもかつて行なわれた方法でございす。ろう学校の教員養成が、これは昭和のころでございすけれども、普通学校から一カ年、場合によつて二カ年の特別の教員養成を東京聖学院の養成部において受けまして、出たときには、その当時の中学の教員の待遇となつて採用されると、それから在学中にも給費される、そういうような方法で行なわれました。で、このときには申すまでもなく、きわめて十分な実習が伴つていたわけにございす。そういうときには、ろう学校の教員はほとんどの者がその養成を経て教員になつておりました。したがつて、そのころには、当時としては最も充実した教育が行なわれたのでございす。したがつて、私は、どうしてもこの現職教育の問題ということは、教員養成の根本的な問題と関連して、ぜひとも十分に早急に考え直していただきたいと思ふものでございす。

○萩原幽香子君 自信のある態度で教育に臨む、これはまあ先生である限り一番大事なことになると思ふ。不安な気持ちでそれに当たるということとは、ほんとうにいい教員ができないということにもなりましようから、自信のある態度で教育に臨むためには、いわゆる教員養成のあり方に非常な大きな関連がある。それは参考人がおっしゃるのとおりだと私も考えるわけにございす。

そこで、義務教育段階の心身障害児童、生徒の数はどれくらいにございすか。

○政府委員(岩間英太郎君) これもたびたびお答え申し上げておりますように、私どものほうで一応、出現率で推計をいたしますと、対象者が五十四万人、それに対して就学者が十七万二千人、就学者が三三%をちょっと切るということになつております。しかし、この出現率につきましては、新しく調査をして私どものほうで採用している出現率でございすけれども、実態とややずれている面があるんじゃないかということと最も最近感じようになりました。それは、特殊教育諸学校の増設計画につきまして各県から計画をとつ

ておりますけれども、だいぶ私どもの教学と違つていふ面がございす。もう一度確かめてみたいと思つておりますけれども、三〇%から多くても六〇%ぐらいのところじゃないかというふうに考へております。

○萩原幽香子君 大体、盲学校では三九%、ろう学校では六四%ぐらいが学んでいるということのようございす。局長さん、だいぶ低く押えていらつしやるようですね。早く、それなら、やらなきゃならないということにもなるんではございせんか。

そこで、免許法では、基礎免と特殊教育の両方の免許を持った者が必要だとされながら、昭和二十九年度の附則二十四項では「当分の間」基礎免のみでよいということにしております。この附則は約二十年も生きてきたということにございす。これは何といつても、文部省が特殊教育に対する配慮の薄さを物語るものだといふふうに私は考えるわけにございす。そこで、文部省では、大学における教員養成の充実と、特殊教育に先生方が積極的に取り組む、先ほどから参考人があるお述べになつておりますような努力をしていただいて、この附則を一日も早く廃止をしなければならぬと思つてございす。いつまで「当分の間」をお取りになるおつもりか、承りたいと思ひます。

○政府委員(木田宏君) 先ほどちょっとお答え申し上げましたように、一年間の正規の養成者が千二百名余、そのほか、現職教育等で単位を取れます者が千数百名、二千数百名の者が特殊教育の免許状を一年間に取れるような体制になつておるのでございす。そして毎年、今日の段階で新規に特殊教育の学校に職を奉じます者の数が約六百といふふうに承知をいたしておりますから、その免許状の取得者との関係で申しますならば、特殊教育の免許状を取つた者の中でその採用が十分まかない得るだけの数になつておるのではないかと、という一般的な考え方はとれるわけにございす。

ただ、今日、特殊教育の学校の増設過程にございまして、いろんな職員構成をいたします際に、幹部、中堅教員、その他の人事構成をしてまいります人事管理上の観点から、どうしても一般の学校の教育との交流ということも前提にした人事管理をしなければならないものではないかと思ひます。なからうかといふふうに思ふ次第でございす。

一応、先ほど初中局長からも答弁がございしましたが、今後、特殊教育の義務制の拡充等との関連を待ちまして、学校数がある整備の段階までで学校としての規模が一定の水準に到達いたしました段階で、もう一度考えてみる必要がある課題だといふふうに思つております。そのときまでは、現在までのような基礎免で特殊教育の学校にも勤務できるという体制を残しておく必要があるのではなからうか。これは、もつぱら人事管理上の考慮を任命権者の立場に立つて考えておかなければならぬのではあるまいか、こう考える次第でございす。

○萩原幽香子君 まあ養成人員に非常にゆとりがあるゆとりがあるとおっしゃるながら、二十年間「当分の間」を捨てておくといふのは、私はやっぱりおかしいと思つてございす。だから、「当分の間」といふのはまだまだ続きそうなの、いまの局長のお話では気配でございすけれども、これはどうも私はただけな話のように思ひます。

次に、特殊学級の教育について伺ひます。

普通学校の特殊学級担当の教員については、現在のところ資格の規定を欠いていふように考えられます。そのため、特殊教育に関する専門的知識の乏しい人が担当しているのが実情ではなからうか。先ほどのように養成にゆとりがあるなら、普通学校にも当然特殊学級というものを担当してくださるそういう人を配置すべきではないか、こういうふうに考えるわけにございすけれども、この点をどのようにお考えでございすでしょうか、承りたいと思ひます。

○政府委員(木田宏君) 普通の小、中学校の特殊学級を担当いたします教員が特殊教育について

見識を十分に持つておる教員であることが望ましいことは申すまでもございせん。現在、特殊学級も小学校の学級と考へられておりますから、免許制度の上では特別の養成をいたしてございせんけれども、将来の課題といたしましては、御指摘のように、同じ小学校でありまして、特殊学級に対してそれなりの教育を持つておる者が担当するといふことが望ましいと思ひます。また、一般に、これは今後の課題でございすけれども、小、中学校の教員養成を普通に通じたいと思ひます。特殊教育についての十分な理解を持つて小、中学校の先生になる、普通の小、中学校の教員養成の間にもありまして特殊教育への見識を深めるといふことも、一般的には必要になつてくるといふふうに思つておる次第でございす。

○萩原幽香子君 大体、いま局長さんのおっしゃつたこと、私も申し上げたいと思つてゐるのですが、普通学校の免許状取得に際しまして、特殊教育科目を含める。少なくとも、教員を目ざすものは、特殊教育に対する基礎的な知識、それを持たなきゃいけないんじゃないかと思つてゐる。障害児に対する深い理解といふものがなければ、ほんとうは先生といふことはむずかしいんじゃないかといふふうに私は考へるわけなんです。ございすね。ですから、そのような制度も考慮して、特殊教育振興向上をはかるということも一つの手段ではないかと思ひますけれども、文部大臣のその点についての御見解を承りたいと思ひます。

○国務大臣(奥野誠亮君) お話を伺つておまして、私もなるほどさうあるべきだなという考え方を抱いておつたところでございまして、十分内部で私なりに勉強もしていきたいと思ひます。

○萩原幽香子君 さらに、特殊教育の重要性から特殊教育機関の大学院についてお伺ひをするわけにございす。現在、その特殊教育関係の大学院、どこに置かれておりますのか、承りたいと思ひます。

○政府委員(木田宏君) 現在、大学院でそういう関係の体制がある程度整備されておりますのは、

何と申しましても東京教育大学でございまして、東京教育大学には教育学研究科に特殊教育の専攻課程が設けられております。そのほか、北海道大学、東北大学及び名古屋大学の大学院には、教育学の大学院でございすけれども、特殊教育に関する講座が置かれておりますし、また、九州大学の教育学研究科修士課程には特殊教育に関する授業が開設されておるところでございす。以上の大学のほか、東京学芸大学には特殊教育の研究施設が設けられておますし、また昨年度設置されました特殊教育総合研究所におきましても、その研究の推進とあわせて研究者、指導者の養成というような事業が課せられておますので、それらを中心にして最高の水準を維持していきたいというふうに考えております。

○萩原幽香子君 参考人にお伺いいたしますけれども、諸外国の大学におきまして特殊教育関係の大学院設置はどういうふうになっておますでしょうか。

○参考人(大嶋功君) 先ほど教員養成のところでお話し申し上げましたように、教員養成の機関として十分なことをしておりますところはすべて大学院を持った大学との連携において行なわれているわけでございます。そして、欧米の特殊教育に関する教育研究は大学の大学院、また研究所において行なわれておまして、たとえばスウェーデンのストックホルムなどではカロリンスカ研究所と申しますか、そこで非常にすぐれた研究が行なわれておまして、これが同じく教員養成にも関係をおたしているわけでございますし、オランダのグロニンゲン大学というところには特別なオーデオロジー研究所がございましてこのことをいたしております。イギリスのマンチェスター大学は先ほど申し上げましたとおりで、ロンドン大学においてもこのことが行なわれておます。その他ほとんど欧米にいたらないほどの大学において大学院の課程が置かれて、そして十分な研究が行なわれておます。

すから、わが国におきましてこの特殊教育に対する考え方というものは先進国に比べて非常におくれていような感じがするわけでございます。局長さん、これお認めになりますか。

○政府委員(木田宏君) イギリス、アメリカの学校制度と比較いたしました場合に、日本の学校制度の中で特殊教育の整備が比較的あと回しになってきたという実感は、私どもが視察をいたしましたし、最近よくよく百々学校だけでなく養護学校の整備も進んでまいりました。こうした現実の体制の整備に即応いたしました、また養成あるいは研究の体制も整備を急がなければならぬ、こう考えております。

○萩原幽香子君 おくれていることをお認めいただいたということではやらなければならぬというところにつながるだろうと、そういうふうな局長さんを信頼いたします。

盲・ろう・養護学校の教員は、対象児及びその障害に対する正しい理解の上に立って、それぞれの障害児が自分の障害を克服して、人間として生きる上に必要な高度な指導原理、技術に習熟していなければならぬはずでございます。ところが、現状ではそうならないとどこに私は問題があるのではないかと。だから、せっかく特殊教育の免許をもちながらほかの学校に行ってしまうということも、そうしたところにも問題があるのではないだろうかというふうにも考えます。また、最近非常にクローズアップされてまいりました重複障害児の問題にいたしまして、また普通教育との連携の問題にいたしまして、研究を要する課題が山積していると考えておられます。そこで、いま国立特殊教育総合研究所もその意味で大きな働きをされていることは思いますけれども、大学の質的な向上、幅広い研究を推進するためにも大学院の充実をはかることは緊急の課題だと考えるわけでございます。今後の大学院のあり方とその整備計画はどのようなようになっておりますか承りたいと存じます。

○政府委員(木田宏君) 教員養成につきましては大学院の整備というものが今後の大きな課題である、私どもも教員養成にふさわしい大学院のあり方を目下調査会等を設けて検討を進めておまして、今後その整備を急ぎたいというふうな考えをしております。また、東京教育大学の持つております特殊教育の大学院は筑波大学におきましても充実発展させるといふ考え方でございまして、特殊教育につきましても特別の課程を設け、筑波の地におきまして東京教育大学のいままでの成果を十分発揮できるようにしたいというふうに考えております。

○萩原幽香子君 筑波大学で大きいやりたいというところでございますから大いに障害者のためにすばらしい構想をお立てになってくださるのなら私はその点だけでも評価しなければならぬというふうにも考えます。局長さん大馬力ですやうにいただかないと私はいけないのじゃないか、そういうふうにも考えるわけでございます。常に底辺に置かれた者にあたたい配慮をすることが教育本来のあり方だと思いが、大臣その点はいかがお考えでございますでしょうか。

○国務大臣(奥野誠亮君) お話のように恵まれな方々につきましても政治の面でできるだけ厚い保護を加えていくことは特に今日大切なことと存じます。そういう要請が一般的に強まってきたとおもいますので、いまお話になっておられますような問題につきましても特に力を入れてまいりたい、かように考えております。

○萩原幽香子君 最後に参考人にお伺いをいたします。きょう、特殊教育の現場で抱えておられますいろいろな問題あるいは今後望ましい特殊教育のあり方についてなおお漏らしたただけなかつたところがございます。もしも最後にまとめて御意見をちょうだいしたいと存じます。

○参考人(大嶋功君) さきごろある難聴学級を持つております学校の研究会に参ったときに、普通の学級担当者で、その中に一人難聴児をまじえて指導をしております先生がその教育の経験を語ったことばの中で、自分はこの子供を受け持つことになって、この子供がほかの子供と差別されないで、しかもその子供が持っているニーズが十分に満たされていくためにどういう配慮をしたらいかがというところでたいへん思い悩んでこれにたつてきた。ところが、そういう配慮をしているうちに、そういう種類の配慮は、ただこの子にだけすればよろしいのではなくて、ほかのどの子にも形は違っても私わなければならぬ配慮であったというところに気がついて目からうろこが落ちるような感を持った。ということが言われておりました。たまたまそのときに発表されたばかりの学校の先生も同様の感慨を述べたのでございす。つまり、障害を持った子供のために配慮するということから出発して、子供に対する配慮、教育の配慮というものはどういふ種類のものかであるかということをもその先生方は身をもって学んだのでございす。私は、今日問題になっておりますことが、いろいろの観点から特殊教育という名前を取り上げられておますことを根本的にやはり考え直すべきときに来ていると思うのでございす。これは特殊教育、どこかの片隅で行なわれる教育ではございません。障害を持った子供たちが先ほど来述べられておますように非常にたくさんこの日本のうちにおります。その子供たちの一人一人がその子供として十分に教育をされていくことが必要でございます。そういう配慮が行なわれてまいりますときに、いわゆる普通教育といわれている子供たちに対するほんとうの配慮がまた行なわれてくるのであると思うのでございす。

そこで、私が切に願いますことは、教育の施策の全般において障害を持った子供の教育、福祉ということが出発点になって、そこからすべての教育の問題、制度が考えられていくようにということでございます。もう一つ私がぜひお願いをしたいと思ふことは、今日もしいろいろのお話の中にでてまいりましたが、文部省と厚生省との連携ということでございます。これは申すまでも

もなく必要なこととございまして、それぞれ御努力を願っているところとございまして、けれども、現実にはその進みはなほおそく感ぜられます。このことにつきまして、もっと大幅に、もっと全面的にこのことが、文部、厚生省の連携が行なわれていくような道をとっていただきたいと思うのでございまして。私どももいたしましては、障害を持った子供が文部省でお世話をしていただき、もう、とも、厚生省でお世話をしていただき、もう、どちらでもよろしいこととございまして。しかし、配慮はなされなければなりませんし、その配慮はあくまでも教育であるという点で行なわれる、管轄がどこでありまして文部省がこれを担当する、責任をもって行なうていただきたいと思うのでございまして。

○萩原幽香子君 ありがとうございます。ほんとに障害を持った子供、その子供の教育、福祉を考えると、これから教育は始まる、こうおっしゃいました参考人の御意見は、私は全く同感でございまして。そこを抜いてほんとに教育であるんだらうかという感じがいたします。教育は何というかと信頼と愛情の上にこそ成り立つものだということを考えますときに、いまの参考人のお話は私はほんとに胸の痛い思いでございました。おそらく大臣も、あるいは初等中等教育局長さんも大学学術局長さんも、ただいまの参考人のお述べになりました御意見あるいは御要望につきましては十分銘記をしていただいたと思ひます。

そこで、私は、最後に、大臣の御決意のほどを承って質問を結びたいと存じます。

○國務大臣(奥野誠亮君) たびたび話の出ております障害児の教育につきましても最善を尽くすように努力してまいります。

○萩原幽香子君 終わります。

○委員長(永野鎮雄君) この際、大嶋参考人に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多忙のところ、本委員会に御出席をいただき、貴重な御意見をお聞かせくださいました。

て、まことにありがとうございます。(拍手)

午前の会議はこの程度にとどめ、午後一時二十分まで休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(永野鎮雄君) ただいまから文教委員会を再開いたします。

教育職員免許法等の一部を改正する法律案を議題とし、休憩前に引き続き質疑を行ないます。

質疑のある方は御発言願います。

○加藤進君 一番初めに、教員養成についての理念と申しますか、教員養成制度そのものの立つ原則の問題について若干質問いたします。

文部大臣は四月十三日の衆議院文教委員会、わが党の栗田委員の質問に答えて次のように言っておられます。これは議事録にございまして引用いたしますが、戦後の改革での教員養成の意義は、今日においても守り続けていかなければならない、こう言っておるわけです。そこで、文部大臣が今日もお守り続けていかなくてはならないと言われている戦後の教育改革によって確立された教員養成の基本とは、一体どういうことをさされるのか、その点をまず最初に御尋ねします。

○國務大臣(奥野誠亮君) 戦前は、御承知のように、師範学校を中心にして教員養成が行なわれてきた、さらに検定制度があわせ行なわれてきたというふうなことを踏まえてお答えをしたわけでございまして、戦後におきましては、専門職としての教員の資質の保持と向上をはかりましたために、小、中学校、高等学校、特殊教育小学校及び幼稚園の教員に對しましてすべて教育職員免許法に定めます相当免許状の所有を要求いたしました。あわせて現職教育によりその資格を向上させる道を開いたわけでございまして、この原則、これはもうそのとおり心得ているんですという意味で申し上げたわけでございまして。

○加藤進君 いまの大臣の御説明をもう少し正確に申しますと、こういうことになるんじゃないかと思ひますから申し上げますと、教員養成は四年制の大学で原則として行なり、そして所定の教職課程を置くいずれの大学を卒業した者にも教育の専門職として免許状を与えている。この大学において教員養成を行なうということ、その大学の課程を経た者についてどの大学を卒業しようとしても教育職員の免許状を与える、この二つの原則が貫かれておるものだと私は思ひますけれども、その点はいかがでございましてか。

○國務大臣(奥野誠亮君) そのとおりと考えています。

○加藤進君 そこで、昭和二十四年に教育職員免許法が制定されたわけでございましてけれども、そのとき、教員資格検定制度はどうなったのでございまいしうか。

○政府委員(木田宏君) 教育職員免許法が制定されましたときに、ただいま加藤委員のお尋ねになりましたように、今後の免許法の原則によりまして免許制度におきましては、大学によって所定の単位を経た者に免許資格を与えるという原則が貫かれることになりました。戦前ございましては、いろいろなゆるる代用教員の制度でありまして、検定制度でありましてとかというものが、一応全部整理されたと申しますか、廃止されたという次第でございまして。そして検定制度ということは現在の法律にも残っておりますが、これは教職にありまして者が在職経験をもとにいたしました上位の免許資格を得るための上進の方法としての検定制度というふうに変わった次第でございまして。

○加藤進君 そこでお尋ねしますけれども、一体なぜいわゆる教員資格検定制度が廃止されたのか。それは単に戦後の社会事情が変わってきたからという便宜の意味なのか、それとももっと深い意味と内容を持っているものであるか、その点についての文部省の御認識をお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(木田宏君) これは当時アメリカの指導によりまして、アメリカにおきます教育職員の

免許制度というものをいわば範といたしまして、従来の試験検定制度に対してとられておりました批判、すなわち試験検定の合格者には独学による知識、教養の片寄りがあるのではないかとといったような批判から、すべて大学における一定の資格を取った者に免許状を与えるという本則で一貫していくという態度をとられることになったからだと思ひるのでございまして。

○加藤進君 それでは、私はここに、もうすでに他の委員からも引用されました「教育職員免許法解説」という玖村敏雄先生の文章をお読みしたいと思ひますが、「教育職員を一つの専門職として確立するには、その資格附与について、厳格な条件がつけられるのであって、教育という事業は、生途上にある人間の直接的な育成であって、単に知識技能を授ける作用があると簡単にいつてしまふことは出来ない。」「単に知識技能をもっているならば誰にでも教育という仕事は出来るという考えをとり除かねば専門職は成立しない。そこで本法では、従来いわれていた試験検定の制度を廃止している。」すなわち、教育を担当するものは専門職でなければならぬ。この専門職を確立していくというこのために、検定制度の廃止がまず第一にあげられた、こう見てもいいではないかと思ひますが、続いて「けれど、従来のこの制度は、例えば、中等教員の場合、国民道徳とか、教育大主とすると、これは、免許教科の知識や、技能についての筆記及び実技試験のみであった。勿論、この試験合格者の中には、あらゆる点からいって優秀な教員もあつたが、一般的にいつて、あまりに偏した教養の人があり、専門分野についても将来にのびる力において欠けており、かつ、教育全体を見通すことができない人が少なくない。それに自ら学校生活の経験をもたないことから生ずる欠点をもつと言われている。そこで、本法では、免許状授与の基礎資格に、大学で受けた教育の年限というものが重く見られていく。」こうして、大学教育こそ、教育職員の必要条件である。こういう点

が検定制度の廃止の第二の理由になつておると私は読み取つていいと思ひますが、このような、戦後の教員養成についての、免許法制定当時の文部省見解について、今日もなお文部省はこれを受け継いで変わらずに生かされておられるのかどうか、この点をお聞きしたいと思います。

○政府委員(木田宏君) 今日におきましても、免許法の原則といたしましては、その後の若干の法改正等もございましたけれども、現在の実定法の規定から十分うかがわれるところだと思ひます。ただ、おのずから当時におきまします従来の教員養成の実態、それからわが国の高等教育の普及の度合い等と今日とはおのずからまた違ふ事情もございますので、その当時の事情が今日におきましてもそのまますべて受当するといふふうには考へておりませんけれども、考え方の基本が同じであることは御指摘のとおりだと私は考へます。

○加藤進君 その点をもう少し確かめまして、第一には大学教育を経ること、このことが教育職員にとつて必要な条件だと、こういうこと。それからもう一つの問題は、専門職を確立していくためにそのような過程が不可欠なものである。こういう点が指摘されておるわけでございすけれども、その点については、今日もなお文部省の基本的な方針として受け継がれておるわけでしょうか。

○政府委員(木田宏君) 文部省の、と申しますよりは、教育職員免許法の原則が大学において所定の勉強をした者に教育職員の免許状を与えるといふたえまになつておるといふ点で変わりはないといふふうに考へます。

○加藤進君 私は、この免許法制定当時における文部省見解、この免許法の趣旨、精神といふものをあらわされた、体現された、いまだ以上申し上げました文章は、これは憲法、教育基本法の理念に基づいて打ち出されたものであると私は考へるわけでございますけれども、その点はどうでございましょうか。

○政府委員(木田宏君) 今日の免許制度が憲法とどのようにかかわるかは、私、ちょっと十分な勉強を持ち合わせませんけれども、教育基本法におきまして「学校の教員は、全体の奉仕者であつて、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならない。」このためには、教員の身分は、尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない。」といふ基本法の学校の教員に關します基本的な姿勢に基づきまして、教員養成の内容を充実させたい。少なくとも六・三・三・四の最高の段階であります高等教育のレベルにおいて、小学校、幼稚園の教員といへども養成されるべきものである、こういう基本姿勢に立つた現行法になつておると考へます。

○加藤進君 局長は、憲法との関係はあまりよくわかりませんが、このことが一番基本的に重要なことではないでしょうか。憲法がどういふ理想を掲げておるかは、もう局長も御存じのとおりだと思ひますけれども、民主的な文化国家を建設し、世界の平和と人類の福祉に貢献する、こういう理想を実現するには、根本において教育の力にまつべきものである。これが憲法の規定じゃないでしょうか。

○政府委員(木田宏君) 御指摘の点はまさにそのようかと思ひます。

○加藤進君 したがつて、教育基本法では、その第一条において、教育の目的を次のように明記してあります。「教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」こういう教育の目的からいって、教師とは一体どうあるべきかといふことが直接具体的に出てくると思ひますけれども、その点はいかがでしようか。

○政府委員(木田宏君) 教師が学校教育の理想を実現する一番中心にならなければならないといふ意味におきまして、教育基本法に規定されてございす

教育の考え方は、教師の手によつて遂行されなければならない、こういう関係にあると思ひます。

○加藤進君 だから私は、ここに免許法の精神もまたその源を持つていふことを言つておるわけでありまして、教師は教育基本法一条に掲げられた教育の目的を実現する推進者として専門的な資質が要求される。そのために教員の資格と教員の専門職を位置づけることが免許法の趣旨、精神ではなかつたか。この点を私は踏まえてはならぬと思ひますけれども、この点いかがでしようか。

○政府委員(木田宏君) 御意見のとおりに考へます。

○加藤進君 ですから、免許法の制定によつて教育基本法の目ざす教育の目的に合致しないような片寄つた知識を通じて教員の資格を認定するあの検定制度はこれを廃止するに至つたというのが、私は真実の理由ではないかと思ひますけれども、その点、文部大臣に見解をお聞きしたい。

○政府委員(木田宏君) 戦前の検定制度が基本法に違反するといふふうにいふ御意見でございしましたが、そう簡単に言えるのかどうかといふことはちょっと私に首肯できない点があるでございまして、むしろ教育の理念を考へながら、基礎的に教養の高い教師を位置づけたい。教育者として迎へるようになりたい。幅の広い人間形成といふものを考へました場合に、やはり教養の深い方を教職に迎へたいという思想が、そしてまた小学校の教師も中学校の教師も、最高の大学を出た知的な教育者であるといふことが望ましい、そういう具体的な要請が大学におきまします教員養成を原則とするといふことになつたものと、こう考へる次第でございす。しかし、そのことはすべて大学以外の、大学に学ばなかつた者がすべてこの教育基本法の理念に反する人である、こういうふうな逆の言ひ方をすることは私は適切ではないと。大学に学ばない人でありましても教育基本法の教育の理念を十分に身につけた方というのは、私は、世間にもおられるのでありまして、大学で勉強した人だ

けが教育基本法の教育の理念を理解した人だと、こう断定するわけにはいかぬ、こう考へます。

○加藤進君 私は、そういう局長の説明を聞いてゐるわけじゃないんです。

そもそも免許法が制定されたとき、戦前の検定制度についてきびしい反省が行なわれたと思ひます。その反省の上に立つて免許制度の今日及ぼす教育上の弊害からいふなら、片寄つた教育、片寄つた知識、一面的な知識といふものにやはりこの問題の弱点があつた。したがつて、これを改めていくためには、教員養成は大学という課程を経て行なうという原則が出された。私は、そこに今度の免許法の制度当時の趣旨と基本的な精神があるといふことを先ほどまで言つておるわけですから、その点についての反論があるでしようか。

○政府委員(木田宏君) 一般的原則論といたしましては、先ほど来私も加藤委員の御意見のとおりに考へておりますといふ御答弁を繰り返しておるところでございす。

○加藤進君 私は、何も検定制度、検定といふことが絶対だめだと、検定は例外なくだめであるなどといふことを議論しておるわけじゃないんです。そもそも教員という専門職が真に国民の教育の責任ある仕事をやつていただくためには、大学教育を経て十分な学識経験はいうまでもなく、教養においても、さらに子供を愛し子供を育てていくという情熱においても欠けるところがないといふことが十分ためされなければ専門職としての教職につけるわけにはいかぬ。そういう意味で免許状といふものは専門職としての明確に認められた資格を表明するものと、こういうふうにして私は免許状といふものは出されてきておる、これが免許法の精神だと思ひますけれども、その点、間違ひでしようか。

○政府委員(木田宏君) 先刻来お答えを申し上げておりますように、そのたてまえに關する限りは加藤委員のおっしゃるやうに私も考へております。

○加藤進君 ですから憲法、教育基本法の示す教

育目的に照らして、戦前の検定制度は廃止されて今回の改正案になるわけでございますけれども、この今回の改正案では、戦前に廃止されたと同様な形を持つような検定制度が事実上復活されようとしておるのではないかと、もしそうなら事柄は重大だと私はこう考えるわけでございますけれども、大臣、特に今回の改正が免許法制定当時の趣旨、精神を曲げるものではない。これは検定制度の一般的な復活を意味するものではない。単なる補完的なものである、こういうふうな文部大臣は強調されるのでしょうか、その点の所信をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(奥野誠亮君) おっしゃるとおりでございます。

○加藤進君 それでは、もし従来の免許法の精神に基づいてこの補完をするという意味だけに今回の教員資格認定試験の制度を導入すると、こう言われるなら私はお聞きしたいんでございますけれども、特例事項として行なっていくことで十分ではないかと。私は特例を否定するといふ議論をいまやるわけではございませんけれども、特例としてこれを行なっていくということ、このことによつて十分できるのであつて、新たに教員資格認定試験制度を導入するということまでしなくともいいのではないかと、私はそのことをお尋ねするわけでございますけれども、その点はいかがでしようか。

○政府委員(木田宏君) 特例として資格認定試験制度を導入したいというこのゆえをもつて今回の改正案を御提案申し上げておる次第でございます。

○加藤進君 それでは具体的にお聞きしますけれども、現在の免許法では、免許状授与の特例規定、第十六条の二でございまして、特例規定で教員資格認定試験による免許状の授与は、高等教員資格のうち、柔道、剣道、計算実務についてのみ特例として新設されておりますけれども、今回の改正によつて、すなわち第十六条の三によつて高等学校教諭免許状のうち、免許法第四条第五項

第二号にあげている教科の領域の一部にも資格認定試験で免許状が与えられることになっておるわけでございまして、この教科の領域の一部というのは何を意味するのでございましょうか。また教科領域としてどのようなものが考えられておるのか、その点をお聞きしたい。

○政府委員(木田宏君) 保健体育につきましましては、現在柔道、剣道、計算実務につきましましては、お示しをいたしましたような十六条二という現行法の特例があるわけでございますが、その柔道、剣道等が体育の教科の一部の領域でありますように、たとえは商業につきましましては事務機械、計算実務、情報処理といったようなその商業の教科の一部の領域、あるいは工業につきましましてはインテリゲンデザインでありますとか繊維工学等でありま

すとか、情報技術でありますとか、工業という教科の一部の領域を考へておる次第でございます。○加藤進君 私の聞きたいのは、こういう教科の領域の一部というふうなあいまいな規定が今回持ち込まれたということでありまして、従来は特例としてきわめて明確にそれが出されておる。この領域の一部ということをやいまのような説明を聞かないと、はあ、文部省はそういうことを内容として考へておるのかということがわれわれにもわからぬわけでございまして、そういうあいまいな規定を今回の改正案に盛り込んでいかれる意図はどこにあるのか、これは私は文部省令によつて、文部省の一存でこのような領域の一部という内容をいろいろのものを盛り込み得るということを予定されておるのではなからうか、こういう私は疑いを持つわけでございまして、そういう私に疑いというお答えが願えるでしようか。

○政府委員(木田宏君) 今日、高等学校の教科の一部につきましても文部省令で具体的に定めるといふふうなゆだねられております。また、盲学校等の教員の特例につきましても免許制度は文部省令で具体的に規定するといふふうなゆだねられております。立法技術上の問題でございまして法律の規定といたしましては一般的に教科の一定の

領域、特定の領域というふうに書かしていただきまして、当面必要度の高い教科等につきましましてはその特例あるいは補完的な性格にかんがみ、実態に応じて文部省令で明確にさしていただきたいと、こう考える次第でございます。

○加藤進君 したがつて、それは特例というふうな言われるよりも、領域を一定に広げて、その広げた範囲内において文部省の一存でその内容がきめられる、これは文部省で定めるわけでございすから。こういうことができればよい道を開いたといふことは言えるんじゃないですか。

○政府委員(木田宏君) 今日の特例におきまして、その具体的な内容は文部省令にゆだねていただいておりますのでございまして、こうした措置を適切に運用いたしますためにはそのことが適切かと考える次第でございます。

○加藤進君 個々に特例として省令で明記することと、「領域の一部」という形でその省令の中にどのようなものを盛り込んでいくかという意味では、文部省に自由度を与えられるという意味では、私はこの法律の内容は違ふと思ふんです。この点をこの「領域の一部」という規定によつて文部省が意図されておるのではなからうかと私は考へるわけでございまして、そういうことはないでしうか。それともこの「領域の一部」といふうに表現してはあつたけれども、省令では明確にその個々の例をあげると、こういうふうな考へておられるのでしうか。

○政府委員(木田宏君) 省令におきましてその領域を明確にしておかなければ各都道府県の免許事務担当者にもわからないことにもなりますし、国民の皆さんにも御迷惑をかけることにもなりますから、これは現在の盲学校等の教員の特例につきましても、これは現在の盲学校等の教員の特例につきましても、これは文部省令で具体的に定めるといふうにゆだねていただいておりますから、それと同じ趣旨で省令をもちまして明確にさしていただきたいといふふうに考へます。

○加藤進君 そうしますと、重ねて聞きますけれども、そういう意味の省令で規定される、いわば

個々の科目、科目の内容は一体どれくらいあるんでしょうか。

○政府委員(木田宏君) 先般来お答え申し上げておりますように、高等学校教育につきましましては、工業の教科の中で情報技術、色染化学、繊維工学、インテリゲン、建築、土木を当面の領域として考へております。

商業の教科につきましましては、事務機械、計算実務、情報処理等の領域を考へます。

また、保健体育の教科につきましましては、柔道、剣道を考へておきたいと思ひます。

また、特殊教育の領域におきましては、養護訓練、これは盲、ろう、養護それぞれ障害度に応じて養護訓練がまた領域別に違ふわけでございすけれども、その養護訓練の領域を明確にいたしたいといふふうに考える次第でございます。

ただ、このすべての領域について、たとえば四十八年度一斉に実施ができるかと申しますと、これは私どもの実務上の関係、それから国会で御承認いただきました予算の関係等もございするもので、その年度におきまして具体的にどう処理するといふことは、もっと個別に考へていかなければならぬ、こう思つております。

○加藤進君 そうしますと、いまあげられました個々の科目は、これは「領域の一部」の中で、当面の緊急度に応じていま考へられておる科目である。したがつて、これは文部省がさらに必要だと認めるならば、そのワクと範囲は拡大する、こういうことを私たちは考へていいと思ひますけれども、その点はどうでしうか。

○政府委員(木田宏君) 実態に対応するように措置はとらしていただきたいといふふうに考へる次第でございますが、冒頭から御指摘がございまして、これは補完的な特例であるといふたてまえをはずさないように措置をしたい、こう考へております。

○加藤進君 補完的なたてまえをはずさないようにといふのは、これはもう文部省の主観的な意図として私もことは認めますけれども、しかし、

現実にはそういう科目がさらに拡大され、しかも、それが当面緊急な必要度があるということさえ文部省が考えるなら、これが広がっていくということになれば、従来の特例あるいは例外措置、補完措置とは違う意味が具体的にあらわれてくるのではないか、こういう点を私はこの問題については考えざるを得ないと思います。

そこで、もう一つ、今度の改正によりまして、これは第十六条の二でございすけれども、資格認定試験に合格した者に授与される普通免許状の種類は、ここに特に高校であるとか、あるいは中学とか、いや小学とかというような学校段階は何か一つ明記されておらないわけでございますけれども、私の理解する限りにおいてそういう規定がないのだから、それは小学校に中学校に高等学校に幼稚園、盲・ろう・養護学校のすべてを含むと、こういうふうに読み取っていいと思ひますけれども、その点はいかがでしょうか。

○政府委員(木田宏君) 法文の解釈といたしましては、いま御指摘のとおりに考えております。

○加藤進君 そうしますとまたきわめて範囲は広がって、小学校から中学校、中学校から高等学校、幼稚園、盲・ろう・養護学校のすべてについてこういう普通免許状が与えられるように今度は変更されていくと、こう言っているではないか。私は、もうそういう意味からいってもこれは従来の特例や補完措置からさらに一歩出たものであると、こう見ざるを得ないと思ひます。これにきつても、ちょうど時間が大臣の出られる時間になったようでございますから、ここで私は一応質問を中断させていただきます、さらに続けさせていただきます。

○委員長(永野鎮雄君) 暫時休憩をいたします。文部大臣が衆議院本会議における法案採決のため退席をされますので、はば三十分間休憩いたします。

午後二時八分休憩

午後二時四十二分開会

○委員長(永野鎮雄君) ただいまから文教委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き教育職員免許法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

○加藤進君 それでは続きまして教員資格認定試験の実施についてお尋ねいたしますが、この教員資格の認定試験は文部省令で定めるとなっておりますけれども、これから実施しようとしておられる認定試験で授与される普通免許状の種類はどんな種類があるのでしょうか、どういう範囲でこれが出されるのでしょうか、その点お伺いします。

○政府委員(木田宏君) 資格認定試験の制度ができてきたら、四十八年度からは小学校教員の資格認定試験とそれから高等学校教員の資格認定試験、高等学校教員につきましては五種目程度を教科の一部の領域につきまして考えておるわけでございます。三つ目には、特殊教育の教員資格認定試験、これは養護訓練の領域で二種目を考えておる次第でございます。これらにつきまして、資格認定試験を実施してまいりまして、小学校教員につきましては二級普通免許状を考えたというようにございす。また教科の一部の領域につきましては、一級、二級の区分のない普通免許状を考えたと思っております。養護訓練につきましてもまた同様でございます。これらとどの程度出さうかと、このことでございますが、とりあえず種目につきましては四十八年度高等学校五種目、特殊教育二種目というのを考えておる次第でございます。

○加藤進君 相当たくさん種目について免許状が出るわけでございますけれども、これはどういう理由と根拠に基づいて出すわけなんでしょうか。

○政府委員(木田宏君) 高等学校の一部の領域につきましては、これまでも柔道、剣道、計算実務等や特定の領域につきまして、その領域の教員がほしい、またその領域の教員養成が必ずしも大学の教育の中で十分に満たされていないという

関係から考えておるものでございす。また、特殊教育の養護訓練につきましては、これは新たな領域でございまして、大学におきまして養護訓練を担当する教師の養成というのがほとんど体制がとられておりません。実務経験者の中から資格認定試験で迎入れたいという考え方でございす。また、小学校の教員資格認定試験につきましては、幾つかの大学に委嘱をして試験を実施してもらうつもりでございますが、これは先般来資料でも御説明申し上げましたように、今日すでに小学校教員につきまして正規の免許状を持たない助教諭等の教師がかなりの数にのぼっております。そうした者の中で特に実力の上でも正規の免許状を持てるにふさわしい方がおられましたら、それらの方々に就職前に正規の免許状が持て、そして正規の教員としての処遇もできるようにしてあげたい、こういう考え方からでございます。

○加藤進君 その点に關しまして、中間報告では、大学教育になじみにくい分野あるいは大学における養成では十分でないような分野から逐次その実施範囲を広げていきたいと、こういうふうに書いておりますけれども、これが文部省の真意なんでしょうか。

○政府委員(木田宏君) この中間報告に示されてありますように、大学教育でなじみにくい領域につきましては、どうしても実務者の中から資格認定試験によって教員資格を与えていくというのを考えなければなりません。また、大学教育で十分な教員養成の体制がとれない部分、これは地域的にあるいはまた経過的な特定年度にそういうことも起こるかと思ひますが、そうした面につきましては弾力的な補完作用というものを考えたいという次第でございます。やはりこの報告に示されている線でも進んでいきたいというふうに思っております。

○加藤進君 そうしますと、今度の改正では単にその特例による補完などということではなく、大学になじまないような分野あるいは大学の教育では十分にできないような分野ということ

でいくなら、これはもう文部省がそう考えられたらそのようなところまで検定制度、免許制度が拡大されると、こう私は見なくてはならぬと思ひます。そうしますと、これはもう教員免許法第五条一項の規定によつて、大学等の卒業と必要な単位履修によつて免許状を取得するといういふ免許状の授与という方式が今度は補完的な問題としてではなく、特例ではなしに制度としても並立したものとして位置づけられるのではないかと、私は、そう見るのが普通の見方だと思ひますけれども、その点文部大臣はどうお考えになつておりますか。

○政府委員(木田宏君) 特例、補完というのは、それぞれの種目についてやはり必要が起つてくると思ひます。今日でも工業の実習関係でありますとか、あるいは養護の關係でありますとかにつきましては、たとえば保健婦であるとか、看護婦の免許資格を持つてゐる者を養護教諭の免許資格として位置づけるというような措置もございす。特殊な技能につきましては、工業実習等の教員につきまして、大学における養成ということになじみにくい領域は今日すでに特例として他の措置で免許状を授与できるような体制もとられておるわけでございます。でございますから、その例外的、補完的な措置というのは、それぞれ免許種類に應じて、その実態の推移に応じて考えられるべきものだと思ひます。今回そうした例外的な措置をとるべき領域を特殊教育とか、高等学校の一部の領域のみならず、免許制度、いろいろな免許状につきまして広く認めていただきたいというお願いを申し上げておりますが、これはやはり補完的なことでありまして、教職にふさわしい人材を迎え入れる道をあけておくという趣旨から考えましたならば、そういう道を開いておきまして、教育界に意欲のある、そして実質的には大学卒と同等の能力を有するようの方々を迎え入れる道をあけておきたい、そう考える次第でございます。そのこ

とは、戦前の非常に進学者の少ない時期に教員養成を大学レベルで教育するという新しい理想を打ち立てまして教育職員免許法ができたわけですが、今日のようにならざる領域におきまして高等教育への進学が高まっております。大学における教員養成の資格を取った者以外に、その道を開いていくという新しい意味で教育界に人材を迎え入れるという意味のあることになり得るものだというふうに考える次第でございます。

○加藤進君　ですから、補完とかあるいは特例であるとか、例外措置であるとかいわれてまいりましたこの教員免許の認定の制度、この制度が今度の改正によって一つの制度として確立され、そういう道が開かれると、これが私は今度の改正の最重要内容だと思いますが、そう理解していいでしょうか。

○政府委員(木田宏君)　御指摘のように、今回の改正いろいろほかにございするけれども、資格認定制度を一般的にお認めいただきたいというのは重要な改正内容だと考えます。しかしそのことは、考え方といたしまして本則を曲げようということではございません。今日までもすでに高等学校の一部の領域、盲学校、ろう学校等の特殊教育の領域につきまして認められております例外的な扱いを他の領域についても補完的な例外的な措置として認めていただきたいということでございまして、免許法の本則の考え方を否定しようというものではございません。

○加藤進君　ですから、本則を曲げるものではない、こう言われるわけですが、本則と並行して、今回のような改正措置による教員認定の制度が導入されたということは、これは本則に並行し、本則と並列してこのような制度の存在の道を開いたということでございますから、その結果は教員免許法制定当時の趣旨とは相当大きく内容的な変化が行なわれてきたと、こういうように私は見るのが当然だと思ふわけですが、その点はどうでしょう。

○政府委員(木田宏君)　本則に対して例外を、かなり幅広く各領域について本則に対する例外を認めていただきたこととございす。で、その点は、免許法制定当時の趣旨を変えたことにならぬかという御意見でございますが、形式的にはいままでも認めてなかつたものを認めるのだから、免許法制定当初の原則に対して新たなものを認めるといふことになるではないかという御意見かと思ひますけれども、しかし、免許法制定当時学歴のない方に対して、従来の免許制度を廃止したということと、今日一般的に学歴が高まり、また大学への進学者もふえましたけれども、その中で在学中に教員の免許資格を取っている者の数は、ある一部の領域である。よって大学で在学中に教員志望のもとに所定の単位を取らなかつた人でありまして、免許法制定以前の戦前のように、それらの方は学歴のない人だと一般的に言い切つてしまふわけにはまいりません。かなり一般的に幅広い教養を身につけた方が多くなつた。また戦前と違ひまして、ほとんどすべての青年が高等学校までは進学するような今日の状況に相なつてまいりまして、そうして幅広い実務の世界にいろいろな領域でついでございするから、そういう方々の中から教育界に人を迎え入れる。その能力を十分に検討して迎へ入れるということ、戦前の免許制度のようなものをそのまま復活するということには私は相ならない。ですから戦後の免許法が打ち立てました教員養成の資格が高い水準のものであるということは、今回資格認定制度を認めるにつきましても、やはり貫いていける。免許法の原則に従つた水準を確保するという意味において私は本則を曲げることはならないというふうに考える次第でございます。

○加藤進君　ですから私の言いたいのは、免許法制定当時から見ると社会事情、社会情勢の変化がある。これに対応してやはり教員の道を広げていかなければならない、その趣旨はわかります、そういう理由づけは、しかしそのことは、結果においてどうなつておるかという、大学における

履修を中心において、教員の資格認定を行なうという制度から言うなら、このような制度の方向を一方で認めながら、同時に別のやはり制度をあらためて切り開いていく、こういうことは否定できないでしょう。私はそのことをとにかく確認をしてもらえるなら確認をしてほしいと思う。いいですね。

○政府委員(木田宏君)　大学におきまして教員養成という原則に対して、在学中教員の資格を取らなかつた者に道を開くという、新たな方途を考へておるといふことはそのとおりでございます。

○加藤進君　ですから社会事情の変化、社会情勢に因應するためにこのような道を開かざるを得なかつた、こういう御説明だと思ひます。

そこで、次に聞きますけれども、当面、実施すべき試験の種類の中に、小学校教員の資格認定試験があげられておりますね、これはどのような必要から特に生じたのか、この点を一般論でなしに小学校の教員の資格認定試験として御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(木田宏君)　小学校教員につきましては、免許状の取得者と就職者との関係が、全国総数でとつてみましてもかなり窮屈な状況に相なつております。たとえば昭和四十七年度におきまして小学校教員に就職をいたしました者が一万七千人おるわけでありまして、一方、昭和四十七年に新卒の学生で小学校教員の免許状を取つた者が同じく一万七千人でございます。こういうふうに実際の現場の需要数と、それから免許状取得者の数とがかなり窮屈な対応関係になつておるといふことは地域別に見ますと、特定の地域におきまして適格者を得たいという実情があるわけでございます。して、事実一万七千人の就職者の中で助教諭等の資格としては不十分な方を迎へ入れてある数が二千人にもおつておる次第でございます。これらは、各都道府県におきまして地域的な教師の需給関係のズレから起つておるものでございすから、特に過密地域におきまして小学校教員の需要が十分に満たされないために、中学校の免許資格

を持つておる者等が小学校に助教諭として就職をするというような例も少なくございません。また、幼稚園の先生等を小学校に迎へ入れるという例もあるわけでございます。こういう需給の関係が窮屈な実態でございするから、一般的には今後の需要増を見越しまして教員の養成増を、大学レベルの養成増をはかつていかなければなりませんけれども、特定の年次、あるいは特定の地域におきまして需給の円滑化をはかりますために、補完的な措置として資格認定試験の制度を設けることによりまして真に能力のある方を正規の資格で小学校に迎へ入れるようにしたいと、こういう考え方でございす。

○加藤進君　そこで、お尋ねしますけれども、いま教員養成課程を持つ大学というのは全国で何校あるんでしょうか。また、そのうちで小学校教員免許状の発行できる大学は何校あるでしょうか。その数を教えてください。

○政府委員(木田宏君)　大学、短大を合わせましてこの教員養成の課程認定を受けております大学、短大の数は昭和四十七年の四月一日現在で七百八十八大学でございます。そのうち小学校教員の免許状が出せるようになっております課程認定の大学は、大学におきまして七十七、短大におきまして四十二でございまして、合わせて百十九校でございます。

○加藤進君　そうしますと、教員養成の課程認定のできる大学は七百八十八、そのうちで小学校の教員免許状の発行できる大学というものがわずかに約二割しかない、こういうことですね。

○政府委員(木田宏君)　はい。

○加藤進君　そこで、もう一つお尋ねしますけれども、小学校の免許取得者がどれくらい小学校に就職しているのか、これはできれば昭和四十六年、昭和四十七年、昭和四十八年の三月卒業でけつてございすけれども、その数字は明らかにするでしょうか。

○政府委員(木田宏君)　昭和四十五年、四十六年、四十七年でお答えをさせていただきますかと思ひま

す。
昭和四十五年三月卒業者で、小学校教員の免許状を取りました者は一万五千六百人でございます。そして、その年の卒業者で教員に就職をいたしました者が一万一千二百人でございます。四十六年は免許状の取得者が一万六千二百人でございまして、教員の就職者が一万二千人でございます。四十七年は一万七千三百人の免許状取得者がございまして、免許状取得者で三月卒業者の中で教員に就職をいたしました者が一万一千七百人でございます。

○加藤進君　そうしますと、小学校の教員免許状の取得者で小学校に就職する率は非常に高いですね。これは私の一つの計算では七三・六％、これは昭和四十六年。ですから七〇％から七五％、あるいはそれをこえていると、こういう状況で、非常に免許状所有者が就職する率が非常に多い。ということとは、そういう道をもし開くならもっとも就職できると、可能だということですね。そこで、私はいまの数字を見て感ずるわけですが、けれども、もし政府が教員の養成は大学で行なうという基本で問題を解決される気なら、なぜ全大学のうちで二割程度しか小学校の教員養成ができないような現状を改めないのか。大学はある。あるけれども、大学のうちの二割しか小学校教員の免許状出さぬ。出さぬから、就職率は非常に高いにもかかわらず数が少ない。こういう結果、大学で教員を養成するというのが何ら改善されておられぬじゃないですか。なぜ、このような教員養成の課程認定の大学があるなら、この大学に小学校教員の免許状を与えるような具体的な措置を、改善をなぜ文部省はやらないか。その方向で行政を押し進めていかないのか。その点はいかがでしょう。

まして、先ほど課程認定の大学の数字も申し上げましたけれども、国立の正規の小学校教員の養成課程の大学以外にありましては、公立、私立ともまあ数が少ないと申しますか、認定を受けるに足るだけの体制を十分に得ていないということが一つございまして。また、もう一つは、この正規の小学校教員養成大学と申しますものは、国立の大学のほかに、実は私立に二校ある程度でございまして、それ以外は、まあ課程認定こそは得ておりますけれども、やはり別の目的を持った一般大学で学生を教育しておるわけでございます。したがって、学生その免許状取得という数もかなり限定をされてくる。一面で申しますと、それは確かに免許状取得するほどの学生は、小学校教員になることの意思のかなりはつきりした人であるというところが一面言えますが、中学校や高等学校の教員免許状を取る者はたくさんあっても、教職への関係という点では必ずしも積極的に就職しようとしないう実態もございまして。ただ、国の施策といたしまして、私立の学校に対して、その小学校教員の養成をするための措置を学校の意思と離れてとるわけにもまいりませんものですが、結局小学校教員につきましては養成大学というものを中心にして充実強化をはかっていくのはなからうというふうに考え、今後の養成増に対してはとも正規の小学校教員の養成大学を拡充していくという方策をとる以外に方法がないのではないかと、こう考えておる次第でございます。

○加藤進君　私も、現状から見るとこれが実施に移されるとは考えません。きわめて困難だと思ふ。しかし、教員養成は大学で行なうという原則はあくまで堅持しなくてはならぬ、これは免許法の精神ですから。堅持するとなれば、この困難は困難としておそれてはならぬ。どうしてもこれを解決する、解決するといふ意欲と努力がいままあるのかどうか、そうでなしにこの問題はこの問題で困難だとしてよけておいて、一方では免許法の趣旨を曲げてでも改正に向かう、こんな安易な方法は私はないと思うのです。その点、大臣どうでございますか。こういう資格認定の大学が存在するんです。この存在する大学で小学教員をもっと育成するということのために抜本的な努力を文部省が払う、こういうことができるならば、この問題の解決の道は私はあり得ると思うのです。その点はどうでしょう。

○国務大臣(奥野誠亮君)　四十八年度の予算の場合にも、大学の小学校教員養成課程、二百名ぐらいのようでございますけれども増員をさせていただいておるわけでございます。それと別個に、先ほど加藤さん自身が情勢の変化に対応してというおことばをお使いになりましたけれども、そういうような意味合いを含めまして補完的な意味であつた資格認定試験の制度にも踏み切らしていただいたということでございます。両建てで進んでまいりたいと思ひます。

○加藤進君　その両建てということばのことばじりをとらえるわけではございせんけれども、本旨はどこにあるかというのを文部省は忘れてはならぬ。教員免許法の趣旨、精神がどこにあるのか、そのために私はいままで相当議論をしてきたわけでございますから、その趣旨、精神を十分生かしていくという方向でこの問題を解決する、これは私は大事だと思ふ。しかし、同時に、なおかつ現状から見ただけでは不十分だと、不十分だという点については例外的な特別の措置をもつて特例でこれを解決していく、こういうことを私は残されて決して間違ひではない、こう思ひますけれども、その趣旨、その本旨が忘れられるというところに私は今日の大きな問題点があるのではないかと、こういう点を私は指摘をせざるを得ない。

そこで、続いてお聞きしますけれども、教員養成は大学で行なうという趣旨まで文部省は否定されるわけではもちろんないと思ひますし、そういう精神は大学だけではなく、教員資格検定制の中においてさえてできる限りこれを確保していくということを趣旨とし、努力目標として必要だと、こういうふうに思ひますけれども、こういう教員資格認定制度の中においてさえ教員養成は大学で行なうと、同等のものが認定制度の中に生かしておるかどうかが、この点をひとつ御説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(木田宏君)　御指摘のように、資格認定試験が大学の養成と同等のものであるという心証を得られるような内容のものでなければならぬというふうに考えております。そこで、試験といたしましては、第一次試験と第二次試験に分けて、第一次試験では大学で養成されております一般教養科目、教職専門科目、教科の専門科目につきまして筆記試験を行ないまして、大学において履修した内容と同等の学力を有するという立証を得るようにならうというふうに考えておる次第でございます。また、大学でこれらの科目を履修して教職の必要単位を取つてない者につきましては、その大学で履修した部分は免除できるような、同等措置をこれは講じてまいりたいというふうに思ひます。

第二次試験は、教科の専門科目についての論文試験及び小学校の場合では音楽、図画工作、体育等にかかります実技試験を行なうことによりまして、全科担当の教員としての資質を十分に立証できるようにしていきたい。これまた、これらの資格認定試験を大学に委嘱して実施をしてもらうつもりでございますから、その水準は大学教育の内容と相当のものが確保できるもの、こう考える次第でございます。

なお、さきに御質問のありました際に、文部省が小学校教員養成につきまして、これまで四十五年から約千名の定員増を行なつてまいりました。四十八年度、大臣が申し上げましたように、二百余名の定員増を行なつた次第でございますが、今後も先般他の委員の御質問にお答えいたしましたように、四千名前後の拡充をはからなければなりませんから、大学教育を中心にして拡充をはかっていくという点はひとつ御理解を願ひたいと思ひます。

○加藤進君　この点では高等学校教員資格試験規

程がございませぬ。その第四条に「試験の方法」として「資格試験は、受験者の人物、学力及び実技について、筆記試験、口述試験又は実地試験の方法により行なう。」こう規定してございませぬ。そこでお尋ねしたいのですけれども、こういう規定されたような試験によって一体どうしてこの人は教員としてほんとうに素質があり、資格がある。教員としての専門職としての資格、こういうものがあるということとを一体どこで判定できるのでしょうか。

○政府委員(木田宏君) 一般的な教職についての知識あるいは自分の専門とする教科についての専門的な知識、また必要な実技についての能力の立証のほかに口述試験等を行なうわけでございまして、試験官がこれは多くの場合にみな大学の教官層で構成されるわけでございしますが、その試験官のその試験の過程を通じて私は十分にその能力の立証というものが得られることになるものというふうに考える次第でございませぬ。

○加藤進君 これはたいへんなことでございまして、第一次試験と申しますとそれは筆記試験、それから口述あるいは面接試験ですね。そこで審査官がその人の人物あるいはその人の学力、資格なんかを判定するわけでございませぬ。これ、教員の資格がほんとうに受験者にあるかどうか、事柄は専門職でございまして、これは教育基本法第一条「教育の目的」を果たすべき資格を持つておるかどうか、こういうことを判定するのにペーパー試験や口述試験あるいは面接でできると、こういうふうな文部省考えておられますか。

○政府委員(木田宏君) お尋ねの趣意がもっと別のところにあるかと思ひますけれども、私どもは、こういう経験者がその自分の習熟した領域につきましても試験を課する、その試験はただ単なる筆記試験だけではなくて、筆記試験のほかに口述試験と実技の試験というものをこなすといきます間に、それだけの判定が得られるものだというふうに考える次第でございませぬ。

○加藤進君 あとはもっと具体的な内容について

ては質問しますけれども、いまの教員免許制度では大学において四年間勉強をして、そして所定の単位を修得した者に免許状が与えられると、こうあります。だから免許状を与えられるというところの資格は非常に厳格である、きびしいものがある、内容的にも。こういう過程を経なければ教員としての専門職としての資格が判定できない、私は根本にそういう考え方があるからこそこう言っておるのだと思ひます。したがって、学力なりあるいは人物なりこれは四年間の学習課程を経ていればこそとにかく彼はだいたいようぶ、教員としての資格はある、彼は残念ながら子供がきらいなような性格ではだめだ、いろいろなことが判定できるのです。それはそれでよい。そして一番基本は何かといえは、学識も必要あるいは教養も必要なんだけれども、ほんとうに子供を未来の国の主人公として育てていくために必要な広い知識や教養、そして愛情が必要だと、こういうことが判定されなければ、これ教育を専門職としてほんとうにこれに認定を与えるということは不可能じゃないでしょうか。

そこで、私聞きますけれども、この認定制度によりまして、教員となるための必要な教育実習、これは大学ではきわめて重視してございませぬ。それから憲法学習、これは義務づけられてございませぬ。規定にありますが、これどう考えておられますか、教育実習と憲法学習。

○政府委員(木田宏君) いまの大学におきまして一般教育の科目の中で必要な憲法あるいは心理学等について履習すべき必要科目につきましては、資格認定試験の際にも同じようにその科目につきましても試験を実施することによって担保できると考えておるでございませぬ。

教育実習につきましては、広く各地に散らばっております受験者に対しては教育実習を試験機関を通じて管理していくだけの実務上の問題点が十分に解決されませんので、これは自後の採用者側における指導にゆだねるほかはないというものが、残念ながら、今日までの議論の過程から出て

おる結論でございまして、で、いままでの資格認定試験におきましても、そのように教育実習という方途をとらずに、例外的な資格認定試験を行なうてきておられます。まあこれを他の領域にも広げたいということとでございませぬけれども、その際にも、教育実習につきましても資格認定試験を実施したあとの採用者側の採用時の課題にして指導を適切に依頼をしたい、こう考えている次第でございませぬ。

○加藤進君 それでは、ちょっと聞きますけれども、今度の検定制度の改正によって憲法学習というものがどこに規定されているのですか。

○政府委員(木田宏君) 今度、資格認定試験の制度を省令をもちまして現在ありますものと同様に明確に規定をいたしてまいりますが、その際に一般教育の内容として必要な試験科目を資格認定試験の制度として明確にしていく所存でございませぬ。

○加藤進君 ところが、今度の検定制度の改正によって憲法学習を含む一般教育科目三十六単位が削られたというところはどうかでございませぬか。

○政府委員(木田宏君) この大学におきまして一般教育科目という科目区分そのものも、大学設置基準で各大学を全部通じましての共通概念でございませぬが、一般教育科目は大学における教育の一番基本になっております重要な科目でございませぬ。それから、大学の設置基準の定めゆだねるといふ方途をとらしていただいて、各大学で一般の学生に指導いたします一般教育と同じような一般教育を教員養成の場合にも考えられるようにしておきたいということから、一般教育科目の三十六単位等の規定を削除していただいておりますわけでございませぬ。しかし、今日も施行規則の中で大学教育における一般教育の科目の中で教員について特に必要なものにつきましては、三十六単位の中にあります。なお憲法でありますとか、あるいは心理学でありますとか、そういう必要単位は省令の中で三十六単位の履修区分として書かしていただいております。でございませぬから、今後大学に

おきます一般教育と同じ程度の教育を履習しておるといふことを資格認定試験の場合には要求することになるわけでございませぬが、その際にどうしても普通の一般教育科目でどれでもいいということではなくして、教育者として必要な心理学等最下限の科目は別途規定をしていく、そして受験者の受験科目の中に一般教育科目としてこういう内容のもの、教職科目としてこういう内容のもの、教科専門の科目としてこういう内容のものというものを明確に位置づけていきたいというふうに考える次第でございませぬ。これは、たとえば小学校教員の資格認定試験にいたしましても、試験の実施を各大学にゆだねることになりますので、大学によりましてあまりに試験科目が区々になるようなことがあってはいけませんから、文部省におきましてその必要基準というものは明確にいたしたい、こう考えております。

○加藤進君 ともかく、従来の免許法におきましては、憲法学習を含む一般教育科目は三十六単位履習しなくてはならない、これが条件です。この条件がはずされてきています。ここに私は大きな今度の検定制度の変更がある。

それからもう一つ、先ほどは教育実習というのは、認定試験その他において非常にむずかしい困難だ、こういうことを理由にして免許状を与えたいと採用試験の間に行なうと、こう言われました。しかし、本来、免許状が与えられるための必須条件として教育実習を経なくてはならぬ、これは私は免許法の基本だと思ひます。これが今回は、免許状を出してそのあと採用試験の前にやる、あるいは採用試験の中でやる、こういうふうに変えられたということもまた重大な変更だと私は見なしてはならない、その点、どうでしょうか。

○政府委員(木田宏君) 現在の免許法にありましても、たとえば例外的な教科になるわけでございませぬが、工業の免許状を与えます場合の履習要件の例外といたしまして、専門科目でもって教職の科目を代替できるというような例外規定が今日も認められておりますし、また盲学校等の教員の

特例あるいは柔・剣道の実技等にかかわります教員の特例について資格認定試験の制度を今日でも実施をいたしておりますが、その今日の実施につきましても教育実習というものを事柄の性質上試験の内容として課することが困難でございますから、これは事後の指導にゆだねるという制度で今日もすでに実施をいたしておりますでございます。ですから今回初めて例外をつくるということでは必ずしもございません。ただ、こうした例外的な資格認定試験の制度が一般化します関係上、より以上その点についての指導上の留意を加えなければならぬということは十分に私も心得ておるつもりでございます。

○加藤進君　ともかく、今日の現行の免許法では、憲法学習を含む一般教科の学習は義務づけられた。しかし、三十六単位が今度の改正において削除されたということは厳たる事実です。

もう一つは教育実習、これは単位認定の必須条件である。こういうことが免許法の基本の精神だと思ふ。ところが、従来なくすしにもうすでにに行なわれてはおりますけれども、今回やはりこの教育実習というものをなくして免許状を与えようというところがやられるわけですから、これも私は重大な免許法そのものの変更だと思ふ。そういう意味では一体政府が教育実習というのをどれくらいに見ておるのか、つけ足しのように見ておるのか。教員として教壇に立ち、子供を教えるためのせひとも経なくてはならない必須の条件でないと思ふ。おるのかどうか、私はこの点についての認識が非常に重要な問題だと思います。その点文部大臣どうでしょうか。

○国務大臣(奥野誠亮君)　非常に必要なことだと考えておるわけでございます。

ただ、教員資格認定試験制度の性格から、なかなか事前にそのことを十分行なえない。したがうして先ほど来御答弁申し上げておりますように、任命権者の手で十分実習をその後において行なうということにおいて補いをしたいと、こういうふうなことを考えているわけでありませう。

○加藤進君　そう言われるから困るんです。免許状をいただくか否かというなら、免許状を与えるための必須条件に教育実習がなくてはならぬ、これはもう教育現場の方みんなそう言います。ところが今度の認定制度によりますと、それがあとに与えられる。いわばあとについていく。免許状は先に与えられる。免許状の資格ではないんです。

こういうことが今度の改正の中で大きな問題として出てきておるというのをぜひとも忘れてならぬ問題として指摘したいと思ひます。ですから文部大臣が一番初めに私の問題提起を聞かれたと思ひますけれども、戦後の教員養成の理念はくずさないと言われたいと思ひますけれども、そういう理念の最も主要な内容である教育実習は免許状からはずされておるわけですから、その資格が、これこそ実は戦後の教員養成の理念そのものがくずされてきておると言わなくてはならぬ。これはくずすのはやむを得ない、事情むずかしい、むずかしいことはわかりますよ、現状からいって、しかし不可能だらうか、やってやれないことはないんじゃないか。こう思ひますけれども、その点はどうでしょう。たとえば大学がある、付属学校がある、ところが付属学校は手一ぱいだとよくおっしゃいます。手一ぱいなら手一ぱいでもっと拡充したらどうですか。この努力をしないで、そしてまたここにその大学における実習だけではなしに、教員認定試験を受ける諸君までをこれに含めて実習を課するというようなことは私は絶対不可能なことと言ひべき問題ではない。やればできると思ひます。なぜできないのか。

○政府委員(木田宏君)　大学の学生でございますならば、その学生に対して指導の責任を持つ当局側がある程度の長期間にわたります教育実習の体制をとることも可能でございます。また採用の予定がきまりました者につきましても、採用者側の立場におきまして必要な教育実習の機会を用意することも可能になってまいります。しかし、ある特定の期間、それぞれ所在もあるいは日常の生活、仕事の間違ひますこの教職にまだ関係のない一

般の受験者を対象にいたしまして、長期の教育実習をいたします管理上の責任機関をどうするか、あるいはそれを受け入れる側の機関をどうするか、ということをお考えますと、なかなかこれは容易ならぬ問題でございます。でございますから、やはりこの資格認定試験の制度につきましては今日もやられていたいたしておりますように、教育実習以外のいわゆる試験によりまして免許を一応与えて、採用者側の採用内定以降の段階におきましてその指導を厚くする、こういうことには事実上非常にやりにくいということを感じておる次第でございます。

また、教育実習全般につきましても今後改善をふうを加えなければならぬ点がいふところがございます。申し上げるまでもございませんけれども、医師の場合には、インターンシップを免許状のあとの研修というところに位置づけるという改正がいろいろ議論の過程のあとで行なわれました。今日、学校の、特に私立学校等の関係者の意見でございますけれども、教育実習は採用後のことにしてしまいたいという意見なども出されておりました。一方では、教育実習を事前の措置としてより充実しなければならぬという御意見もございまして、これに加味して考えろという御意見もございまして、教育実習全般の扱いにつきましてもはばらく検討させていただきます。この資格認定試験につきましても、従来やってまいりましたようなことで、教育実習の足りない点は指導上の問題として補わしていただきたい、こう考える次第でございます。

○加藤進君　これは、指導上の問題というふうな理由では認めがたい私は重要な意味があると思ひます。そもそも教職を専門職として確立していく、そして国民の教育をゆだねるというところがやっぱり戦後の教育理念の中心なんですから、その意味において教育職が真にその本人にとつてはたして適正であるかどうかを認定する。このことがやらなければならない、私は教育者としての資格を与へべき

ではない、これが私は基本だと思ふ。ですから、大学も十分に拡充する努力を払っていない、付属学校についてもあまりやる気はないということになれば、結局、ペーパー試験とあるいは面接試験等々によつてきつめて安上がりな試験を通して学校の教員をつくっていく、こういう道を私は文部省はとらうと思ひます。これが私は今度の法改正の内容になってきておる。したがって、もしこのままのことを許すならば、教員のほんとうの魂である専門制というものを忘れて技能主義に走る。試験さえ通ればいい、こういう安易なやつぱり教員養成の方向に傾きつつあるという点を私は特に警告したいと思ひます。

そこで、いろいろこの付属学校の問題についても言われましたし、また、教育実習の問題についてもいろいろ意見があるというふうに出されましたけれども、私は、ここに昨年十一月に出された、国立大学協会の教員養成制度特別委員会が出された「教員養成制度に関する調査研究報告書」というのがございませう。お手元にありますけれども、この中にはいろいろの指摘があらますけれども、特に付属学校についての見解を述べております。たとえば七〇ページの一番下の段によりますと、「付属学校の教員当たり積算校費の予算単価は、校長については、学科目制非実験の教授と同等であるが、教官に関しては、学科目非実験の助手の七〇％に及ばないのであり、予算的に付属学校の経営が貧困であるばかりでなく、およそ「研究」の可能性は付属学校自体としては、ほとんど財政的に保証されてないといふべきであらう。学科目制あるいは課程制の場合と同様、付属学校予算についても年次毎の増加率は、講座制を上回るよう、多少の配慮は加えられているものの、絶対的な低額は改善されず、到底そのあるべき機能に見合うものではない。この財政事情は、教員の給与が地方教育公務員よりも低水準にあることと相俟つて、付属学校の運営をしばしばゆがめる結果になりかねないのである。付属学校財政の抜本的改善は、付属学校教官の待遇改善とともに焦

層の課題のひとつである。こういう指摘が、なされておるわけでございますけれども、これは昨年の十一月、免許法改正の出される前でございまして、これはもう迅速に文部省としても検討に値する指摘ではないかと私は思いますけれども、この国大協の指摘に対してどのような文部省側の対応があるのでしょうか。

○政府委員(木田宏君) 御指摘のように、この時点で付属学校の教員当たり積算校費が非常に低いという問題がございまして、これは四十八年度予算から三カ年計画で付属学校教諭の単価を大幅に引き上げる、三年計画で引き上げることになっています。初年度実施に着手をいたしました。

また、教員の給与が地方公務員よりも低水準にあるという点が人事交流上もいろいろと問題を起こしておりますので、先般人事院とも協議をいたしまして、公立の学校から国の水準よりも若干高い教員を迎え入れます場合に、あまり急激なダウンにならないように、まあどんなに高くてもそのまゝ受け入れるというわけにはなっておりませんので、三三年度までの調整はとらせていただくという相談がございまして、今日すでに実施に入っております。いろいろと指摘のあります点は改善につとめておる次第でございます。

○加藤進君 いま、大学で教育実習が必要だと言いがら、実際上その実習そのものが困難に当面しておるというのには、これは付属学校の整備が不十分だという点が明確に私はここで出されてきていると思う。財政的な措置ばかりではないと思えます。ことに重視しなくてはならない。そうしてこの付属学校において、当の大学の卒業生やあるいは実習生ばかりでなしに、検定を受くべき諸君についてまでその教育実習の場を提供する。これくらいの腹を持って取り上げていただくなら、私は教育実習の問題を検定制度の中にも生かし得るのではないかと考えるわけでございまして、その点特に、いまの局長の答弁もありましたけれども、付属学校の整備充実のためにさらに一段と努力

力すると、こういう文部大臣の御決意はいただけてよろしいかと。

○国務大臣(奥野誠亮君) 当然なことだと思えますので、努力をしたいと思います。

○加藤進君 そこで、教育実習の問題の最後に申し上げなくてはならぬのは、こういう教育実習をしないままに教育面において仕事をしてもならぬことはならぬわけですから、私は少なくとも文部省として認定をする以上は、教育についてこの人は十分にその能力と資質が存在する、こういうことを明確に私は客観的に表示しなくてはならぬと思えます。その点について文部省はどうお考えになりますか、どうされますか。

○政府委員(木田宏君) これは資格認定試験の全課程を通じまして、免許資格を与えるにあつた能力の実証があるという確認がされました場合に免許状を出すことにもなるわけでございまして、その資格認定試験の合格、それを受けた免許状の発行ということによりまして能力を示し得ることになると、こう考える次第でございます。

○加藤進君 私は、そういう点におきましても、文部省が教育職というものの重要性とその専門的意義ということについて、なお十分な認識を持っておられないのじゃないかというのを危惧します。その意味におきましても、この教育実習をはじめ憲法学習、一般教科科目の学習というような点を含めて、私は教員認定試験制度そのものを真に生かしていくという気なら、ぜひともこれを充実していく必要がある。こういう点を強調しなくてはならぬと思えます。教員の免許状が渡されるというなら、その人はだれから見てもりっぱな教育者としての人材であるという太鼓判なんですから、その意味における文部省の責任というものはきわめて大きい、こういうふうに私は見なくてはならぬと思えます。

その点で、私は最後の締めくくりとしまして、以上いろいろ論議しましたように、一つには一般教科科目が削除されて、そうしてこれが学習の義務的な内容からはずされたという点や、教育学習につ

ついでに文部省の見解等々を考えてみると、私はこの文部省がその教員認定制度そのものもきわめて安易に考えている。そしてただ単に人材確保だ、また人員不足を補うのだと言われましても、それは本来の教育者を真に育てて、その育てた教育者に対する太鼓判としての認定を与えるというのではなしに、安易なベーパー試験や面接試験等々を通じてこういうことをあえて行なわれようとしておられるところに、私は今度の改正案のきわめて危険な内容が重大な内容がある、こういう点を指摘しなくてはならないと思うのです。

ですから私は、特に最後に大臣にお尋ねしますけれども、こういうことで戦後の教育政策において教員養成の理念はあくまで守ります、こういうふうに言われたけれども、守るといふことはことばの上では言われておられるけれども、その内容においてはきわめて大きな部分が取り下げられておるのではないかと、こういう点で申し上げます、その点はいかがでしょうか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 先ほども申し上げたわけでございますけれども、戦後の教員養成、それは広く大学教育によって取得させるたてまえをとっておりますし、戦前の師範学校というふうな特別の学校制度や、一般的な教員検定の制度等による意思は毛頭ないわけでございます。

同時に加藤さんのお話、いろいろ伺いながら、私は戦前と今までの教育の実態はすっかり変わってしまっていることについてもう一べんお考えいただいてもいいのじゃないだろうかという気がするのでございます。戦前、大学に進む方はほんの数%だったと思えます。いまは三割の方が大学に進んでおられるわけでありまして、私たちは六十年代には四〇%の人たちが大学に進むようにしたいと考えておるわけでございます。大学教育というものを何か特殊なもののように先ほど来おっしゃっておることが聞こえるわけでございまして、これは一般的な日本の姿なんだと、大学教育を終えたということは何か特別な意味があるようにおっしゃるのですけれども、私たちはもうこれが普通の世の中

にしていこう、こう考えておるわけでございまして。たまたま大学教育におきましても教員養成課程を選ばなかった、選ばなかったけれども、しかし教育界に自分の生涯をささげたい、こういう熱情の方もあるのじゃないか。あるいは不幸にして高等学校から大学に行けなかった、それでも戦前と比べますと中学校も出ていますし、高等学校も出ておられるわけでございます。必ずしも偏狭と言えないのじゃないか。そういう方が情熱を持っておられるならやはり教育界に迎えられるようにすることは非常にとうとうとじゃないか。こんな気持ちを持っておられますので、こちら辺はひとつぜひ誤解のないようにしていただきたい。何か大学を終えたということが特別なことのようにたびたびおっしゃっておる。そこは私たちが考えておるのと相当な開きがあるという感じを抱かざるを得ませんので、これだけは申し上げさせていただきます、この点でございます。

○加藤進君 私は、何も戦前の大学像を夢に、頭に描いているつもりはありません。今日、大学に通学し、学習をする青年諸君がその比重を高めれば高めるほど、大学こそ教員養成の場であるということがあります。意識を持ってつくるわけですから、その基本をどこにかはつきりさせた上で教員養成に当たってほしい、このことが第一です。

第二には、それは教育者になりたいという情熱を持っておられるような人たちが、大学に行かなくてはならないと、大学に行くことはあり得ます。あり得る人たちに對してどうするかということでございますけれども、その情熱は十分に組み取りながら、なおかつ教育という専門職に当たるための必要條件を十分に備えていただかなければ、教壇に立つても当然強調しなくてはならぬ問題であつて、そこに私はやっぱり厳格な、しかもきびしい条件が必要だ。このことは私は免許法の精神として強調されておることだと、こういうふうにお考えます。その点はよろしゅうございませぬ。そこで私は次の問題に移りますけれども、これ

は教員選考の問題でございます。検定制度を拡大し、普通化するという理由の一番大きな問題として、教員が足りない、こういうことを文部省は強調されておりますから、その点の問題に入りたいと思っております。教員免許状の保有者の数は、いま年々ふえておるのか、減りつつあるのか、その動向について、小・中・高と分けてひとつ数字をお示し願いたいと思っております。

○政府委員(木田宏君) 教員免許状の取得者は、大学への進学者の増に伴いまして年々拡大の傾向にございます。先ほどは小学校教員の免許状の取得者の状況を四十五年、四十六年、四十七年の三年について申し上げました。その間の若干の増が見られるという点もその数字で申し上げたところでございます。また中学校教員につきましては、年によって若干の増減はございますが、大体免許状取得者の数は九万人ほど出ております。高等学校につきましても、これまた年によって若干の増減はございますが、大勢といたしまして昭和四十五年以降六万六、七千人という数字に相なっております。ところでございます。もつとも、これは延べ数、免許教科単位の延べ数でございますから、実員がこれだけいるということでは必ずしもございませぬ、念のため申し添えます。

○加藤進君 ですから問題は、免許状を保有しておる方たちの数はだんだん増大してきています。これは事実ですね。したがって、免許状を取って将来教壇に立とうという意思と希望を持っておられる方は非常に多い。これもまた私は免許状の取得数字で示されてきていると思うんです。ところがそれほどだんだん免許状の取得者がふえておるにもかかわらず先生が足りないということはどうなのかというの、きわめて素朴な国民の側からの私は疑念だと思っております。これはどういうことでしょうか。

○政府委員(木田宏君) 先ほど申し上げましたように、小学校につきましても、免許状を取得する者と小学校で必要とする単年度の就職者の数が全国的に見ますと一万七千と一万七千というふう

にほぼ拮抗した数字になっておりまして、これが地域別に見ましてもいかなるそが起つてまいりましてございましてから足りないというところが起つてまいりまして。また、中学校、高等学校にありまして、免許教科によりましては必ずしもたくさんさんの養成数があるということでもございませぬし、また免許状を取られた方々が卒業後すぐ教壇に立つという意思を皆さんが持っているというわけのものでもないという関係上、地域的に教科によりまして、また局部的に需給のアンバランスが起る。これらが職業教育とかあるいは特殊教育の拡大とか、そういう時代の先端的な動きのところにより多く問題意識として感じられてくる、こういうことだろうと思っております。

○加藤進君 いろいろいまおっしゃったことがすべて間違いないとは申しません。しかし一番基本的なことは、教員免許状の取得者がこんなに多いのに教壇につき得ないという一番大きな問題は何かという、教壇に魅力が足りないということじゃないでしょうか。先生になって、そうしてほんとうに希望に沿うようなりっぱな教職を経ていきたい、教員になりたい、こう思っても、現状教員の現場がそれにそぐわない、魅力もない、希望も与えないような状態が存在する。私は、基本的には一番大きな問題はそこにあると思っております。ところがそのような教員の希望者に魅力ある職場をつくらなくて、きわめて安易な方法で検定によって人材を集めよう、私はこういうところに大きな問題点がある。これは本末転倒の議論ではないか。こういうふうな考えますけれども、その点はどうでしょうか。

○政府委員(木田宏君) 教育界の職場が魅力あるものでなければならぬということはおも御指摘のとおりだと思っております。これは魅力がなければ検定をしてもやはりしよせん就職というのを期待するわけにはいかぬのでございますから、魅力ある職場にするということは、免許制度の実質を担保しますための非常に重要なことでございまして、今回、人材確保の法律案等を政府で提案いたして

おりますのもその一つの方策だと、こういうふう

に御理解を賜りたいと思っております。
○加藤進君 続いてお伺いしますけれども、教員が不足だ、不足だと言つておられる。ところが四年制の大学を卒業して、免許状取つて、かつ本人は教職につきたいという念願を持ってきておる。ところが都道府県の行なう採用試験できわめて意図的に不合格にされて教職につき得ない人が非常に多いという事実、この事実を文部大臣、文部省御存じでしょうか。

○政府委員(岩間英太郎君) そういうことは聞いております。

○加藤進君 ですから教育現場についてはほとんど実質的な認識がないと言つて私はいいと思つて、ここに資料があります。これは二十八国立大学についての資料です。この資料によりますと、昭和四十八年度教員採用選考の結果、二十八の国立大学の教育学部教員養成課程の学生だけで千八百六十五人が不合格になっております。理由は何かというと、ほとんどは自治会活動をやったというところにあります。この点文部大臣、これはどうぞだと思つて、これは事実だと考えますか、どうでしょうか。

○国務大臣(奥野誠亮君) ちょっと事情を私つま

びらかにしませんので、何とも申し上げかねます。

○加藤進君 しかし、もし自治会活動をやったという理由で、せっかく教壇につこうと熱望しておられる学生諸君が不合格でふい落とされたとしようか。いいことなんでしょうか、困ったことなんでしょうか、改善すべきことなんでしょうか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 自治会活動ということばがよくわかりませんが、大学はそれぞれ自治を許されているわけではございませんから、その自治活動のゆえをもって拒否されるということとはちょっと考えられないのでございます。

○加藤進君 もしあるとすると、何らかの行政指導を通じてそういうふうな点は改善される気持ちは

はありましようか。

○国務大臣(奥野誠亮君) いずれにしましても、自治活動をやったがために拒否されたということばは私はちょっと考えられないと思つて、ほかにあるいは刑法に触れるような問題があったとかというふうなことであります。何ぶん教職のことでございますので、そこは厳密に考えなければいけないのではないかと、そういう気持ちはございませぬ。

○加藤進君 もう一つそれに関連しまして、人口急増地域で非常に教員が足りない、こういうことが特に強調されていまして、したがって、人口急増地域においてはネコの手も借りたいくらい教員がほしいということが当然出てくると思つておきます。同様のことがそういう人口急増地域における大学で起つております。埼玉大学、千葉大学、東京学芸大学、愛知教育大学、和歌山大学、大阪教育大学など十三の大学の学生の相当部分が自治会活動をやったということが理由になって不合格になっていまして。たとえば東京教育大学です。これは一次試験で五百九十三人受けました。そのうち百一人が不合格、第二次試験では三百二十六人が受けられたのに対して百四十六人は不合格、こういう数字は昨年に比べると三倍にのぼっているんです。これは、また別の資料によりますと、最も人口急増県といわれる神奈川県ではどうか。横浜国立大学の教育学部の学生が本年も三十一名不合格になりました。ここに資料があります。こういうことは一体、決して私はただ不合格に言つておるわけじゃない、証拠がありますよ、証言がありますから。ありますからあえて私はここで資料を出して言つておるわけですが、どうですか。これは一体許しておいていいことかどうか。私は、教員が足りない、足りないといつておられる。ところが優秀な教壇を望んで一生懸命に試験を受け、そして希望を持って行かれる諸君に対しては、おまえたちは自治会活動をやったからいかぬとみんな振り落とされる。こんなことを許しておいて

いいのか。私はこの点については大臣、真剣に考えてもらわなくちゃいかぬと思うんです。事実について十分調査してもらわなくちゃならぬと思うんです。これは私は決してうそは申しませんよ。大学関係の諸君からみんな訴えが出てきておりますから。その点もう一度文部大臣、こういうことは決して一局の問題ではない、全国的に起こっている問題だ。これは全国的に起こっております。証拠に一冊の本ができております。「教員不採用の実態」「不合格通知」こういうのが出ておりますよ。全部この内容を見てもらいなさい。こういうことが文部大臣や文部省の担当局長なんかによくわからないとか、そういうことは存じませんでしたとか、初めて聞きましたなどというようにことを言わせるべきものじゃないと思うんです。読まざるべきものだと思うんですよ。こういうことが現に一般化されて、その結果の一つには教員の不足ということになっておるんじゃないですか。教員は足りない足らないと言いつつ、自治会活動やっている諸君に対しては足らないけれども目ををつつて、こんなものは要らない、こういうことが平気で行なわれているという点について、私はもともと真剣な答弁をお願いしたい。

○國務大臣(奥野誠亮君) 私の承知している範囲では、教員の試験をする、合格者のうちから選考して適材を選ぶというようにやっています。したがって、試験の合格者は全部採用するというところでやっています。試験に合格しなくても、試験に合格しなくても他の職種を求めて就職につかれない方もあるわけでございます。したがって、試験の合格者と教員として採用した者との間にはかなりな開きがあるというふうかと思ひます。

(委員長退席、理事楠正俊君着席)
これはやむを得ない運営の方法じゃないかと、かように思ひます。もう一つ、自治会活動したために教員の適格を疑われるということは私は適当でないと思うんであります。しかし刑法に触れる行為をいろいろやっているということになってまい

りますと、やはり教職の身だけに、そこは厳正に判断されてもやむを得ないじゃないだろうか、こういう感じもいたします。今後ともこういう考え方でよく指導に当たりたい、こう思ひます。

○加藤進君 刑法に触れるような学生に対してどうのこうのなどというのを私は申し立てるんじやありません。自治会活動として、当然認められておる大学学校内における生徒の自主的な活動をやったということが理由になって、それが不採用のいわば根拠にされているということについては黙っておれぬ。こういうことを私はあえて重ねて強調したい。

そこで、いろいろ試験によってやはりふりがあるわけだからこれによる不合格ということも起こり得る、これはまあ理屈からいうとそのとおりだと思ひます。そこで、このような大学において一体どういう採用試験が行なわれているか御存じですか。採用試験の内容です。採用試験の問題です。これは私が申し立ててもすぐにくるだとは答へが出てこないと思ひますけれども、ここに私はこまかい資料を持っておりますけれども、たいへんな試験問題が出るのです。これは逐次簡単な例証になるような問題だけを申し上げますけれども、四十八年度神奈川県公立学校の試験問題、こういうのがあります。これは一般教養問題の例と教職教養問題の例を簡単にいたします。

一般教養問題。次の問いにお答えください。
「わが家の今日の夕食で、副食は、カキフライとシウマイとギョウザの取り合わせでした。娘が家族にそれをすべて取りまぜて取り分けたところ、丁度一人あたり十二個ずつになりました。取りかけたお皿をみると、すべてカキフライがもつとも多く、次にギョウザがもつとも少なく、取り合わせはすべて異なっていました。私の皿には、ギョウザが二個以上ありましたが、妻の家族の中でシウマイが一番多く、娘のお皿だけがシウマイが四個でした。カキフライは始め二十六個ありました。」
そこで、「問一」すべてカキフライが最も多く、

ギョウザが最も少なく、取り合わせがみな異なっている一人あたり十二個になる分け方は何通りありますか。」

第二問「わが家の家族は全部で何人ですか。」
第三問「始めあったギョウザの数を求めなさい。」まあいわばこういう問題です。これは一般教養問題です。ちょっと常識はすれじやないですか。次には、教職教養問題のほうの実例を紹介いたします。

教職教養問題。「次の一から十六までの、ここに指摘したものについて密接な関連を持つものをそれぞれについて五つずつ下の一から十六の中から選んで、番号で若い順にお答えください。」こういうことで、これが教職教養問題です。

「広域採択、IQ、CAI、無償供与、学習指導要領、教育機器、生活指導、電波教材、ホーム・プロジェクト、ワークブック、展示、視聴覚的方法」その次はちよつとわかりません。「検定、プログラム学習、学校図書館」こういうことが、これが教職教養問題の出題でございます。これでテストを受けて教職教養があるとか、一般教養はこれでいいとかいって、はかれる生徒諸君、受験者諸君はほんとうにかわいそうだという感じが私は持っています。これはもういろいろな内容が私に持っています。これはもう時間的に申しましてその分の紹介はできませんけれども、こういうことで教員としての資質がはかれるとなると、これはほんとうに試験といえると思ひます。私は、その点をもう少し深刻に受けとめていただかなくてはならぬのではないかと感を持たざるを得ないので、これはまだ序の口でございますから、あとあとまた出します。

次に、別の角度から聞きますけれども、教師の採用選考はどのような法律に基づいて行なわれるのか、この点をまず、お聞きします。

○政府委員(岩間英太郎君) 国家公務員につきましては国家公務員法があるわけでございますが、まあ一般の地方の教職員につきましては、地方公務員法、それから教育公務員特例法の規定がございます。

います。教員の採用のしかたでございますけれども、これは教育公務員特例法の十三条であつたかと思ひますけれども、教育長が選考する、そういうふうになっております。

○加藤進君 そこにある「教員の採用及び昇任は、選考によるものとする」「この「選考」という意味はどういう意味なんですか。」

○政府委員(岩間英太郎君) 一般的に公務員の採用の方法は競争試験とそれから選考と二つに分かれています。これは最低のその職務に必要な資格を定めまして、それからあとは競争でやると、きわめて公正という点に重点を置きまして行なわれているわけでございます。選考の場合には、競争試験によらないほうが適切な場合というところでございますけれども、これは二種類あるんじゃないかと思ひます。一つは教育長の選考によるもの、これは本来競争試験等でやるのが望ましくないようなもの、それから教員のような場合には、これは免許状を持っているというふうな意味合いもございますけれども、これも一般競争試験でやるよりは、先ほど来先生が御指摘になりますように、教育に対する愛情でございますとか、あるいは学校という組織の中でみんな一緒に協力し合っているだろうか、いろんな別の観点から選考するということが適切であるというものにつきましては、選考という制度をとっているというふうな理解をいたしております。

○加藤進君 人事院にお聞きしますけれども、職員員の任免についてやはり選考という問題が規定されておりますね。これについてひとつ人事院の見解を聞かしていただきたい。

○説明員(末木広君) お答え申し上げます。国家公務員法の三十三条に「(任免の根本基準)」が定められています。それによりまして、それが「すべて職員員の任用は、その法律及び人事院規則の定めるところにより、その者の受験成績、勤務成績又はその他の能力の実証に基いて、これを行なう。」というふうになります。最初でございます。

次に、採用と昇任と分かれておるわけでございますが、三十六条のほうにいきまして「採用の方法」としまして「職員採用は、競争試験によるものとする。但し、人事院規則の定める官職について、人事院の承認があつた場合は、競争試験以外の能力の実証に基づく試験（以下選考という。）の方法によることを妨げない。」二項に「前項但書の選考は、人事院の定める基準により、人事院又はその定める選考機関が、これを行う。」これが根本的な定めでございます。これに基づいて、現在任免の規則といたしまして、「八一二」というのがございます。その中に、競争試験による場合が一般的でございますけれども、そのほか選考のものにつきましても基準等の規定がございます。ただし、大体現在のところ七、八等級は競争試験によるということで、御案内のように、各学歴相応程度の能力をねらいといたしました各種の試験をやっておるわけでございます。それより上のはうになりますという、選考が一応現在のところは基本になつて運用されておると、こういうたてまえでやっております。ただし、職種によりましては、名簿が失効した場合等についてはやはり選考でやる場合がある、こういうことになっておるわけでございます。ただ、この国家公務員法のたてまえが官職中心主義になっておりまして、その官職の必要とします能力、こういうものを試験なり選考で有無を確かめると、こういうことを一番根本のねらいといたしております関係上、その官職の一番基礎になります分類その他の問題が御案内のような事情で職階制の問題が延期されております。その関係でいまの「八一二」の九十条に暫定特例がございまして、当分の間は各任命権者が選考機関としてその基準を定めまして、選考を行なうことができるという条文が一つございまして、四十五等の条文に「選考の基準」がございまして、いまその基準そのものは動いていないので、いまの九十条で各任命権者がおやりになると、こういうような体制で動いておることでございます。

○加藤進君 大臣、いまお聞きになりましたように、一般公務員については競争試験でとにかく一般的にはやると、こうなっておりますけれども、教員については、教育者についてだけは受験者が有する職務の遂行能力を相対的に判定すると、こういうための試験にはよらないで、一定の基準と手続によつて職務遂行能力の有無を審査するという選考の方法をとつておるわけですね。これはどういう理由によるか、この点についての御意見を伺いたいと思います。

○国務大臣（奥野誠亮君） 教員はまず免許状を持った人のうちから採用をいたしますので、すでに免許状を持つておるといふことは、一般の競争試験で、ある資格を得た人と大差ないじゃないだらうかと、こういうふうに思います。

○加藤進君 ここには職務遂行能力の有無を審査するのとありますね。職務遂行ですから、教員が教員としての職務を遂行する能力があるかどうか、こういうことを審査するのが選考だと私は考えますけれども、このことは教員という特別職であればあるほど重要なやっぱり意味を持つておるのであつて、単に競争試験による採用ではない、こういうことがここに私は明記されてきておると思う。これが教職法の趣旨だと思ひますけれども、こういうことが行なわれるのは一体なぜか、教員に対して特別さういふ選考というものが行なわれなくてはならぬといふのはなぜか、この点をやっぱり明確にしたいと思ひます。

○政府委員（岩間英太郎君） 一つは、大臣からお答え申し上げましたように、免許状があるという点であらうと思ひます。

それからもう一つは、先ほど来先生方が御指摘になっておられますように、まあ特に萩原先生は、これは教育に愛情を持たぬ者は教員になつてはほしくないといふふうな強い御発言がございました。教職といふのは、先生御指摘になっておりますように、これは特別の専門職でございます。その専門職にふさわしい資質といふものが要求されるわけでございますが、そういう点を専門家である教

育長が判断をするということであらうと思ひます。

○加藤進君 ですから教員といふのは選考によつて教員としての資格を持つものであるかどうか、教員としての専門性を身につけておるものであるかどうかを調べなくちゃならぬのですね。そういう点から見まして、第一次試験という筆記試験のいわば試験内容といふのが、先ほど申し上げましたような内容になってきておると、こういう点から見まして、これは選考ということに値するような試験内容であるかどうか、これは文部省当局のしっかり判断してもらわなくちゃならぬことだと思ひますけれども、どう思ひますか。

○政府委員（岩間英太郎君） 先ほどおあげになりました例でございますが、教員になつて一番困るのは、おそらく、子供たちに接してゐるわけでございますから、精神的に欠陥があるといふふうな方がなされるのは非常にこれは困るわけでございます。そういう意味では精神あるいは性格的な欠陥といふものは困るわけでございます。そういう意味でさっきの唐突なようなテストのしかた、これも一種の性格テストじゃないかといふような気もするわけでございますけれども、これは具体的に、私は教育長にまかされては問題でございます。私ども試験の内容あるいは問題までいままで指導したことはございません。それだけたくさん

の先生方、たくさんの子供さん方をかかえておられる県の教育委員会が真剣になつて、これはお考えいただく問題である、そういうふうに考えておるわけでございます。

○加藤進君 それにしてもあまりにもその内容が常識はずれだといふ感じがしてなりません。事柄は教育職に適するかどうかといふことの認定を与え

る選考でございますから、選考としてはもっともと内容審査して、いわばだれが見てもこれは試験内容だとしてこれを認定するための必要はないかと思ひます。おそれる文部省当局も出

先、その内容についてまでは関与しませんとお答えになつたと思ひますけれども、しかし、にもか

わらず、こういうことがあちこちに起こつてくるといふ状態を私は文部省として黙つておいていいかどうか。これが選考に値するような試験内容であるかどうかといふことについては、私は法を守る立場からいつても十分に責任を持つていかなくてはならぬ、こう考えますけれども、その点はどうでしょうか。

○政府委員（岩間英太郎君） 先ほど来先生が御指摘になっておりますように、教育で一番大事なものは愛情でございます。子供に対する愛情と申しますか、そういう点から申しますと、試験の問題が、だれが見てもわかりやすい、わかりやすいと申しますか、明らかであるといふような問題は、むしろその知的な程度をためすようなことになるおそれがあるわけでございます。また、性格とかさういふ愛情をもしはかることといたしますと、これはなかなかむずかしいことでございますけれども、問題はこれは、最近の心理テストのよう

に、必ずしも一般の方がごらんになつてこれはなるほどいい問題だといふものではないんじゃないかといふふうな気もするわけでございます。まあ、それぞれ教育長が真剣になつてやつておることとでございますから、私どもはそういう方々におまかせをしたいといふふうに考えております。

○加藤進君 この選考といふことについては一定の基準と手続を必要とする、とありますね。一定の基準と手続、これは私は主観的なものでも、あるいは教育長がそう考えたからそれが通るんだといふものでも私はないと思ひます。これはだれが見ても客観的になるほどと思はれるような一定の基準と手続といふものが私は当然その前提になつてい

かなくてはならぬと思ひますけれども、その点について、教職として問われる客観的なものとしての一定の基準と手続といふことについて文部省はどう考えますか。

○政府委員（岩間英太郎君） これも各都道府県の教育委員会で行つておられるようでござ

いますけれども、大体期日を定めて筆記試験を行なうと、それからその試験の結果によりまして登録をする。その登録をした者の中から各学校で採用したいという。まあ、校長先生あたりが面接されまして、それから教育委員会のほうに連絡をして、そこで採用が決定する、そういう日時、場所、それからどういう方法でやるか、そういうものは教育委員会のほうで明らかにして、各受験者の方々に徹底するようにしているというふうな私どもも見ております。ただ、そのやり方は、採用試験の、産業界でも自薦をしておりますけれども、そういうような期日の関係もございまして、ある程度おくれいているということが実際に教員を採用する場合に、まあ、いい方を採用できないというふうな問題もあるということは聞いておりますけれども、一般的な方法としては、ただいま申し上げましたような方法でやっているというふうな聞いております。

○加藤進君 客観的な基準と手続に基づいて職務遂行能力の有無を審査するわけですから、これは客観的な基準というの、だれが見てもとにかくそうだとはいわれるようなものさしであるというのが私は当然の内容だと思えます。ところがいままで教員採用の選考試験は、第一、試験を受けた御本人にも実はほとんど内容が知らされていない。試験の内容、試験の結果が知らされていない。自分が受かったか、どういう理由で落とされたのかもわからない、こういうこともありますし、一体どれだけの数が採用されてどれだけの試験希望者があったのかという数字さえほとんど全部、ほとんどというよりも皆無、全部非公開、こういう秘密主義によって試験がやられておるといふ実情について、私はここでいわれる客観的な基準と手続に基づくものが選考であるということからいうなら、これは私は少なくとも受験される方たちに対してはその受験者の数だとかあるいは採用される人たちの数だとかあるいは試験の結果について私は公開したいと思えますけれども、その点はいかがでしょうか。

○政府委員(岩間英太郎君) これはまあ人事の問題でございしますから、原則として不利益を受けるような方々がもし出るということになりますとやはり問題だらけと思えます。そういう意味では、これも各教育委員会が独自に御判断をいただいたほうがよろしいのじゃないかと思えますけれども、まああまり本人にもわからぬというふうな状態でございしましたら、それは御本人には少なくともわかるぐらいのことは何してもよろしいのじゃないかというふうに考えます。

○加藤進君 そういう希望が非常に強いのです。受験をしても、一体不合格になった人たちがなぜ不合格であったのか、それから今後どの点を努力したらいのか何もわからない。こういう点がありますから、いま答弁のありましたように、個人の要望があるときにはぜひともこれを認めていただく、こういうような行政指導をぜひお願いしたいし、基本的には教員採用というものは選考によるというのが原則でございしますから、公開公募、公開採用ということが一番適切なあり方ではないか、こういうふうに考えますけれども、重ねてその点についてお答えを願いたい。

○政府委員(岩間英太郎君) いまのやり方もこれはお受けになる方に対して募集をするというふうな方法でやっているわけではございしますから、別に秘密でやっているわけではなくて、あるいは縁故というふうなごく限られた方に対してやっているというわけではないと思えます。そういう意味では公開といつてよろしいのじゃないかと思えます。

○加藤進君 ともかく、免許状を持っている方たちが受けるわけですからね。もう免許状まで持っておられる方たちが採用試験の場に当たってこういう秘密主義的な非公開ということ、私は教育という事柄に直接関係する問題でございしますから、ぜひともこの点の改善の指導の努力をしてもらいたいということを特にお願いたします。その点につきまして文部大臣どうお考えになりますでしょうか。試験内容や採用基準などについてはほとんどそれが秘密にされてきておる、全然公開されておらないという実情について、やっぱり教職を目指す、もうすでに免許状の所有者なんですから、その採用試験についてこれを公開するということが、これは私は行政上、指導上十分になさるべきことではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 試験が秘密に行なわれているというふうには全然考えないわけではございします。どこまで内容が個々に理解されるように持っていていいのか知りませんが、なるほど、なるだけ多くの人たちから公平に行なわれておるといふ確信を持ってもらうことが大切でございしますので、今後ともそういう方向には当然指導していかなくてはならないと思えます。

○加藤進君 ともかく、客観的な基準に基づいてあるいは手続に基づいて行なうのが選考であるというなら、どういふものさしによって自分が採用されるあるいは自分が不採用になったかというふうな結果については、そういう基準に基づいてなるほどと納得し得るような措置が当然必要ではないか。ところがそのような措置は私の知る限りでは十分とられていない、これが私は実情だと思えます。その点をぜひともこれからの指導上の問題として努力してほしいと思えます。

そこで、人事院に簡潔にお答えを願いたいわけですが、けれども、教員採用の選考基準に思想とかあるいは政治的な見解などというものを入れるというの、これは合法的なんでしょうか、適法的なんでしょうか。

○説明員(茨木広君) 先ほど申し上げましたように、一応現在この八の十二の中に書いてあります基準等ではその他のことがいろいろ書いてございします。現状はそういう意味の職階制がスタートをいたしておらない関係上、九十条のほうで任命権者に基準の選定も含めまして委任を申し上げておると、こういう関係でございします。あとは国家公務員法の各条文等に抵触する問題があるかないかということから、いまおっしゃられました問題も判断をすべきことではなからうかというように考えておるわけではございします。

○加藤進君 そこで、もう少し具体的に聞きますけれども、教員の採用選考にあたってその学生が自治会活動をやったと、あるいはデモに参加したと、こういう理由で不合格にするということが起こったこれは選考の内容や精神からいって正しいことであるかどうか、人事院の見解をお伺いいたします。

○説明員(茨木広君) 御指摘の点が国家公務員法の二十七条の平等取り扱いの原則等に照らして問題があるという場合もございしますように、

(理事補正後君退席、委員長着席)
あるいはまあそれがどういふような内容になっておりますか、具体的ことがいろいろ関係したとしても、まあ、三十八条にございしましたか、欠格事項の問題もございしますけれども、あるいは懲戒処分だとか、在職したしておるとしますれば懲戒処分だとか、分限処分だとか、いろいろなものに触れる場合もございしますから、そういうものから逆に推定いたしましたらふさふさしないというふうなふうになりますけれども、あるいは要当な基準であらうかと思えます。いろんなケースがあるんではなからうかと思えます。具体的自治会活動の内容がわからぬものでございしますから具体的に、断言的にはお答えいたしかねます。

○加藤進君 自治会活動の内容がわからないとおっしゃいますけれども、学内において学生が自主的に行なうさまざまな活動、これを政治ということばであらわすならあらわしていただいてもけっこうだと思えます。

それから、学生がいろいろな事柄を考え、あるいは勉強すると、そしてそれぞれのイデオロギー、思想を持つ、これは当然のことです。こういう個人の思想や政治が選考にあたって一つの条件にされるということが正しいのかどうかということ、一般論としてその点は明確にしていただきたいと思えます。

○説明員(茨木広君) 最近の、ときどき学校にも

行ってみるにございませうけれども、御案内のように、昔私もが学校におりましたときと相当変わってきておることは事実だと思ひます。また、先生の御指摘のような意味の平穩にやっておる場合もございませうし、それからお互いいたいへん新聞に出ますような場面の、各派閥の争いがその中で行なわれるという様な場面もございませう。そういうようなものがありといたしますという、やはりまあ問題になることだろうと思ひます。まあやはり教員もわれわれ一般のほうで採用いたしております公務員も、世間のほうからは強い監視の目でもつていろいろ見られておるわけにございませう。昨日も人事院のほうにございませう。ましては年次報告を申し上げたわけにございませうけれども、やっぱり新聞で取り上げられるようなことは憲政処分その他のものを取り上げようという様なことがございませうので、私もといたしまして、やはりりっぱな方がお入りになるということが好ましいことは間違いないと思ひます。ただまあ二十七条に書いてありますように、信条そのものという事になりますとそれは問題があるのだらうと思ひますけれども、その辺が具体的に行動と非常にかみ合つておるのが各大学のいまの実情でございませうので、その辺がたいへんまあおそろく各選挙機関としても悩んでおるところではなからうかと思ひます。

○加藤進君 どうも明確でございませうけれども、ともかく思想、信条によって選挙の場合に差別をつけると、これはよくないですね。それからもう一つは、憲法あるいは他の諸法によって合法的に認められた学内における活動、自治会活動等々がやられたということによって選挙に漏れるとか不合格になる、こういうようなことが起こつたとするならば、これは選挙基準そのものが非常に不可解なものになってくると見なくてはならぬと思ひますけれども、選挙の基準として、たとえその受験者が特定の思想を持っておるが、その思想を持っておるという範囲内においてこれに対して差別を行なう、こういうことや、あるいは合法的な政治活動やっておるのに対してこれに差別を行なうなどという様なことが選挙基準として許されるかどうか、こういう点についていまお尋ねしておるわけにございませうけれども、文部大臣のほうの見解はどうでしょうか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 先ほど申し上げたところでございませうけれども、刑法に触れた者、あるいはまた過激派集団のように政府を暴力で破壊しようとするような団体に加入した者は法律上これは採用できないと思ひます。そういう性格のものでございませうので、それに関連を起しているようなもの、これはやはり教職につけることについては相当な問題があるのじゃないだらうか。単に思想、信条の事由で差別するということとは適當でないと思ひますけれども、その思想というものはこれは幅の広いことばなものでございませうので、私が一番極端な例を言ひますと、そういうものは採用できませんと、こう申し上げるわけにございませう。暴力で政府を破壊するような団体に加入した者、これは法律的にできません。しかし、それに相關する様な者につきまして、そこまで危険をおかして教職につけなかならぬかと、こういうことになつてくるものでございませう。その辺にはやはり問題がございませうと、しかし、広い意味において、思想、信条の差で採用する、しないなどという様な考え方は適當でない、こう申し上げられると思ひます。

○加藤進君 最後のいまのことばを私は信じます。そういう点で、広い意味で刑法にも触れない、行政を破壊するような暴力行為等々には関与しない。そういうことであるならば、そのような思想やあるいは政治活動については、これは決して選挙基準によって差別をしない、こう理解していいということですね。

この経験者や活動家である。たとえば静岡大学では、ことし教員採用試験で不合格になったのは、三十九名のうち執行委員であった名が十名、それから活動家といわれておる学生諸君が二十九名、合計三十九名です。これが選挙試験によってこういう活動をやつたということが理由で不合格になった。それから神奈川県でも、横浜国立大学の不合格者三十一名のほとんどがやはりこういう事情です。まじめな思想を持ち、学内において積極的に学生としての本分を守る活動をやつておる、このことによって不合格となる、こんなことが行なわれている、こういうことを、私は許しがたいと思ひますけれども、人事院はどうお考えになりますでしょうか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 単純にいまのようなことで私はないと思ひますけれども、今後なおよく私なりに調べていきたいと思います。○加藤進君 それでは、試験内容はほとんど第一次は筆記試験で、第二次は面接試験になっていませう。そして大体いまの傾向では第一次には相当合格者をつくり、そして第二次の面接試験でふるい分ける、こういうやり方が今日一般化しておることはおそろく御承知のとおりであります。そこで、どんな試験によってふるい分けが行なわれているのか、こういう問題になるわけにございませうけれども、たとえばこの「不合格通知」という書物に収録されておる内容を見ますと、私は実に意外という感を持たざるを得ないのです。東京部では、この第二次面接試験の問題として、

問「君の最近読んでおる本は何か。」
答「鳥小物語」です。——私、「鳥小物語」というのはよく知りませうけれども、問 あなたは片寄つてゐる。「エミール」を読みなさい。

問「愛国心についてどう思ひますか。」
答「わかりません。」問「愛国心について教えられるよう勉強しなさい。」
問「自治会活動に参加したことは。」
答「ありません。」問「では、中立ですね。」

○国務大臣(奥野誠亮君) 先ほどたびたび申し上げておる様に、自治会活動に参加したという事でこれを拒否の理由にするという事は適當でないと思ひます。これも先ほど申し上げたわけにございませうけれども、採用予定者よりも、広い範囲について合格者をきめる、その中から選挙するわけにございませうので、はずされた人がいろいろな事情でAを選ばかBを選ばか総合的に判断すると思ひます。たまたまその方が自治会活動をやつておつた、だからそれでははずされたんだと、こういうふうな誤解を持つておられる方もかなりあるんじゃないだらうかという気が私はいまのお話を伺つて感ずるわけにございませう。やはり採用予定者よりも広い合格者をきめまして、やはりしさいに、教職についてもらうのにいづれが適當であるかということを経合的に判断して、十分慎重を期していかなければならない非常に大切な私は人事じやなからうか、こんな感じを持つておるわけにございませう。

○加藤進君 私の、この問題について特に注意を喚起するのは、あまりにも不合格者の数が多いということ。学生の諸君が教職を願ひながら、しかも教員免許をもうすでに取つてゐる、そしてあと一步というところまで来たときに、いま言ったような全学連加盟の自治会活動をやつたということが理由になつてこういう事態が起るということがもしあるとするならば、これは私はいまの文部大臣のことばではございませうけれども、十分事情を調査してこの様なことが今後起こらないような適切なやっぱり指導をしていただきたいと思ひますけれども、その点重ねてお聞きします。

こういうことが面接試験です。これは選考ですよ。教員の資格を判定する選考でやられているのですね。

それから教育について、「指導要領を読んで、感銘したことはありませんか。神話教育をどう思いますか。中教審答申を読みましたか。読みたいと思いますか。校長と衝突したらどうしますか。愛国心についてどう思いますか。学生運動について、学生運動をどう思うか。学生運動に関して、大学ではどういう立場をとったか。紛争、暴力事件をとめようとしたのかどうか。等々ですね。私はこういう問題がいわば面接試験のときに出されて、これに答えることによって選考が行なわれ、教育者の資格がきめられるということになりますと、私は事柄は決して安閑と見過ごすわけにはいかぬのじゃないか、こう考えますが、いかがですか、私はこれはただ一つの例です。まだあります。

○国務大臣(奥野誠亮君) どうも、そういう質問をどう受け取るかという事ですけれども、私も公務員の採用試験なんか当たってまいった経験から考えましても、一つの答えに対してある答えが出なければその人を不合格にする、こういうことじゃございませんで、Aの答えを出そうと、Bの答えを出そうと、Cの答えを出そうと必ずしもそれによって合否を決してしまうわけではございません。その人の態度なり、ものごとの考えの筋道なり、いろいろなことを見る意味において、また加藤さんから見ますと不都合な質問をしているようなことも出たりする例もございますので、いまおっしゃったことだけで一概にけしからぬことをやっているというふうには受け取りたくない。しかししつこくしつこくしたしまして、誤解を与えないような質問のしかたをすることは大切だと思えますので、そういうことはよく注意するように私のほうでも指導したいと思えます。くだいようでございませうけれども、一つの答えでなければ、ある特定の答えでなければ不合格にしてしまうという意味の問題ではないと思えます。その人の性格とか、いろいろなことを判断するためにそういうもの

の問の方をしているのだらうと思えますので、それは加藤さん自身もその辺よく私はむしろ御理解をいただきたいという感じがいたします。

○加藤進君 私は最後の結果がどうなったか、どう出たかということではなしに、そういう試験問題を出すということ自身が問題ではないか、これは結局思想調査に当たりますか、思想調査に当たりますか。こういうことがとにかく面接の場合にやられて、これがやっぱ選考のふり分けの基準にされるということになると、私は事柄が重大だと、こういうふうに出てくるのです。

静岡県の採用試験の一部を申し上げます。その中には「現在の教員のあり方について」教師になったら賃金闘争に参加しますか。組合にすぐ入りますか。「大学の自治、学生運動について」大学の自治についてどう思うか。東大のことをどう思いますか。静岡大学ではよくアビール行為をするが、どのような手段であれがきめられているか、デモに参加したことがあるか。友人には活動家はいないのか。執行委員に誘われたことがあるか。執行委員をやったことありますか。そのような役員はどのような人がやるのか、寮生が多いのか。

これは誘導尋問で、結局いわば思想調査に当たるわけじゃないですか。これは実に一例であって、特別な例だと私は言うことだけで許されたい。こんなことがやられるということですよ。

まだあります。横浜国立大学の二一ページです。横浜国立大学の試験、試問ですね。これにも、日中問題についてきみはどう思うか、ね、大学紛争のすこいやり方はあればどう考えるか、特に大学時代に学生自治会の運動に参加した学生を中心にしてこくそういう意味の問題が追及された、こういうことが学生の訴えとしても出ておる。これは私は決してうそではない。こういう状態がともかく面接試験あるいは口述試験等々で行なわれておるといふ事実をやっぱ文部省はよく見ていたのだきたい。このようなことをいわば選考と称するのなら、これは私は選考ということに該当し得ないんじゃないか、こういうふうに思いますけれども、その点いかがでしょうか、あらためて伺います。

○国務大臣(奥野誠亮君) 私も、伺っていてそれほどけしからぬことを聞いているなという感じもしないわけではございまして、いまも言いますように、特定の答えが出てこなかったら拒否するといふわけじゃないでして、多少私はその問のしきたを何か思想的におとりになり過ぎていて、人間的な常識を聞いてみるというふうな場合もございまして、性格を見るときは意味においていろいろ聞いてみるという場合もございまして、あるいはいまの若い人たちは一般的にどういう感じを持っているだろうかということを知りたいという意味で聞く場合もあるかと思うのでございまして、ただ特定の質問に対してある返事をした人が全部不合格になっていくというあり方は、これは避けなければならぬと思えますが、その点は私はよくわかるわけではございません。

○加藤進君 私は、特にとりたてて問題を申し上げているということよりも、こういう事柄が選考試験であるというふうにして行なわれるということ、これは私は一、二の特例であっても、もし特例であるなら、このことについて十分な関心と注意を払わなくてはならない、こういう問題として、こういう点を強調したわけでは、このような点はこれは学生諸君がはた身に感じて、こういうことがわれわれの選考試験の場合にやられている、こういう訴えがもうひんびんと出てきておるといふ点を私は指摘していきたいと思えます。

そこで、もう一つお聞きしたいのですけれども、大学当局が教育委員会に人物調査書、こういうものを提出しておるわけですね、いわゆる内申書。この人物調査書の中に思想傾向を記入するという項目があるんですね。この思想傾向を記入するということについて、これは文部省どうお考えになりますでしょうか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 採用にあたってはそういうことを知りたいということではございまして、さしつかえなく、それに対して大学が書こうと書くまいと私は自由じゃないかという気がするわけではございまして。そういう欄を設けることがけしからぬと一概に私は言えないんじゃないかと、こう思っているわけではございまして、いつかそういう問題でお尋ねをいただきまして同じようなお答えをしたことがございまして。

○加藤進君 これは、具体的な内申書でありますけれども、あるAさんの内申書によりますと、思想傾向、こういうところに、やや中正を欠く、こういうのがあります。それから、中立性を欠く、こういうような記入もあります。これは女性です。こういう中正とか中立性というものは一体どこで判定するのか、どういうことをもって中立というのか、中立性にやや欠けるという意味はどういうことなのか、こういうことになりましたといきおい問題は思想問題、思想的な態度あるいは行動、こういうことにならざるを得ないわけではございませうけれども、その点について思想傾向を内申書の中に記入させるということ、これは私は好ましくないとお考えですか、大臣としてはどうお考えになりますでしょうか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 極端な例でございませうけれども、法律上、政府を暴力で破壊するような団体に加入している者は採用することはできないと明記されておるわけではございまして。そういうこともございまして、そういうことについて内申してもいいというところを、採用者側がお願いをする、これは私はけしからぬと、こう言えないんじゃないかと思うわけではございまして。しかし、書いてこなかったからそれだけで不合格にするということはすべきではない、こう思っています。

○加藤進君 私は、特に一般的な調査とか一般的な内申という問題ではなしに、これによって教員の専門性が問われるという意味の選考なんですから、これで教員の資格がはたして成立するのか、あるいは欠けるところがあるのか、こういう問題

【委員長退席、理事楠正俊君着席】
○国務大臣(奥野誠亮君) 極端な例でございませうけれども、法律上、政府を暴力で破壊するような団体に加入している者は採用することはできないと明記されておるわけではございまして。そういうこともございまして、そういうことについて内申してもいいというところを、採用者側がお願いをする、これは私はけしからぬと、こう言えないんじゃないかと思うわけではございまして。しかし、書いてこなかったからそれだけで不合格にするということはすべきではない、こう思っています。

なんです。だから、教職に立つて堂々と、子供を愛し子供を育てていく、こういうことならそれは資格として言い得ると思うのです。ところが、その中に思想の問題とか、思想的な問題についてどうか、こういう判定が行なわれるとするなら、これは教育の専門職として問われる問題であるかどうか。事柄は私は憲法そのものにも触れるような問題になるのではないかとこの感じを持つわけでありまして、この意味において私は一般的な問題としてではなく、教員の選考という点、教員の専門職としての資格を明らかにすべき選考において、このような思想の審査あるいは思想傾向というものを記入することは私は正しくない、こういうふうに思いますが、重ねてその点をお伺いします。

○国務大臣(奥野誠亮君) 同じことを繰り返すわけでも、地方公務員法にしましても、いま私が申し上げたような規定が入っているわけでもありません。そういうこともございまして採用上は用心したい。したがって、そういうことについて万一のこともあつてはいいから広い意味で何っておこうかという態度をとることは私はけしからぬというところは少し過ぎているのではなからうか。しかし、何も内申書に書いてなかったからということ、それだけでばつにしてしまうという態度はとるべきではない、こう私は考えます。たいへんどういふことでございしても、採用者側が用心してそんな項目を設けておることが法に触れるとか、けしからぬ態度だとかいうことは私は少し納得しがたいという気持ちを持っております。

○加藤進君 重ねて申し上げても、この内申書というのは教員の採用にあたっては最重要視される書類ですね。試験の結果より最後にはこれがやっぱり当落をきめる選考にかかる、こういうほどの重要なものでございまして、この思想傾向というものはきわめて重要な意味を持つておる。これにもし書かれた内容が適切な方法でなく、本人にとってあるいは思想傾向その他を明らかに

するといふようなことまで出されてきているならこれは私は教職としての専門職の選考という点では正しくない、私はそう言わざるを得ないわけで、その点だけなら思想的問題を筆記試験に出すというよりも、もっとこれは内容としては重要であるし、本人には何ら示されないで、隠されておる。これが教員の採用試験の場合に大きな基準として持ち出される、こういうことが教員の採用の場合の一番大きな問題になっておる。この点を私は改めなければ教員採用にあつたのさまたまな不利益、さまたまな不当差別というものはあつたと断たないではないか、こういうふうには私は強調せざるを得ないわけですが、重ねてその点について。

○国務大臣(奥野誠亮君) 採用者側が法に禁止されておるような暴力で正義を破壊するような団体に加はしておつた者をわからぬままに採用した、そういうことはあつてもいいのじゃないかというわけにはいかないんじゃないか、こう考へるわけでもありません。日本国憲法なり教育基本法なりあるいは国家公務員法、地方公務員法等を考へてまいりますと、採用者側としてはそこだけ用心しておきたい。したがって、ちょっとこんなことを書いておいてもらおうかというのでそういう項目を設けておることは、やっぱりそのことには不審当たるといふわけにはいかないんじゃないか。ただ、それを不当に拡大解釈をいたしまして、先ほどたびたびおっしゃつた広い意味の思想、信条の自由を侵すようなやり方をするのは私は避けなければならぬと思う。ですから、こういう問題は、これは取り扱ひのしかたの問題じゃないだろうかという感じを持っておるわけでもございまして、いずれにも偏してはいけません、極端にこの問題を扱つてはいけません、こうは考えます。これは加藤さんにはけしからぬことだとおっしゃるけれども、そういうことには私は賛成しがたいという気持ちを持っておることを申し上げておるわけでありませう。

○加藤進君 重ねて私は重要ですからこの問題を

申し上げるわけですが、いま言われたような、文部大臣の指摘されるような意味の内容です、たとへば暴力行為を行なうとか、あるいは憲法に触れるような事柄を公然と行なうというふうなことからこれはこれとしてやはり記入するとか何とかということは別問題だと思ふ。しかし、ここには明らかに思想傾向とあります、思想傾向といふことは思想調査です。思想調査の判定が得られるということはこれは学校といふこともなすべきことではない、これは学校としてもこれは行き過ぎである、こう言わざるを得ないわけですが、この点文部大臣は、いやこの程度のことならかまわぬと、今後ともやつてもよろしいと、こういう見解なんでしょう。

○国務大臣(奥野誠亮君) 先ほど来申し上げておりますように、それに書き込まれる方、大学の方だと思ふんですけれども、その方はそれぞれの考へに従つて書いたり書かなかったり、書き方もいろいろ考へなければいけません。私がいふところからいふふうに思ふわけでもありません。私が申し上げておることは、採用者側がそんな欄を設けることが不審当たるといふのか、まあそういうことがあることもやむを得ないじゃないかと考へるのかという違いでございまして、この点について加藤さんと私の間に少し開きがある。しかし、どちらとも極端に偏してはならないという意味においてはどちらも似通つたところも考への中にはあるような感じもいたすわけでもございませう。

○加藤進君 まあ、結論的なことを申し上げますと、選考ということは教員の、専門職をほんとうに身に付けて、教員としての資格を持つかどうかを判定するわけですから、これに對して本人の思想傾向を持ち込んだりあるいは政治的信条を持ち込んでこれを差別するといふことは、教育を担当すべき教育者を選考場合にはふさわしくない、これはこの点を言つておるわけであつて、これを個々の問題をどうのこうのと言ふんじやなしに、基本的なそういう立場に立つてやっぱり選考といふものは公正を期さなくてはならない、このこと

を私は再三言つておるわけでもございませう、文部大臣は決してこれに反対などとはおっしゃらないと思ひますけれども、その点どうでしょう。○国務大臣(奥野誠亮君) それは、そのとおりに考へております。

○加藤進君 それでは、あとまだ相当私の質問も残つておりますが、きょうはこの程度にいたしまして、あとまた別の機会がありましたら、引き続きやらしていただきますと思ひますが、その点いかがでしょうか。

○小林武君 提案理由の説明の中の何点かについてまず最初にお尋ねをいたします。

日本の教育が、わが国の学校教育は国際的に高い水準の成果をあげたと言ふが、これはどういう指標をもつてはかつたんですか、その点。

○政府委員(木田宏君) わが国の学校教育、初等中等教育はもとよりでございませうが、中等教育、高等教育の就学率一つをとつてみましても、かなり国際的に高い水準を得ている、こういうふうには理解をしておる次第でございませう。

○小林武君 ちょっと局長の答弁はこれはいかぬですわ。就学率だけでわが国の教育水準が非常に国際的に高い成果をあげたというふうなことを言うのは、これはちょっとまずいでしょう。経済的な問題であれば、これはもう経済上の指導をあげて詳細にやるわけですから、教育だつて同じことだと思ふんです。どういふ一標準に従つてそういう判定を下したか、これはやっぱり文部省言わなきゃいかぬです。就学率だけでやられたんじや、これはこれからの審議をやるのについてこれはまずいんですよ。

○政府委員(木田宏君) いろいろと国際的な比較をいたします場合の指標は、いま御注意がありまして、就学率のほかにもいろいろあるかと思ひます。しかし、端的に申しまして、就学率というのは学校教育の普及度というのを示す意味におきまして一番基本的な国際比較のデータにもなり得る。高等教育の普及度については、これも同年齢人口比で考へていくということが最も一般

的に行なわれておるところでございます。それだけがすべてではないという点は御意見のとおりでございますして、小学校で申しますならば、学級編制の基準であるとか、あるいは教員の一人当たり児童生徒数であるとか、そういうものが同時に教育の国際的な比較を考えます場合に取上げられてくるということはございます。ここはきわめて包括的にあげてございますので、それらの点を個別に考えておるということではなくて、一般的にそうした諸条件を勘案しながら、わが国の学校教育が国際的に高い水準の成果を持っておる、こういうふうに申し上げておる次第でございます。

○小林武君　まあ、それは押し問答やってもしょうがないけれども、それはあなたも用意してなかったんだと思う。しかし、少なくとも文章を書く上においては国際的に高い水準だということを言うならば、この点はどうで、この点はどうだというものがなければならぬと思う。それで、これ出してもらいたいね。教育研究所というのがあるでしょう。そこへ行って、専門の調査なりなんなりをやっている人に聞けばわかることだから。これはやっぱりお互いの教育問題で議論をする場合には大事なことなんです。日本の一体どこが、水準としてほくも高いということは、高いほうへ入れてもいいと思っているんです、私自身も。しかしながら、また欠陥面もあると思う。そういうものの正確な見方をしないで、日本の教育水準は高いというようなことではこれからの進歩がやっぱりわれわれははかれないわけですから、だからそういう意味で、それはまあちよつとだしぬけに言ったから準備がなかったと思うが、これは研究所で聞いたらすぐわかるんですから、ひとつやっぱりみんなわれわれに資料を提供してもらいたいと思います。

それから、これは文部大臣にお尋ねしたいんですが、教員の場合のすぐれた人材というのはどういうことですか、内容的に。これは文部大臣からきわめて素朴なあれでひとつやっていただいでけっこうです。

○國務大臣(奥野誠亮君) 教育者につきましては、従来から師弟の間の信頼関係、そういう意味においては、学ぶ者が、みずから学ぶ意欲を持つような相手の先生でなければならぬ。そういう意味において、深い愛情あるいは使命感というようなことを申し上げてまいったわけでございます。同時に、一般的な知識教養、同時に専門的な知識、加えて教育技術を身につけている方というようなことを申し上げてまいってきておるわけでございます。そういう意味で、すぐれた教育界の人材を確保していきたい、こんな気持ちでございます。

○小林武君　まあ、教育界の人材といった場合に、いろいろな場合があると思いますね。たとえば日本の国の進路の場合でも、進んでいく場合でも、逆境の場合もあるうし、あるいは順調な場合もあるだろう。いろいろな局面にあたって、教師が少なくとも学校教育の中において児童生徒、あるいは青年をほんとうにりっぱに教育するということには、ぼくはやっぱいまおっしゃったような形式的なものではないと思うのですよ。そして、またちょっと大臣がこう言われれば、大体同じような教員がずらっと並んでしまような気がするんですよ。私はそう思わない。いろいろな違った型の教員があり、ある面では一つの欠陥みたいなものを持っている場合もある。非常に何か態度、もの

腰が粗野に見えているけれども、子供の信頼を得るだけの、何といひますか、感動させるような一つのあれを持っている人もある。あるいは黙っているけれども、非常に教授、その他について実力を持った者とか、いろいろあると思うんです。一生校長になれないでいるという人もぼくは知っています。しかし、それはすぐれたとにかく担任教師として、それからまた、詩人として非常に多くのの子供たちに文学上のいうか、子供のつづり方教育の中に貢献をした人もおります。いろいろありますから、私は人材という場合に、あまり簡単に口で言ってしまうだけども、私はここで聞き取ったのは、とりわけ最近における学校教育の

実情に即してというようなことがありませんから、その実情の中を、いろいろなことを勘案しながら、いまこんな教師がほしいのだということを感じてゐるならばひとつ聞かしてもらいたい、ということ。人材といった場合に、これはどの程度の、たとえば文部省とか、あるいは大きな企業とかいうようなものが今度新入社員を入れるなら、こういう者がほしいというのがある。そういう者を教育界の中に入れなければだめだ、というような考え方があゝるならば、ひとつ文部大臣、具体的に話してもらいたい、こう思います。

○国務大臣（奥野誠亮君）　すぐれた人材について小林さんからいろいろお話になりました。私も全くその点同感でございます。一般的なものの考えかた、言い方として、先ほど申し上げただけのことと、ございまして、いろいろ具体にあたりましては、おっしゃるとおりだと、こう私も考えております。そういう意味でやはり大学を出たけれども、教職課程を選んでいない。しかし教育界に生涯をささげたい、あるいは高等学校しか出られなかったけれども、ぜひ教育で身を立てていきたい、こういう熱情といえましょうか、使命感といえましょうか、そういう方々、やっぱり拾い上げてみたい。いまの教育界において特にそういう点、大切な点じゃなかろうかな、こんな感じも持っておるわけでございます。

○小林武君　だから人材というとうですか、大臣は考えて。その人材は必ず学校の校長になるとこう考えますか。

○国務大臣(奥野誠亮君)　教育界に好ましい人材はすべて校長になっていく人だとは考えておりません。

○小林武君 全く同意見です。校長にならなくてもりっぱな教師というものがある。それから教師でとまってもりっぱな教師でみな信頼を受けたという人もある。全く平——平と言ったら悪いけれども、何にも教師とか何とかというものにならない教師であって、それで実に教育に一生をさげたとという人もある。こういうたぐさんの教師

を、いろんな教師があつて、私はほんとうに学校の教育というものはうまくいくと思うんです。だからそういう選び方というものはあつていい。そうなりますと、これはいま、あとで時間の関係もありますから、あまりぼくは全部言う時間がないと思いますから、ちょっとここでわきへそれますけれども、そういうことを考えますと、教員の賃金というようなものを考える場合に、やはり教育界にほんとうにいい教師であつたと、ここでいえば人材というと何だかあれだけでも、いい先生であつたなと、いい教師であつたなというようなことをいわれる人たちが校長だからとか何とかいうことで差別をつけられるのはかわいそうだという気持ちをはくは持っているんです。ぼくらが教員をやつていた時代の中には、若いころにはそういう差がありません、そういうことはなかったような気がするんです。ところが、このごろなかなかきびしくなつたです。ところがだれも金などは、ぼくが教員だつたときは給与が上がつたとか、下がつたとかいうようなこと、――下がることはなかったですけれども、上がったとか、上がらぬとかいうことを気にしているような、そんな教員は役立たぬということを校長は言うわけです。そんなことを言うやつはだめだと、あるいは早く家でも一軒建てようかなんというのがあつたら、こんなものは全然だめだというような、こういうがんなものもいた。大体われわれのときは金の勘定がよくできぬような教員が大体多かつた。あとは野となれ山となれとまではいかなかつたけれども、大体そんな金の話をするのはちよつといかぬという気持ちの者が多かつたです。そういう教育を受けた、職場へ来た。だけれどもこれはやはりうそだと思ふ。やはり教員をやめたあとと不安定な生活というやつはためです。それからやはり校長屋のようなことをやっている校長もだいたいいる、それから教員もいる。これは言つてみれば私は人買いとまででは言わないけれども、そういうようなことをやつてほんとうに責任持てるかという、持てないよ

うな場合だつてあるのにやるのです。だからそういうことをやらせるというのは、やはりやめさせるだけの忠告は教育をやっている周囲のいろいろな立場の者がしてやる必要があると思います。だからやめるときは条件というのを連ねるということとはほくはいけないと思つております。みんな金はやはり大事に思つております。いまの人間です。校長さんか何だか話を聞くと、今度の法律通つたらあれだから命令を少しおくらしてくれ退職の。退職にあたっては、そういう声をすいぶん聞いたのです。このごろやたらにぼくのところにもはがきくるが、あのはがきも結局教育界のためと書いてあるけれども、自分のためというのがある中に入っているんじゃないかと判断している場合もある。しかしそれを笑うことはない、あたりまえのことです。きわめてあたりまえのことだけれども、しかしそれはだれも、校長よりかまうと条件の悪い者、教育のために一生懸命にやつたけれども、校長にも教頭にもならなかつたというふうな者も平等に受けるような、そういう資金のあり方というものはあつていいと思うのだけれども、この点はどうですか、大臣。

○国務大臣(奥野誠亮君) 教員それぞれが気持ちとしてはサラリーにとらわれない、しかし客観的には十分なサラリーが保障されるように努力をしていかなければならない、こういうことではなからうか、かように考えているわけでございます、そういう方向で努力をしていきたい、こう思っています。

○小林武君 このことはいづれまた議論することもありましようけれども、私は何といひますか、人材というふうなことを考えた場合に、校長になる、校長になるという目色を変えている人間よりか、いい教育をやろう、やろうといひてそんなことに淡白な人間の方がまさつている場合もたくさんあるということ、あるいは僻地の学校に、いつも僻地回りばかりやつていいる教師もいる。この中にはやはりすぐれた見識を持った人も

いるわけですから、だから私はそういう意味でいまのことを申し上げたわけ、これはまたいづれ賃金の問題としては議論することあるでしょう。

それから、教師というものは人材入れられるわけだけれども、人材をほしというものはだれでもそうだと、ぼくらでもそうだと思うのです。教員が教育の実質を左右するという話は、先ほどの専門職のことに関係すると思ひますが、左右するということばの意味、専門職についてはどうもお二人のやりとりを聞いておりましたけれども、私はちよつと専門職というものはどういふことかと、大臣の考えでは、大学出てから初めて何か専門職、戦前の場合には師範学校のあれだつたのだから専門職でないということもあるわけだけれども、日本の教育史の中を見ると、師範学校卒業生だけあれば専門職を見るべきだといふ考え方があつたんです。しかし師範学校の卒業生といふのは、統計見てもあまりほとんど占めるといふわけにいかないわけですね。ぼくの持つていいる資料というのは明治二十八年からの資料ですから、わずかであつた。その中にそういうこと書いていいるんですが、これはしつかりした本を見てぼくが言うわけです。見て言うんです。私が専門職の中身をいふま言ふんでない。ここにこう書いていますね。これは本の名前も言つていいたのですが、確かに海後宗臣さんのそのお弟子さんといふか、その人が書いた教育事典といふのがあるんです。その教育事典の中にあることなんです。このように小学校教員の養成の基本法等を特定の目的とする学校、師範学校において資格制度をきびしいものにしたことは制度、構想の上からすれば、小学校の教員の職を専門職として考え、それにふさわしい資質を確保しようとすることを意味している、と、こう書いてある。これはいつの話かといふと、これは明治十九年に免許主義のそのあれをやつて、師範学校の卒業生を出しているころなんです。しかし、そのころのあれといふのはきわめて少ないといふことは先ほど言つた。だから私は専門職といふことの先ほど来の考えでいへば、大学

とあれとの関係だけでは見られないいふではない。しかし専門職かどうかといふことについて、ぼくは非常に多くの疑問を持つていいるし、大学を出たといふことでも私は必ずしも納得しない。大学出たからといって専門職かどうか。それは専門職にするべきだし、専門職にならなければならぬといふ、それは持つていられるけれども、私のことを申し上げて、はなはだあれでなければ、私は戦争が終つてあれしたときに一番がっかりしたのは、師範学校の教育ではやはりだめだといふことです。この前も何かそんなことを話したような気もするんですけれども、教師としてのものの判断といふか、ぼくが教師になつてから戦争が終つてまでの間の世の中の移り変わりといふものは非常に激動期であつた。その中の社会的な状況、経済的な状況、それから日本の将来といふものがどうなるかについての判断といふものはまるきりそれは判断のしようがなかつた。いわばまあやれやれといふところによつてきたようなことです。これは私は教師といふものはつとまらぬ。教師は専門職といふことはそのころ使わなかつたのですけれども、専門職といふそれだけのやはり教師は教えて後々までやはり子供たちに教えたことについて文句を言われてはいかぬと思ひます。私はやはり戦争終つたときに言われました。先生の言うことみんなうそじゃないかといふような口の悪いのがね。先生たちいろいろなことを言われて、たいしたおだてられてやつたけれども、これは青年学校で教えたのがちよつと帰つてきて、ちよつと憎まれ盛りみたいないろいろなのがおりましたからね。そういうのがほんとうにちよつと軽べつして言われたときにはもうがっかりした。私はそれを考へて、大学で教員を養成するといふこと、大学が四年制の大学を出ることが基本だといふことをきめられたときにもうこれだと、絶対これだといふかやいかぬといふことです。そう思ひました。そこで、その専門職のいまの私の考えは、大臣の考えと違ふんだけれども、その点について大臣はどう考えますか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 教育の衝に当たる人は幅広い教養を身につけていいる。したがつてまた教師になる勉強をする場合でも馬車馬的な教育を受けてきつちいけな。門戸を開いた広い知識、それがまた変化に対応できる力を養うといふことにもなるんじゃないか、こう考へていられるわけでございます。同時に、また学歴だけで判断すべきではない。やはり教師としての特質があるのだから、と思うのでありまして、そういう教師としての特質から、私は専門職といふことが生まれてきているのじゃないか、かように考へていられるのであります。

〔理事楠正俊君退席、理事久保田藤磨君着席〕
○小林武君 あまり答えにならぬようですね。あまりそれはりつぱな答えじゃないけれども、大臣の考へ方がこれは師範学校で、總体的に言へば初期の師範学校なんといふものは、やや何といひますか、かなり高い学歴を持つた人間のように思われた時期があるのです。そういうころは卒業したらもうすぐ校長なんだからなつて、北海道なら馬なんかに乗つて赴任する者がいたですね。もつとも汽車がないときですよ。そういうのがあつた時代があつた。やはり卒業してすぐ二十そこそこのやつが校長になつていくといふような時代があつたのです。そういう時代のあれからいへば、かなり高い教育を受けたいわゆる学歴の高いほうだといふこと——だんだん下がつて師範学校も下落しましたけれども、そういうあれからいへば、私は当時専門職といふような考へ方をとつたといふことは、これは必ずしも誤りでないといふ思ひです。それで、その専門職の見解のことはともかくとして、どうでしょう、専門職といふことをほんとうにいえるのには、私は教育に対して教師といふ者はどれだけの責任を持たなければいかぬかといふことです。それはもう文部大臣並びに局長にとつくり話を聞かしてもらいたい。教育といふものについて、教えるといふことについて、どれだけの責任を持たなければ、専門職なんといふ口幅たいいことをいふと、こゝろいふことです。

学者なら自然科学なら自然科学でもって、間違つたあればかり教えているようなあれでは話にならぬ。あるいは文科系なら文科系でも同じだと思う。だから認められないような学説を振り回しているような人はほんものじゃないと思う。人にものを教えるというのは、どんな教え方をしてもだんだんそれを吸収して大きくなって、一人前になる子供というのを見た場合に、教師というものはどの程度の責任を負わなければならぬか、これについてひとつ免許状の問題の担当の局長から、どの程度の責任を負うかという話を話してもらいたい。

○政府委員 木田宏君 たいへん大きな、むずかしい御質問だと思いますが、また教育についての非常に本質的な問題についておられるのだと思います。私は、教師がほんとうに教育者と言える人であるならば、この教育者と言える人の教育的な存在と申しますか、それはまだ単に学校の教員として、職場に勤務をしている間だけの問題だというふうには考えない。職場に勤務している間だけが教育者で、うちへ帰ったら教育者でなくなるといふのは、教育の本質的な姿から見るとおかしいことだと思つてございます。ですから、真に教育者といわれ、真に専門職といわれる方々が、やはりそれは自分の生涯の社会における職責として、その自分の専門に対する職責を、やはり一生を通じて貫いていくというだけの大きなものだろう、私はそのように思います。そうでなければ、何といえますか、教育というものを非常に崇高な専門の職だと思ふことと、ほんとうは矛盾をしてみようと思つてございます。しかし、そうした真の意味の教育ということ、今日の学校教育の中でどこまで制度上取り入れられるかということになりますと、純粹の理論だけで、個人が生涯を通じて責任を持つというようなことを、突き詰めて言ってしまうわけにもまいりません。やはり学校教育の教師という場合に、ある程度の学校という組織集団からきます制約が起こってくる。これは、真の意味の教育者はどこまでも個人を通じて

生涯を通じて、二十四時間を通じて、教育者だという責任を持ちますけれども、学校という公の組織活動の中の教育者ということになりますと、その組織活動の面からくるある制約というものを教育の面でも受けざるを得ない。おのずからやっぱり、数多くの児童生徒を前にし、それをクラスに分けて、そうして子供たちが学校における間の責任というものを、時間を持って考えていくという要素が出てくるわけでございます。ですから現実には学校の教師の責任、教育上の責任ということを考えました場合には、ちょっと例が違ふのかもしれないけれども、公務災害とか、あるいは児童の災害に對する教師の責任というように考えますと、勤務時間の中であるか外であるかということが責任上は非常に大きな考え方の区分の分かれ目になってくるわけでございます。今日の学校制度が公の組織的な制度として行なわれようとしたに、そういう組織的な場をつくっていきまます社会集団としての教育者集団、それをマネージしていきまます公務員制度というように制約が一面で加わつてきて、その制約から教師の責任につきましてもある程度の理論上の差異が起こってくるということは避けられないと思つてございます。で、その意味では抽象的な教育者、教師でなくて、具體的な学校の教師ということを考えました場合には、この近代的な職場組織のワタからくるある程度の制約というものを、責任の限界としても考えなければならぬまいか、こう考えておる次第でございます。

○小林武君 いま例に出ました学校の災害か何かの問題ね、これは三重県でたくさん海水浴に行つて、子供がなくなつたことがある。これはまあ裁判にかかつて、法律上の一体責任があるかないかということの解決はついた。しかしそれは別に、子供を連れていって事故が起こつたということについては、教師はどんなことをやつたのがれられない。万全の策というのはまだなかったか、まだなかったかという、これはあるんですね。そういうことを回避するなんていう気持ちを持つて

いる教師なんていうのは、いま日本全国の学校の中にだれもいやせぬと思つてゐる。そんなことで責任を回避したりなんて、それじゃないんだ。もつと教師の本質の問題、いわゆる教師として働くところの子供に教えるその問題、いわゆる子供を、からだでもいい、精神でもいい、これを教える問題について責任はどのように考えたいか、これもあなたは一つの集団の中であるいは国の中でというように考え方に立ちますか。私はまあ日本の教育の中では、文部省へ行けば森有礼のあれが

かつてありますけれども、あの人は学問と教育というものの分離感なんです。これは間違いないでしょう。あなたたちも知つてゐると思うのです、学問と教育というものを分けた。もつともそれは端的にいえば、歴史の教科書なんかには、昔はやはり学問的なのかどうか、いまはよくわからぬけれども、応用史観なんていうことをよくいわれた。歴史観ですね、応用史観なんていうことをいふんです。そのあれが正確なあれかどうかかわかりませんけれども、応用史観と純正史観の論争というものがあつた、職場の中で、歴史的な事実を教えるということよりも、多少それが適当に安えられて、教育的効果をねらつたほうがいいというのが応用史観で、日本の教育に当たつてそういう教育のしかたが、おまえたちはやらなければならぬとわれわれは言われた。歴史というものはそういうものだ。事実としての正確さの追求なんていうことよりも、これがいかに上御一人に対する忠誠を持ったほんとうの大御宝としての教育のためにはこうでなければならぬということといわれた。そういう問題が出てきた。この場合の一体教師の選択というの、よくは応用史観なんというのとは間違ひだと思ふ。いわゆる森有礼の考へてゐる学問と教育の分離というものをいうといふのはおかしい。その場合の森文部大臣の考へ方は、別にそのあれだろやねえ、大学における筑波のやつにも出てくるわけだけれども、研究と教育の分離なんていうことをいうのと、それとは

ちよつと内容的にはちよつと違ふだろうと思ふけれども、そういう考へ方から出る責任の問題、これは教師はのがれられるとあなたたちは考へてゐるかどうかだ、その責任からのがれることできるかどうか、どう思いますか。初中局長どうです。あなた初中局長で担当だから。

○政府委員 岩間英太郎君 私どもも行政の専門職だと思つてゐるわけでございますけれども、自分がまあどの程度の限界まで責任を負つてゐるかということとはやはり自分の良心が判断してくれることであらうというふうに考へるわけでございます。そういう意味から申しますと、先生の場合も、まあいわゆる道義的な責任と申しますか、そういうものはやはり個人の良心でそれぞれの先生が御判断になつてゐることであると思ひます。先ほど来問題になつてゐますような法律上の責任ということとは別にいたしまして、やはり教育の専門職としましては、自分の良心に従つて自分の良心が判断してくれるということが教員の責任の限界というふうに考へております。

○小林武君 そこが問題なんだ。ぼくはこの前にも大臣に質問したことだけれども、このことは、非常に重要なことだからぼくは重ねてやるのですけれども、ぼくはそのことでのがれられないということをあらわしたのは、何といつても教員の追放の問題、敗戦のとき教員が追放を受けた。私はその追放のときにあたりまあだと思つた。われわれも審査何べんもやられた、あとで復職するときね。何べんかやられた、そのときに私はこれは当然だと思つた。だれを一体、だれに對して、自分の無知のために子供に對しての教育を誤つたとしたら視学がどういったとか、教科書がどうだつたとかいうようなことは、これは単なる言いわけだとはぼくは思つたのだけれども、そのぼくの考へ方は誤りですか、どうですか。

○政府委員 岩間英太郎君 追放の問題でございませうけれども、その際にまず自分からおやめになつた方がおられます。そういう方々はまあ自分の教育につきまして、自分の良心に基づいて判断

をされた方々でございます。それからまあ追放の場合には、これは形式的な要因でもって一応追放ということがきまっていたわけでございますけれども、それに對しては、それは不服な方ももちろんおられたと思います。そういう方々は、これは自分が自分の意思でもってこういう教育をやったのではなくて、いま先生が御指摘になりましたように、国家からそういうことをやらされて、自分が責任をとるということに對しまして不満を持っておられる方もそれはありだと思います。まあそれは考え方でございまして、先生のように純粹に自分の行なったことに對して、自分の良心にかんがみて、これは当然のことであるというお考えももちろんあると思います。そういうふうなお考えの方、これは特に教職につかれておられる方々にとりましては、非常に私どももとうとうとお考えであるというふうにお考えのわけでございます。

○小林武君 とうとうとかとうとくなくとかというふうなお話じゃないですよ。ここに書いてあるね。これもさっきの同じ本ですね、昭和二十年十月三十日の総司令部の指令であると書いてある。これによって教員の資格審査が行なわれ、戦争遂行に大きな役割を果たした教員の追放などが行なわれることになったと。その戦争遂行に大きな役割を果たしたというのは、それはある意味で、私は、大きな役割を果たしたと思うんですよ。だれもそのころ、いくさに行くというときに、それは、内心はいろいろな悩み、苦しみがあつても、勇ましく涙も見せず出て行く人がほとんどだったね。そうして、みんな命を捨てて戦つてきまして、こう言つて行つたと。それをそういうところまで教育したのはだれかといつたら、われわれでしょう。しかも、そのころの学校の前には、何人か形みたいなのを置いて、学校の出入りには銃剣で突つて入るなんというふうなことでやられた学校もある。これはどうもおかしいと思つたつて、そのときそれをやらないなんというところはなかなか容易じゃない。しかし、やつたつと、しか

し、それだつて私は、やっぱり教師として冷静に考えたらやるべきことではなかったと、こう思うね。そういう教育をやられたというふうなことを言えないのが専門職だと思ふんですよ。正しい教育をやることによって迫害を受けてもそれを通すということ、子供たちのためにとにかくがんばらなきゃならぬというのが専門職の少なくともこれはとるべき道だと思ふ。もつと専門職ということ言えば、私は、単なる専門職という中身はそんな貧弱なものじゃないと思うんですよ。ほかがいま言うようなことじゃないと思う。

そこで、そちらの局長さんにお尋ねする。専門職というものは、一体、内容的にはどういふことなのか。文部省側の見解聞かしてもらいたい。

○政府委員(木田宏君) やっぱり、一般的には高度の知識、教養というものを基盤にしたある特定の専門領域についての深い識見を持つということが一つでございます。

それからもう一つ、専門職というのは、やはり社会における公の、何といひますか、社会的な職として認められたものということになります。一般的に専門職として考えられる職は、勤務時間といった概念とはあまり両立しない、二十四時間あるいはまた、その人のキャリアを通じてのその専門に生きる、それが専門職としてのかなり大事な要件だというふうに考えます。ただ、おのずからそういう意味では教職のみならず、弁護士さんとか、お医者さんとか、あるいは宗教関係の僧職にある方々も、ある意味で専門職というふうな範疇で考えられる。しかし、それらが先ほど申し上げましたように、公の社会制度の中である集団としての位置づけを持つ関係から、学校とか、あるいは会社とか、そういうところの職場の中で特定の職制として位置づけられますけれども、それが専門職といわれるためには、その特定の社会を離れたあともその専門によって世の中一般の中に生きていけるだけの能力といひますか、技術といひますか、それを終生のものとして身につけていける方、これが専門職といわれる基本の姿

ではなからうかというふうにお考えしております。

○小林武君 どうもそれでは抽象的ですね。だけれども長々やるのもあれだから、ぼくが自分の立場で人から聞いたり見たりして考えることからいへば、やっぱり教育の専門家といつたら、あまりいいかげんなのは専門家と言っちゃいかぬですよ。ぼくなんか専門家なんて言つたら笑われる。これは専門家でも何でもありません。職人、教員という職人の程度と思うわけです。ぼくは大学に入つたら、その大学というものは、だから、いいかげんな大学をつくつてもらつちゃ困ると思うのです。ほんとうのことをいって、教員になる大学というものはほんとうのやっぱり専門家をつくつてもらいたい。医者、弁護士といふことがいま出ましたけれども、医者も容易じゃないんですよ。医者だつて、あれは修業の年限は長いのもつてきて、一人前になつてとにかく開業できるとか、あるいはどこかの大学の医局で一人前になるまでやるとなつたら、相当の年配までやったりやらなきゃならぬ、たいへんなんです。大手振つて歩ける医者になる、専門家といわれるようになるには、ほんとうに信頼されるような技術を持たなければだめだ。弁護士だつて、これは簡単になれぬですよ。ね、これ。もうあの激烈な競争をあれしていつて、今度司法修習生になつて、それから卒業してから今度いろいろなあれをやらば、とにかくそれだけの修練積んでやればほんとうに専門家といわれるだけのやっぱり価値はほくはあると思う。教師はどうなんだと、卒業証書をもつたら、そうして免許状をもつたら専門家としていわれるのかどうかといつたら、これはやはりそれだけでは困るとぼくは思う。どういふことかといふと、それはただ教師といふものの一番のぼくは大事なことは、大成長を遂げている間は教師としての資格あると思うのです。出だしはどうであつても。毎日成長している、五十の教師でもやっぱり伸びがとまつているときはもうこの人は教師としての生命がなくなつたときだとぼくは先輩によくいわれたが、そのとおりだと思つてゐる。それは伸びの率がだ

んだん悪くなるのはあたりまえだけれども、しかし、そういう終生とにかく伸びていくというだけの専門家としての心意気のことをいつているのだと私は思うのです。そうするに何かといつたら、子供に對する私的な問題、精神的な問題、肉体的な問題、いわゆる人間としての成長、発達、こういうものの普遍的な一つの法則というふうなものをほんとうにつかみ取れる、個々の子供についての的確な特性の把握もできなきゃならぬ。それから子供の持つてゐる本来の教育される権利、それからこの子の持つてゐるはかり知れない可能性といふようなものを最大限に發揮させるだけの責任を持つということになると、これはたいへんなことだと思ふんですよ。でありますから、これをするのは一体だれがやるかといふと、専門家でありながら、自分がそれについてすべて責任を持つてやれるという見識がないと、私は専門家だと教師は大きなことを言つちゃいかぬ。しかし、これはなかなか数がたくさんあるものですか、何かのあれを見たら、高校からずっと下のほうの、大学は抜かして学校の先生の数は何万あるんですか、八十万くらいあるんですか、その八十万人の膨大な人間を養成するといふか、教員養成をやる、免許状を与えるといふようなことをやつた場合に、それだけの大量のあれが、いわゆる医者や弁護士といふような専門家と肩を並べるような――私は肩を並べるまでやらないかぬと思う。そういうことが一つと、もう一つはさきから言つてゐる責任の問題ですよ。みずから責任を負うといふことです。そこで私は教育といふものについて、一体本来なら政治が干渉すべきじゃない。それからもしやるならば、教師にその全責任を持つてやれるといふような環境をつくつてもらいたい。これが教育でなければならぬ、こう思つてゐるのですが、この点については大臣はどうお考えですか、だいぶ考え方が違つて予想しております。

○国務大臣(奥野誠亮君) やはり教師が自主的に教育への熱情をかきたてて努力するということ

は、一番基本的な大切なことだと思ひます。それができるように教育の諸条件を整備していかねばならぬ、かように考えるわけでございます。したがって、またその諸条件の中で教師が自主的に熱情を燃やしていける、また燃やしていかなければならない、いってしまふとあり方、これが基本的なものにならうかと、こう思つておるわけでございます。

○小林武君 ちよつといふの答弁はわからぬけれども、たとえば教育というものについては、試行錯誤はあまりのべつやたらいかぬと思ひます。教師は、きくかどうかわからぬけれどもやってみようかというふうな、間違つたらまたやり直せばいいというふうなことをのべつ繰り返しておくような専門家が困るわけです。取りかえしのつかないことになる。だからそれについては責任を持たなきゃならぬ。そういう教師だといふと、いわば子供に与えるものすべては、自分がほんとうに調理して、絶対有害でないというふうな確信に立つて、そしてやらなきゃいかぬということになる。理想からいへばそうなんだ。私はそう言つたら悪いけれども、反対であるならひとつ言つてもいいが、学力一斉調査なんというのをずいぶん反対を押し切つてやつておる。どれだけの効果があるのか知らぬけれども、マル・バツ式なんというのをやるから、大体このごろの若い者ろくな者いないというふうな話も出てくるし、いろいろな批判が出るが、文部省強行してやめれ、やめれというのをやつたでしょう。しかし、あとで気がついてやめた。しかし、あれもずいぶんいろんな点でよくわかつて、日本の国際的水準の判断にたいへん役立ったというかも知れないけれども、ほくはそうは思ひない。学力なんでもは簡単に測定できるものでないということだけは、私もあることで十分味あわされておりますから。文部省だって試行錯誤やつて、あとでそれは失敗であつたとは絶対に言わぬが、やめてしまふはこれで消えてしまふというふうな、そういうやり方では困る。だから教員がほんとうに責任

の持てるというのは、ほんとうの専門家というのは、どういふ教育をするかというところは、自分できちんと計画を立てて、こんなやり方でこういう教材で、こういうふうにするというふうなことができれば、これは最高なんです。しかしそうばかりもいふかぬ。やっぱり教科書を参考にするとか、いろんなものを参考にするとか、もつてくるとか、いろいろのものが、そのあつても教師みずから判断でやるというのが専門家だと思ひます。こういう教育にしようかという考え方には文部大臣はどうですか、立てますか、それはあふなくてだめだ、こうお考えになりますか。

○国務大臣(奥野誠亮君) やはり国家社会を形成するということには違ひないわけでございます。それで、国家社会として大きな方向、それは考えられる。その中で自主的に創意工夫を燃やしてくれ、そういうことじゃないだろうか、こう考えるわけでございます。国家社会の全体的な考えをそこに、孤立的に教師が自主的に活動するということとは、これは考えられないだろう。だからその関連をどうするかということでございますけれども、できる限り弾力的に教師が自主的にやれるような幅、これは大切なことだと思ひます。しかし、やはりそのワクの中で努力してもらふということも大切なことだ、かように思つております。

○小林武君 私はそのワクの中でということでは、全く意見が違ふわけです。国家はそういうことをやるものではない。それは非常に大きなワクで選択ができるようなものならば、それは国が全然やるなどと言ひたい。しかしながら、教師の選択というものが、その中で専門家として非常に窮屈だというふうな感じの与えないようなやり方であるべきで、日本の場合は学習指導要領でも何でも、非常に微に入り細をうがつておつてまるきりそこからはみ出せない。教科書についてもいろいろな検閲が検定がかけられぬけれども、そういう議論がいまでも行なわれておるわけですから、それも、それについても、やっぱり日本の教育というものを、ある一つのものに固定化するような形に

だんだんいつていふことを私は心配する。それはここでひとつ責任の問題はやめまして、私は文部大臣にお尋ねしたいんですが、そういうことは考え方を持っておるんで、教育を考へる場合、やっぱりいまの教育をひとつ言へば、いわばいまの教育は平和憲法の中で教育をやつて、私は文部省の考え方として一番いいのは、木田さんがこの間だれかと質疑やつていらしたときに話の出した新教育指針というものが、あれは私のほうで参考に出したんで、文部省は責任ございせんというふうなことをほくも聞いた。しかし、あれがほくは戦前の教育と戦後の教育の境目の中において、日本の将来の教育に対して、文部省がほんとうにやばり腹の底を割つて教育に責任を感じてわれわれ教師に示したものだと思つています。もちろんあの中によつたりそれはまだいろいろの問題点あるかと思ひますけれども、あるものは追放を受けた、ある者はいつても教育に対して負い目を感じながら生きていたとかいろいろなものがある。そういう教師に対してあのものの考え方というの、しかし私は良心的だと思つてゐるんです。

ただ、しかし教員が悪かつたというふうなことを言われると、少し文部省あたりの責任はどうなるんだというふうなことも言ひたいし、そこでこの間岩間さんに質問したんだけど、岩間さんあの資料あれしてくれただけで、岩間さんあの資料文部省とか、それから地方の教育関係のえらい人たちが、あの追放教員を出したところの特に教育に關係したその行政官、そういう人たちは追放になつてゐるのかどうか、そういうもののあれをひとつ調べてもらひたいと言つたけどまだ出てきません。がね、ひどいものになると教学官というの、教官なんかにいふのは、何か教員を助けるためにやつて、反動的なところ一つもないなんというふうなことを言つたけれども、私はききょうここに二冊本を持ってきた。これはほくが教員やつていたときにあやまちをおかしたときの本の一つです。まだだいたいある。だいたい悪い悪くてなげたけれども、それでもこれだけは自分の罪のあれだと

思つて、こんなことを一生懸命読んでさうして子供にやつたわけです。これはどこから出したかといふたら、文部省教育局編纂、これは紀平正美さんといふのは「マサミ」と読むんだと思ひますが、国家のほうを代表する一つの教育倫理についての代表的な人だ、もう極端なところからいへば、えらい人といふのは、別にとつても、もう最後のほうにいひますという、とにかく「我が日本も、一時は欧米の文明に眩惑せしめられ、其の理論の巧妙に、全く屈服せしめられ、其の理論に叶ふものは之を是とするも、叶はざるが如きものは、如何なる美風良俗なりとも、之を弊履の如く捨てんとしたのである。」

こういうふうなものの見方を、さうしてまあ極端なことをいひつてゐる。この本を見ようといふと、もう極端な国家主義、天皇制教育といふようなものを、非常に強烈にここに書いてある。一々読むことはやめまされども、「やまとごころ」といふのを執筆した河野省三さんという文学博士も、この大國隆正の「やまとごころ」といふものに対してほんとに強烈な、反動的な考え方を持つて、あのファシズムのあらしの中で、とにかく日本の教育を動かしたんです。これを、いまの、反対なんかしたらどういふことになる、一たまりもなくやられたでしょう。こういう誤りというふうなものに率直にやつたり自己批判したのは、これは、何といつても、あの新教育指針だと思ひます。そこで初めて、日本の教師の中でも戦前派の中に、もう一ぺん教員をやろうかという勇氣をふり立たして、新しい教育にひとつ飛び込もうかと、あるいは飛び込んでゐる者も、これからひとつ一生懸命やろうかと思つた者は、そこに勇氣を求めた。これが私は、日本国憲法と教育基本法の教育に教師をかり立てたと思ひます。いろいろなことを言つて、ききょうも、日教組の大会をやつていれば、何かものすごくあはれられてゐるらしいがね。まるで命がけだ、とにかくあの大

に行くのが。この命がけの大会に行っているんだが。私はここで、これは四十七年の五月三日の社説なんだけれども、これは非常に好きなものだから、いつも持っているんですが。この中で、こういうことを書いていますわ。「平和憲法を骨抜きにするな」と書いてある。「基本的人権、国民主権と並んで、もう一つ現行憲法の基本的原理というべきものは、第九条の戦争放棄、つまり徹底した平和主義である。」こう言っている。これがどうかという、だんだんだんだんおかしくなっている。山中総務長官の名前がこへ出て、「先般国会で『現行憲法は押し付け憲法だ』と発言し、」と、こういうこともあげてある。閑像はじめ、そういうことになっている。そうして、平和憲法が骨抜きになろうとしているということをこの新聞は書いてある。こういう新聞を商業紙、商業紙というて、あんまり信頼してないようなことを言うけれども、その商業紙という新聞でさえもそういうことを書いているんです。現実には骨抜きになった日本国憲法なんです。そしてこの新聞は、「憲法学習運動を国民の中へ入れなきゃならぬ。平和憲法は、骨抜き同然にされ、司法権の独立に疑惑がもたれるような状況をこのまま放任してよいものかどうか。議会制民主主義の根幹ともいべき国民の知る権利が、一方的につくられる行政官庁の機密によって妨げられるのを見がしてよいのであろうか。」「社会の底辺に押しやられた人々、下請け企業や小企業に働く多くの未組織労働者などの場合、果たして憲法が保障している基本的人権が守られているだろうか。」という、こういう社説、このことを考えますと、私は、いまの教育は何かといったら、あなたたち口をそろえて言うわね、日本国憲法と教育基本法に基づいてやっていますと、こう言う。私は、そういういまの教育の現状と、日本の教育が基づく、根拠になっている憲法、教育基本法というようなものを見直すためにはどうしたらいいのかといったら、私は、それは、いまの時点だけ見たってだめだと思ひます。少なくとも、日本の近代教育というものを直す

のには、そうして現状をほんとうにはつきりさせるためには、教育史の中にそれを位置づけて、そうして検討させないかぬと思ひます。そういう点では、この前、大臣に対して私が質問した点となんだけれども、大臣の所信表明は、私はあんまりいただけないと言ったのはそこなんです。あのとき、学制以来百年ということを言った。学制以来百年ということはいいい。百年たったんだから百年でいければいい。その学制以来百年の中に、現今の教育を語るのには教育史的な見方に立って、現況はどうだという結論を出さなきゃ私は納得しないということになるわけだ。あなたはそれをどう見ているのかということだ。学制というものはどういうものだったのか、そもそも学制は。そうして、教育勅語を出した天皇制教育というものはどうであったのか。そのこともあなたは述べたが、それは言わなかった。そのあとの一一体どうなのか。大正デモクラシーの中の教育とわれわれが言え、大正デモクラシーの中の教育というものが結局教育の一つの大きな問題を出した。これは教育の場面だけを言うんですけれどもね。大正デモクラシー、それからそのあとの、昭和の初めからのファシズムのはうに進んでいくあれ、敗戦。それからいまの教育、と。一体、この百年間の日本の教育の目標を教育史的にも位置づけて考えなければだめだというのは私の持論です。それがいいという、明治百年という発展発展でたいへんおめでたいというようになるということ、私が先ほど言ったように、ほんとに日本国の教育というものが国際水準にまで達した、めでたいめでたいというように考え方は、将来の日本の教育の大発展というものはできない、こう考える。そのことは民族の不幸だと思ひます。そう思っているんですが、大臣はどうですか。教育の、いまの私のような考え方について、全然別な意見をお持ちであつたらひとつ述べてもらいたい。

なお、これは、もう日本の教育を語って、教員養成というものを考えた場合に、教員養成の根幹にあるのはいまの教育なんですから教育の現状なんだ。その現状を踏まえて、日本の教育はどういう教員養成をやらなきゃならぬかということが出てこなきゃならぬでしょう。どういう教員を要求しているのか。教育の現状がこうだから教員の養成をしなきゃならぬ。それに、たとえばききから言っている検定なんというふうなもののが適当かどうかという議論も、その中から出てくるわけだ。だから、それは、木田さんもそういう観点からひとつ言ってもらいたいし、それから初中局長もそうだけれども、そんなに、現場の教師じゃないから、現場のことを知らぬほうがいい。あんまり知ってよいいな干渉するより、知らぬほうがいいんで、むしろ、もっと行政的見地から、教師にあたたい、日本の子供たちにあたたい、青年にあたたい、目をもって教育をよくしてやろうという考え方に立てば、そのほうがけっこうだと思ひますから。ひとつそれ、そういう観点から御意見を承りたいと思う。

○国務大臣(奥野誠亮君) 百年の間には、やはり山あり谷あり、大きな失敗もしておりましようし、その失敗を生かしてまたりつばな道に歩んでまいったこともあろうと思ひます。ことに二十数年前には敗戦という非常に痛い体験をしておるわけでございますし、たいへんな人数の国民が犠牲にもなっておるわけでございますので、たまたまとした百年でなかったことはもう当然のことだと思ひます。そういう失敗を生かして、今日、新しい憲法のもとに、充実した国をつくり上げようと努力しておるわけでございます。そういう考え方で、みずからおっしゃいましたが、憲法なり教育基本法なりを中心にして教育の充実をはかつていくべきものだと思ひます。

〔理事久保田藤麿君退席、委員長着席〕

○政府委員(木田宏君) 先刻来、教師の基本的な

あり方ということについてのお述べになりました意見については、私も共感を感ずるところは少なくございません。私も、教師とは何か、それが専門職とは何かというお尋ねに對しまして、たない私見を申し上げたのでございますが、真の意味での教師というのは、やっぱり、私は通常のことばで教育者といわれる人でなければならぬ。教育者というのは、先ほどの繰返しにもなりますけれども、勤務時間の間だけが教育者ということではおかしいのでございまして、学校で教えたことが、うちへ帰って、あるいは道で会ったときには、まるっきり別の姿であるというのでは教育者にならないのでございます。ですから、その意味では、教育者というものが、これは学校におる間だけが上から言われて教えたことなのであって、うちへ帰ったら別のことだというふうなのでは教育者にならないという点で、私は、別の表現をとりましたけれども、小林委員の考えておられます教育あるいは教師像というものににつきまして私の理解も持たたいというふうに考えるのでございます。そういう意味で、教育の現場にいます人がそれぞれ自分で大きな責任を持って教育に当たらなければならぬし、そのことは自分の勤務時間を越えて、また生涯を通じて教育という使命に生きる人でなければならぬというふうに考えますけれども、先ほど小林委員の御指摘にもございましたように、そういう純粋な教育の場というものが今日の学校教育において常に行なわれておるといふわけではございません。学校教育は、先ほどお話がございましたように、小・中・高等の教師をかかえ、そして二千万に近い日本のすべての子供たちを引き受けまして、それに対してある公の組織として一定の目標をもって教育活動が行なわれておるわけでございます。これはやはり国の大きな教育制度の中でシステムとして行なわれておることでございますから、その教育について最低、この辺までは考えていかなければならぬという一定のワケ組みが起ってくる。そのワケ

組みの中の活動として公の学校の教育活動が行なわれる、そしてそのワク組みの中の教師として教師の活動も行なわれるということでございます。ですから、そこにはおのずからあるワクどりが起こってくるということは避けられないのでございまして、例も、十分御存じの方に逆のことでございまして、たいへん恐縮なんですが、どんなに純粹に考えて早期教育を主張されました、バイオリンの早期教育をある人が教育者の使命感に立って教育をされる、それがそれなりによくても、学校の中ではあまりそういう早期教育をすべての子供を相手に行なっていくというわけにはまいりません。ですから、どうしても、教育の手順も必要でございます。するし、公の学校として所定のカリキュラムの中です。中でのいうことを教えるかというワクどりが出てまいります。このワクどりを自身を考えてまいりますと、純粹の教師あるいは純粹の教育論というもののある一局部を公の学校制度としては取り入れなければならぬということに相なるかと思うのでございます。そういう意味で、国の学校教育制度の目的、ねらい等々を勘案いたしまして、教員養成のシステムも、まずこの辺までのところをを考えていきたいというワクどりが出てまいります。これは、百万に近い教育者と、それから二千万の青少年を考えた場合の公の学校教育としてのスタンダードに合わせた教員養成の免許制度ということに相なつてどうかと思いますので、この免許制度は、ある意味では、この純粹の教師像が、免許制度だけでいまの純粹の教師像を十分に把握できるものだというふうには考えません。小林先生のおっしゃったような純粹な教育者は、私はそれこそ学歴を越えて存在し得るその人自身の問題であつて、そしてそういう意味での純粹の教育者であつて、今日の教員養成大学において純粹の教育者として教育できるかという点になりますと、私はやはり違ったものがあるのではないかというふうに思います。しかし、やはり制度としての今日のわが国の教育をあるワク組みの中で考え、それに必

要な教員の資質というものを考えながら、大学で養成をしていくということになりますならば、免許法の中にいろいろな、教職の単位とかいろいろな単位数も盛り込んでございますが、それが一応のスタンダードを確保するための内容になってくると、こう理解しておるのでございます。ですから、今日、国の公の学校制度として行なわれております教育の諸制度、またその中心であります教員につきまして、免許制度その他の養成を加えますけれども、これが先ほど来御指摘になりました真の意味の教育者をこれでカバーし得るといふふうには私は考えません。真の意味の教育者はこの制度のワケを越えたものである。しかしながら、国の教育制度を公の制度として維持していきまされたための免許制度、そしてそれにふさわしい百万に近い教師を確保するための水準として免許法を維持し、今回御提案申し上げているような改正部分も、御審議を賜りたい、こう考える次第でございます。

○政府委員(岩間英太郎君) 先ほど来いろいろお話を聞かしていただきましたが非常に同感するところが多かったわけでございますが、特に、教師の専門性ということにつきましては、先生のお話の中にもございましたように、自分の仕事に誇りと自信を持つということが第一だろう。それから生涯を通じて進歩をしていく、そういう力を持つていくということ、それからさらにつけ加えれば、自分のやっていることに基本的には間違いないということ、それが教師の専門性と申しますか、そういう要点ではないかというふうに受け取ったわけでございます。私どもは、そういう先生方がみずからの力を十分発揮できますように客観的ないろいろな条件を整えていくということが教育の行政官としては私どものやるべき使命であるというふうに考えています。学級編制の問題、教職員の定数の問題、それから教育内容の基本の問題、できるだけ先生方が御自分の専門職としてその力を発揮できるように、そして、その結果、児童・生徒が自分の能力をできるだけ発揮できるよ

うに、長所を伸ばせるように、そういうように私ども先生方の御努力を側面から援助するというのが私どもの使命であらうというふうに考えております。

○小林眞君 そろそろ終わりたいと思いますけれども、あちこちはしよってやっているのぢよつとあれですけれども、いままでいろいろなことを言っただけでも、三人ともほんとうはよくわからぬらしい。答弁聞いていると大体そういうふうに感ずるわけですがね。しかし、これは議論してもなかなか、すぐにはうんと言ふようなことはないのだらうと思います。しかし、ワク組みの話は、ワク組み一つをやると——ワク組みというのはこれは大事なことです。ワク組みは、私は、日本国憲法、教育基本法というワク組みで、これはもうだれだって守らなけりやならない。これは否定することはできない。天皇制の場合ならば、紀平正美さんの説のように、教育勅語をおいてないんだという、こういう主張、これはワク組みですね。もちろんそれには、結局、当時国家権力の座にあった人が、一体、日本はどういう当面する問題を持っておいてこれにどう対処したらいいかというのと、自分たちの政治権力をどう維持したらいいかかといういろいろな要素でもってつくり上げたものなんです。今度は主権在民の憲法という一つのワク組みで、平和憲法というワク組みの中で、そして教育基本法というものがあって、言ってみれば、教育の権利はいまや国民が教育権を持つていっているという考え方にこれは立っている。このワク組みの中でいろいろな操作が行なわれる。そうすると、そのワク組みの中で教師は何をやるかといったら、おのずから、やることは責任をどこに持つかということが出てくるわけです。そこで私は、とにかく、専門家としての責任を持たなきゃいかぬと思うんです。ただし、その際、私は、ちよつと木田さんと違ふのは、純粹な純粹なと言ふけれども、あれは学校の先生かと、小便してでも学校の先生かと思えるような学校の先生なんてぼくははい、教師といひ、さっぱり楽しくない。ほんとに、いい教師といひ

うのはぼくらのような愛人じゃないかと。ほんとに、何と言うか、子供たちにとっては何とも言えない愛着を感じ、尊敬を感じるような人だと思う。またその当時はいろんなあれがあったも後々自分の脳裏の中からその人を忘れないような人だったからこれは——そんなのはそんなにたくさんあるわけじゃないんだ。そんなのはかりだったらそれはたいへんだ。やっぱりいろんなのがいて、ぼくのようなのもいいいんですよ。だからそういう意味で私は教師というものはそういう人間であっていいし、いろんな欠陥持ってもいいけれども、常に自分の専門性を持って努力しなきゃならぬというその気持ち、さっきも言っちゃったけど毎日伸びなければ教師としても引退しなきゃならぬというようなそういう気持ちを持ち続けるような私は教師でなきゃならぬと思うから、ちょっと木田さんとは意見が違うけれどもね。ただ、そこで一つ言えることは、人材を求めるということの中に、これは自民党の考え方ですけれども、こういうことはやめたほうがいいと思う。何か昔は徴兵免除になったと、私はこんなばかな話ないと思ってるんですよ。いやおかげでおまえも死ななかったと言われればそういうことにもなるかもしれないけれども、ぼくらのときまでは大体短現といって五カ月、五カ月行きや——その前には一年行つて、これは死んだんですけれどもね。その前のほうには五カ月短現、その前には六週間現役というのがあった。六週間しか行かない。われわれの短現のときは、行つたのは伍長になつて帰ってくる。海軍で言えば三等兵曹が何かになつて帰ってくる。そして行かなくてもいいというようなこれは、少なくともおまえたちは天皇陛下のために死ねというやつが戦争に行きたくないから教員の道を選んだなんというのだったら、こんな卑劣な何というか、裏切り者はないと思う。だからそんなことでもつて喜んでなつたやつがあつたとしたら、私はこれはやっぱり問題だと思ふ。そういう教師になつてはいけない。それから税金を納めないようにしてやろうなんてそんな、

分相応の税金を納めりやい。税金を納めることがいやだなどという事で教員の道を選ぶというのなら、そんなのは教員にならないほうがよろしい。私はそう思う。そんな低俗なものじゃないんです。そんなことじゃなくて、私に言わせれば、これは教師を専門職として待遇するという事は賛成です。そうしてもらわなきゃならぬと思う。そして、よい金もうけなんてできない仕事ですからね。少なくともいまの教師は大都市へ来たからおそらくいろんなあれがあるんだと思うんですよ、アルバイト。アルバイトというとか外国語だからちょっと聞かえがいいようにだけれども、われわれのころにはかなり厳重なあれがありました、家庭教師を自分の学校のあれにやっていけないとか何とかという事をいって、それはもうみんなやることをやっぱり控えた。そういうことをやらなきゃだめだという事では困ると思う。専門職としてそれに値する事をやってみて、専門職として同時にものと私大事なこと、さつきから言っている、専門職としてほんとうに教員が生きていって、自分の選んだ道としてこんな生きがいのあることではないと感ずるような状況をつくるということですからね。それはあんなたちの私はつとめだと思えますよ。何かやつたらひとつ処分してやろうかという顔してるんじゃない、これはとてもたまるもんじゃあない。教員だって労働者だ、労働者というのはいけいからぬといふようなことを言うけれども、労働者と言ったって何だ、いいですよ。いま世界どこへ行ったらってそんなのは通用するんですから。明治時代のような話をして、労働者なんといったら教員の値段が下がったようなことを言うのはこれはとんでもない話だと思ふ。だからその新しい時勢の中でもものを見て、そうしてほんとに教師として生きがいを感じるような、そういう皆さんは条件をおつくりになっていただいて、特に専門家としての教師たちにいろいろな手かせ足かせをやるようなそういう態度を改めることこそがほんとうに人材を集める道だと私は思ふんです。教員をやった

みれば、別に非常につばな考えをもって教員になったわけでありませぬけれども、私は教員になつていまだによかつたと思つています。楽しかった。そして教壇に立つてるときが一番やっぱり楽しい。大体もう教えたのが六十越してしまふからね。おまえの年どうだいということになるけれども。そういう、子供といつたつて子供じゃない、もうじじいじゃなくさんというふうなあれを見ますという、自分の一生というものについてひとつのやっぱり感慨があります。だからそういう教師にしてみたいというのが私のあれです。早くやめられたいということを盛んに言ってますからこらでやめますけれども、ひとつこれ悪くならないで、私はやっぱり野党の意見も聞いて、河野議長さんは防衛と教育だけはこれはもうとにかく妥協も何もできないあれだといふようなことを言う、これ考えてみればたいへんいいことを言っているようだけれども、この問題で意見が食い違つたら、もうやろうかというふうな話にそれが通するんであれば、これは重大なことだと思ふんですね。私は、やはり教育の対象は日本の次の世代を背負う人間で、この少年たちのことにどれが一番適切かということになつたら政治家はその判断ができなかつたかと思ふ、政治家も政党も。自分のほうに都合がいいとか悪いとかという考え方はこれはもうだめなんです。世界の趨勢というものも考えながら、教育はかくあるべきだといふことになつたら負け合つた場合にはあつさり負けるべきだ、私はそういう考えをお互いが持たなきゃならぬから、河野さんの言うのはちょっと刺激が強過ぎると、このごろ考えているが、どうぞひとつ教育問題についてはお互いがとにかく議論するだけして、そうして最善のものを日本の子供の教育政策としてお互いが責任を持つてつくりあげるんだという考えを私は持ちたいと思つております。しかし、ときどき私もそういうことを考えながら反省しなきゃならぬこともやりますから、これは大いに慎んでいこうと思つておりますが、私の質問これで終わります。

○委員長(永野雄雄君) 本日の会議はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。
午後六時二十八分散会

七月六日本委員会に左の案件を付託された。

一、「国立学校設置法等の一部を改正する法律案」の撤回に関する請願(第三四七三号)(第三五〇八号)(第三五二三号)(第三六五五号)

一、女子教育職員の育児休暇法制定に関する請願(第三五〇七号)(第三六二七号)

一、静岡県指定史跡を含む伊場遺跡の一部を東海道本線高架事業用地としての使用に関する請願(第三五一七号)

一、「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法案」の撤回に関する請願(第三五二六号)(第三六二五号)

第三四七三号 昭和四十八年六月二十二日受理
「国立学校設置法等の一部を改正する法律案」の撤回に関する請願

請願者 富山市西田地方町一ノ五ノ二一
梅沢きみ外七十一名

紹介議員 杉原 一雄君

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第三五〇八号 昭和四十八年六月二十三日受理
「国立学校設置法等の一部を改正する法律案」の撤回に関する請願

請願者 富山市相生町六ノ一三 上谷政二
外九十九名

紹介議員 杉原 一雄君

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第三五二三号 昭和四十八年六月二十五日受理

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第三五二七号 昭和四十八年六月二十七日受理
女子教育職員の育児休暇法制定に関する請願

請願者 大阪府泉大津市森三五二助松団地
七ノ三〇三 高木佐代子外九百四十七名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第四九〇号と同じである。

「国立学校設置法等の一部を改正する法律案」の撤回に関する請願(十八通)

請願者 群馬県前橋市朝日町一ノ二二ノ四
町田重雄外六百六十七名

紹介議員 原田 立君

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第三六五五号 昭和四十八年六月二十八日受理
「国立学校設置法等の一部を改正する法律案」の撤回に関する請願(三十二通)

請願者 東京都葛飾区西新小岩一ノ七ノ一
一 石神皓男外二百八十二名

紹介議員 原田 立君

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第三五〇七号 昭和四十八年六月二十三日受理
女子教育職員の育児休暇法制定に関する請願

請願者 新潟県新潟市原八七二ノ三 山内
修外五百二十四名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第四九〇号と同じである。

第三六二七号 昭和四十八年六月二十七日受理
女子教育職員の育児休暇法制定に関する請願

請願者 大阪府泉大津市森三五二助松団地
七ノ三〇三 高木佐代子外九百四十七名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第四九〇号と同じである。

第三五一七号 昭和四十八年六月二十五日受理
静岡県指定史跡を含む伊場遺跡の一部を東海道本線高架事業用地としての使用に関する請願

請願者 静岡県浜松市元城町三八ノ二浜松
市自治会連合会内 金原英之助外

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

紹介議員 山本敬三郎君

静岡県指定史跡を含む伊場遺跡の一部を、浜松市東海道本線高架事業用地として使用することを認められたい。

理由

今日、浜松市では、東海道本線が市の中央部を東西に横断しているため、市内の交通や町づくりが南北に分断され、市民の暮しと町の発展が大きく阻害されている。従つて、私たちは東海道本線の高架化を長い間、主張してきたが、高架にするには広大な鉄道設備用地を必要とする。そのため、県指定遺跡を含む伊場遺跡の一部を高架関連事業用地に利用することを認める静岡県教育委員会の決定がなされたが、それは遺跡の保存・活用と、市民福祉の向上をはかる施策との調和を図るためのやむをえない措置であると考える。

第三五二六号 昭和四十八年六月二十五日受理

「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法案」の撤回に関する請願

請願者 兵庫県西宮市一里山町一九ノ二二

加島金吾外五百二名

紹介議員 渋谷 邦彦君

この請願の趣旨は、第一〇九九号と同じである。

第三六二五号 昭和四十八年六月二十七日受理

「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法案」の撤回に関する請願

請願者 神戸市灘区畑原通五ノ四ノ八 境

菊松外百八十九名

紹介議員 藤原 房雄君

この請願の趣旨は、第一〇九九号と同じである。